

学校防災活動マニュアルの作成指針

(令和6年5月改訂版)

神奈川県教育委員会

令和6年5月

はじめに

(学校防災活動マニュアルの見直しの経緯)

神奈川県教育委員会では、平成7年1月に発災した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成9年3月に「学校における地震防災活動マニュアル」を作成し、私学を含む県内の全ての小・中・高等学校及び盲・ろう・養護学校並びに市町村教育委員会に配付し、マニュアルは、学校現場における大規模地震に対する基本的な対応、指針、指導資料として活用されてきました。

また、平成9年の作成以降、国における東海地震に関する情報体系の変更や、平成16年10月に発災した新潟県中越地震等での教訓などを踏まえた対応を行うため、平成18年1月に「学校における地震防災活動マニュアルの作成指針」を策定しました。

その後、平成23年3月に発災した東日本大震災で明らかになった課題への対応や、各学校における地震防災対策をより実効性あるものにするため、平成23年に作成指針の見直しを行うとともに、風水害時の対応を掲載し、**大規模地震編**と**風水害編**から構成する「学校防災活動マニュアルの作成指針」に名称変更しました。

平成27年度には、近年の全国的な火山活動の活発化等を受け、**火山災害編**を追加しました。今後も、随時、作成指針の見直しを行ってまいります。

本作成指針の構成は次のとおりです。

大規模地震編

- 序章「大規模地震に係る基本的な対応」
- I 章「日ごろから大規模地震に備えて」
- II 章「大規模地震情報への対応」
- III 章「地震発生直後の対応」
- IV 章「学校の復興に向けて」
- V 章「各校で作成する地震防災活動マニュアルの記載内容例」

風水害編

- 序章「風水害に係る基本的な対応」
- I 章「日ごろから風水害に備えて」
- II 章「風水害時の対応」

火山災害編

- ・火山災害に係る基本的な対応等

(活用にあたって)

災害はいつ襲ってくるかわかりません。学校にあっては、日ごろから児童生徒や教職員の防災意識の高揚を図ることが重要ですし、災害時には、児童生徒の生命・身体 の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校(小・中・高校など)で、児童生徒を保護します。なお、公共交通機関の運行中止により保護者が帰宅できないことも想定されることから、児童生徒の帰宅に際しては、保護者へ引き渡すことを原則とし、学校で児童生徒の安全確保に努めるなど、緊急時に適切な対応がとれるよう、教職員間の共通理解が不可欠です。

そのためには、

- ① 地域性(地域資源、地理的条件等)や特性に応じた独自のマニュアルの作成
- ② マニュアルに基づいた訓練の実施
- ③ 訓練実施結果から、マニュアルの検証と修正

といった作成・実施・検証と修正の各段階を踏まえることが重要となります。

各学校において本作成指針に基づいて、改めて防災体制の見直しや確認をしていただくとともに、各学校のマニュアルについて必要な整備・改訂を行い、防災対策をより実効性のあるものにしていただくようお願いいたします。

目 次

大規模地震編

序章 大規模地震に係る基本的な対応	1
1 「南海トラフ地震に関連する情報」への対応	
2 地震・津波への対処	
3 地震発生後の対応	
4 避難所等としての対応	
I 章 日ごろから大規模地震に備えて	17
・チェックリスト	
・チェックリストのポイント	
II 章 大規模地震情報への対応	31
・チェックリスト	
・チェックリストのポイント	
III 章 地震発生直後の対応	41
・チェックリスト	
・チェックリストのポイント	
IV 章 学校の復興に向けて	59
・チェックリスト	
・チェックリストのポイント	
V 章 各校で作成する地震防災活動マニュアルの記載内容例	65
資 料	66
資 料 1 南海トラフ地震について	
資 料 2 南海トラフ地震防災対策推進地域・津波対策特別強化地域（県内）	
資 料 3 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について	
資 料 4 配備編成計画策定要領（神奈川県）抜粋	
資 料 5 避難所マニュアル策定指針等について	
資 料 6 災害時優先電話について	
資 料 7 災害用伝言ダイヤル「171」について	
資 料 8 災害用伝言板「web171」について	
資 料 9 学校からの報告系統図	
資 料 10 県災害対策本部教育部の組織及び分担業務	
資 料 11 防災組織図（例）	
資 料 12 災害時緊急連絡システムの概要	
資 料 13 津波災害警戒区域の指定について	
様 式	87
様 式 1 大規模地震による避難・誘導等状況報告書	
様 式 2 被害状況等報告書	
様 式 3 財産損害発生・事故発生速報	
様 式 4 安全点検表	
様 式 5 防災資機材一覧表（例）	
様 式 6 大規模地震発生時避難場所等一覧（掲示例）	

風水害編

序章 風水害に係る基本的な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

I 章 日ごろから風水害に備えて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
・チェックリスト

II 章 風水害時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
・チェックリスト

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

資料 1 「防災気象情報」を活用した、大雨や台風への備えについて

資料 2 雨の強さと降り方について

資料 3 土砂災害に関する情報について

資料 4 特別警報について

資料 5 雷に関する情報について

様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121

様式 1 臨時休業実施報告書（県立高等学校用）

様式 2 同 上 （県立特別支援学校用）

様式 3 公立学校措置の状況について（市町村教育委員会(教育事務所経由)用）

火山災害編

火山災害に係る基本的な対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

資料1 噴火警戒レベルについて

資料2 富士山の噴火警戒レベル

資料3 箱根山の噴火警戒レベル

資料4 降灰予報について

資料5 主な火山被害について

大規模地震編

序章

大規模地震に係る基本的な対応

1 「南海トラフ地震に関連する情報」への対応

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて、以下の2種類の情報名で発表されます。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

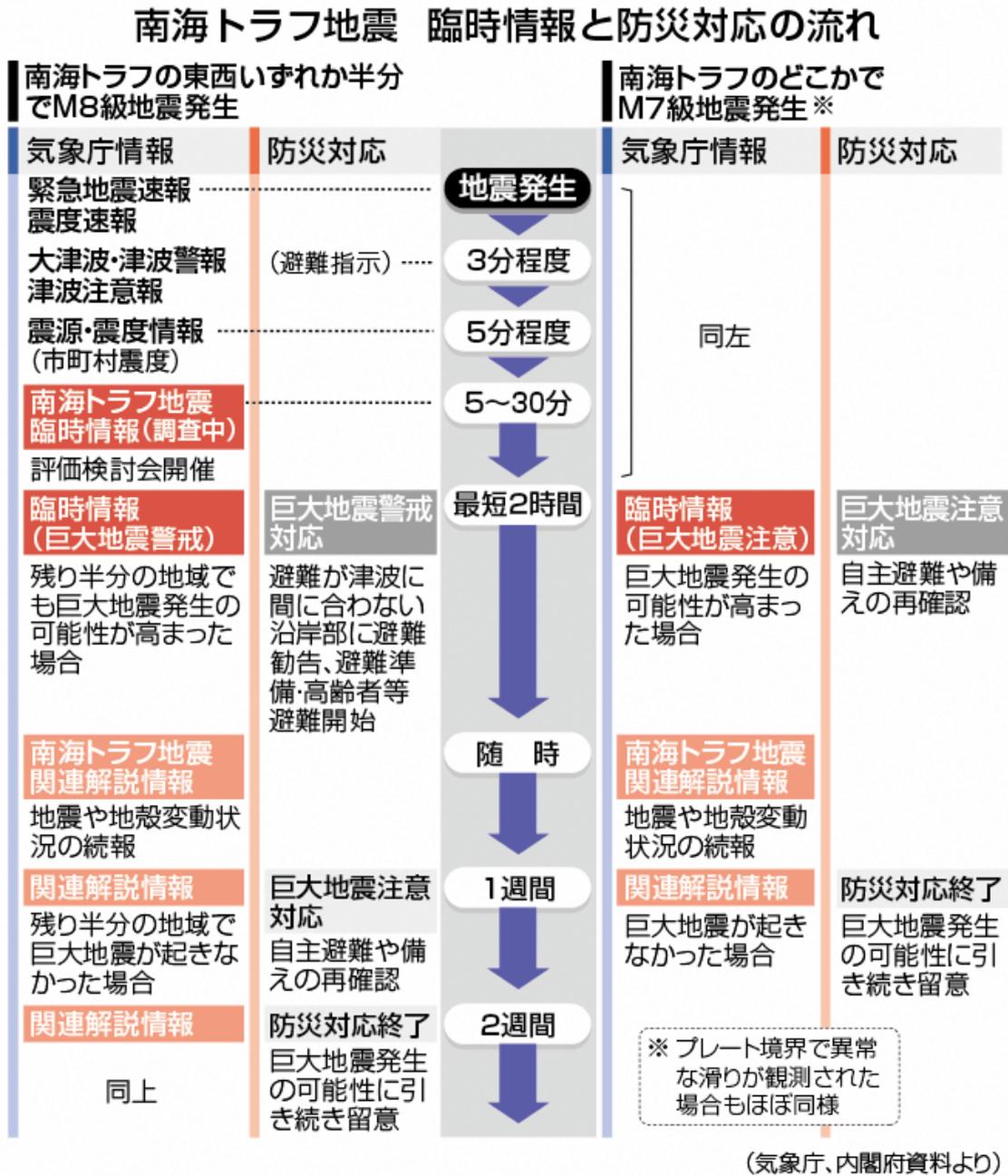
「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の上にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表されます。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

<気象庁HPより抜粋>

(2) 南海トラフ地震臨時情報と防災対応の流れ



南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、警戒が必要です。

その際、電話等が非常に利用しにくくなることも想定されるので、あらかじめ複数の通信手段（電子メール、携帯電話メール、災害時優先電話等）の使用について、確認しておくことが重要です。

資料1 南海トラフ地震について・・・P 6 7

資料2 南海トラフ地震防災対策推進地域・津波対策特別強化地域（県内）・・・P 6 9

資料6 災害時優先電話について・・・P 7 7

■ 小学校・中学校・高等学校等での対応

- ① 教職員の直接管理下（授業、給食指導等）で「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合
 - i 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震注意）が発表された場合
平常授業を続けますが、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、担任、授業担当などが説明するなどします。
 - ii 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
平常授業を続けますが、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、担任、授業担当などが説明するなどします。
教職員は、情報収集・連絡体制の確認、施設・設備の点検、児童生徒等の安全確保、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行います。

- ② 教職員の間接的な管理下（休み時間、始業前、放課後）で「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合
 - i 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震注意）が発表された場合
特別な対応はありませんが、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、説明するなどします。
 - ii 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、担任、授業担当などが説明するなどします。
教職員は、情報収集・連絡体制の確認、施設・設備の点検、児童生徒等の安全確保、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行います。

- ③ 社会見学、遠足等で「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合
集合解散場所から行事の実施場所までの地域が地震防災対策推進地域内か外かの別等を事前に確認し、地震が発生した場合にどのような状況となるかを想定しておきます。
 - i 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震注意）が発表された場合
特別な対応はありませんが、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、説明するなどします。
 - ii 南海トラフ地震臨時（巨大地震警戒）が発表された場合
不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、説明するなどします。また、状況により、児童生徒を安全な場所（避難場所等）まで引率し、そこで待機します。

- ④ 登校、下校時に「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合
 - ア 児童生徒の行動
 - i 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震注意）が発表された場合
特別な対応はありません。

- ii 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
特別な対応はありませんが、状況に応じて通学路の安全確認等を行います。

イ 教職員の行動

- i 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震注意）が発表された場合
特別な対応はありませんが、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、説明するなどします。
- ii 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
正確な情報の把握に努め、連絡体制の確認、施設・設備の点検、児童生徒等の安全確保、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行います。また、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、説明するなどします。

※ 「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合の留意点

- 正確な情報の把握
- 教職員の参集、緊急時の役割分担等の確認
- 施設の保安措置、初期消火・救護の準備等の確認
- 関係機関（教育委員会、警察、消防、その他）及び保護者への連絡体制の確認
- 児童生徒の状況把握
 - ・ 状況（氏名、人数、帰宅手段の状況等）把握・記録
 - ・ 障害のある児童生徒の介助体制の確認
 - ・ 地区別・方面別等の帰宅体制の確認
 - ・ 保護者への引き渡しカード等の確認
 - ・ 遠距離通学者、公共交通機関等の利用者、留守家庭等で帰宅できない者の把握・保護
 - ・ 各種情報や学校周辺の状況等に応じた児童生徒等の保護
- 避難及び臨時休業等の検討
 - ・ 避難開始時期と避難場所の確認
 - ・ 事前避難地域に位置する学校等の臨時休業等の検討

※ 授業中・放課後などの時間帯や平日・休日などの曜日の違い、また、部活動、校外活動等のあり・なし等、状況に応じて教職員の必要人数も変わってきますので、教職員数が不足する場合の管理職への応援要請方法、それに基づく教職員間の連絡・参集方法等も含め、様々な場面を想定した対応をあらかじめ定めておく必要があります。

2 地震・津波への対処

■ 小学校・中学校・高等学校等での対応

① 教職員の直接管理下（授業、給食指導等）で地震に遭遇した場合

ア 児童生徒の行動

普通教室では即座に机の下にもぐる習慣を身に付けておくことが大切です。自分で行動することが困難な児童生徒については、教職員等が援助（介助）して身体を保護する必要があります。

特別教室や体育館では、地震に遭遇した時、普通教室と机の形・大きさ・数等が違うため、どのように自分の身の安全を図るか、あらかじめ理解させておく必要があります。

ストーブが転倒し火災となる可能性があるのでストーブの近くの児童生徒は、速やかにストーブから離れます。

津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ一時避難します。

資料3 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について・・・P70

イ 教職員の行動（授業担当者等）

地震の際、まず児童生徒を机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりとつかませ、頭を保護するよう指示します。

ストーブを使用しているときは、ストーブが倒れ火災が発生する可能性があるので、ストーブの周りの児童生徒には速やかにストーブから離れるように指示します。

また、緊急事態に遭遇して児童生徒がパニックに陥ることが考えられるため、パニック状態の防止に努めます。

揺れの状況や教室・設備の状況等によって必要かつ可能な措置に努めます。

揺れがおさまったら、児童生徒の安全を確認し、ヘルメットや防災頭巾があれば着用して、火の元の消火確認や避難路として出入口を確認します。

教職員は、様々な災害の状況を想定し、正確な情報の把握に努め、絶えず冷静さを失わず適切な指示をすることができるように、平素から訓練を行い万全を期しておくことが必要となります。

津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ児童生徒を一時避難させます。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努めます。

ウ 職員室に在室する教職員の行動（管理職等）

地震に遭遇したら、揺れがおさまった後に緊急放送をします。児童生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火を教職員に向けて指示します。緊急放送ができないことが考えられるので、事前に放送内容の共通理解を図っておくことも大切です。

全体への指示を出す教職員、校内を見回り状況を把握する教職員、緊急放送・連絡する教職員、教職員不在教室の児童生徒の状況を確認する教職員など、役割分担により速やかに行います。

津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に児童生徒を一時避難させるよう全教職員に指示します。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保について指示します。

② 教職員の間接的な管理下（休み時間、始業前、放課後等）で地震に遭遇した場合

教科等の学習中の場合に比べ、指示や人員の把握がしにくい状況であることを踏まえた対応が必要です。この時間の児童生徒は、個人もしくはグループで校舎内外に分散している状況が多いことを想定し、教室などでは机の下にもぐる、校舎外ではガラスの飛散などが考えられるので校舎に近づかないなど、あらかじめ示された対応や主体的な判断による対応ができるように指導しておきます。また、担任（不在の場合は副担任等）は自分の担任の教室へ直行し、その他の教員は職員室に集合するなど行動のルールを事前に決め、事前に周知しておきます。

津波の被害が想定される学校では、児童生徒は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）一時避難します。

教職員は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に児童生徒を一時避難させます。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努めます。

③ 社会見学、遠足等で遭遇した場合

社会見学や遠足等は、学校とは違う学習環境で行われるため、児童生徒の精神面等では平常でないことが予想されます。また、見学場所等では学校には無い設備や物品があったり、教職員以外の人の指示に従って学習したりすることが多々あり、このような場面で地震に遭遇した場合は、その都度状況に応じた対応が要求されます。

屋内にいる場合は、速やかに机の下などの安全な場所へ移動させる、海岸にいる場合は津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起こる可能性があるため、速やかに安全な場所に避難させるなど、具体的な対応については、あらかじめ社会見学や遠足実施場所の下見時等に避難場所（高台あるいは鉄筋コンクリートの高い建物）、避難経路を確認しておくなどをした上で、非常の場合の行動計画を作成し、これに基づいて行動します。どのような状況で遭遇しても児童生徒の人数を確認し、安全な場所へ避難誘導することが優先されます。また、引率先から学校へ状況を速やかに連絡します。

社会見学や遠足等が終了し解散した後に災害が起きる可能性も予想されますので、こうした場合の対応も含めて非常の場合の行動計画を作成し、これに基づいて行動することが必要です。

津波の被害が想定される場所にいる場合は、児童生徒は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ確認した場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に一時避難します。

教職員は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ確認した場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ児童生徒を一時避難させます。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努めます。

④ 登校、下校途中で遭遇した場合

児童生徒の登下校中に地震が発生した場合、児童生徒が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実践することが求められます。このようなことから、平素より様々な災害を想定した上で、安全を確保するための行動シミュレーションについて十分に時間をかけて指導し考えさせておくことが必要です。実際に遭遇した場合、まず「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」、次に「ブロック塀、自動販売機、ガラス、建物、崖下、川岸等からすぐ離れ、[落ちてこない・倒れてこない・移動してこない]場所に身を寄せる」、「自動車は思わぬ動きをするので離れる」、「津波の被害が想定される場所にいる場合は、直ちに高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に一時避難する」等の指導をしておきます。

また、地域の実状に応じた対応をすることが原則ですが、登校中に地震に遭遇した場合は、可能ならばそのまま通学路を登校させ、下校中は、原則として安全に注意しながら下校させます。

公共交通機関を利用している児童生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないように指導しておきます。また、避難の途中経路で児童生徒が集まり、互いに助け合うように指導します。

なお、学校に向かうか家に向かうかを判断するポイント地点を、あらかじめ通学路上に定めておきます。

■ 障がいのある児童生徒への配慮

※ 障がいのある児童生徒に対しては、それぞれの障がいの状態に応じて、災害時の対応を具体的に想定しておくことが必要です。

① 障がいのある児童生徒が通常の学級または特別支援学級に在籍する場合

通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒の場合も特別支援学級に在籍している場合も、それぞれの学校の緊急避難対応に従うことが原則です。ただその児童生徒の障がいの状況を日ごろより全教職員で共通に理解しておき、いざというときにすぐ対応できるように訓練しておくことが必要です。車椅子の場合、あるいは背負って避難する場合、手を引いて同行しなければ移動できない場合等それぞれの対応が準備されていなければなりません。

障がいのある児童生徒の場合、異常な状況であるという判断がとっさにできにくい

で、日ごろより、教職員、支援者、保護者が子どものそれぞれの障がいを踏まえ、シミュレーションの上、十分な訓練が必要になります。

また、疾病を有する児童生徒の場合、緊急時の対応について、保護者と事前に相談しておく必要があります。

スクールバスを利用している児童生徒がいる場合には、バス運行中に地震が発生した場合を想定して、その対策を講じておく必要があります。

② 特別支援学校の場合

学区が広域にわたるため、学校管理下で地震が発生した場合の対応を3つの時間帯に分けて、考えておかなければなりません。また、平常時より地域住民等の理解と協力を得られるようにしておくことも重要です。

ア 登校時間帯に発生した場合

i スクールバス利用の児童生徒

◎ 乗車後の児童生徒の掌握

スクールバス運行時に地震が発生した場合は、学校と連絡を取り合って安全確保に留意しながら、可能であれば、学校まで乗車後の児童生徒を移送します。

学校までの走行が不可能な場合は、安全なところにバスを止め、周囲の人々に援助を求めながら、学校から応援の教職員が駆けつけるまで待機します。

◎ 乗車前の児童生徒の場合

バス乗車場所までは保護者付添いなので、乗車前の場合は保護者の管理にゆだねます。

ii 公共交通機関利用の児童生徒

登校途中の児童生徒については、状況に応じ登校するか、自宅に戻る方が安全かを判断するように、日ごろから指導しておくことが必要です。しかし、障害のある児童生徒の場合は、状況に応じた判断がかなり困難な場合もあるので配慮を要します。なお、一時的に行方不明となった場合にも地域住民等の協力を得られるように、協力依頼の文面を入れた本人の証明カードを所持させる等の対策を家庭において行えるよう指導し、日常から通学区域の交番や商店等への理解・協力を依頼しておくことも必要です。

イ 全員登校後に発生した場合

児童生徒の安全確保と緊急避難は、各学校のマニュアルに基づいて行います。そのための訓練は日ごろから学校で様々な場合を想定し、徹底しておきます。

ウ 下校時間帯に発生した場合

スクールバスは、地震発生時点で乗車中の児童生徒については乗車させたまま、安全確認をしながら学校へ引き返します。学校までの走行が不可能な場合は、安全な場所に車を止め、周囲の人々に援助を求めながら、学校から応援の教職員が駆けつけるまで待機します。

公共交通機関の利用者については、教職員が最寄の駅（各学校で指定している所）へ出向き、児童生徒を学校へ引率します。

3 地震発生後の対応

■ 小学校・中学校・高等学校等での対応

避難を開始するにあたっては、児童生徒の掌握を第一に考えなければなりません。けが人の有無についての確認や、障害のある児童生徒の避難確保等、児童生徒全員を掌握し、避難を開始することが肝要です。

また、次の点については、どのような場合にも共通する事項です。

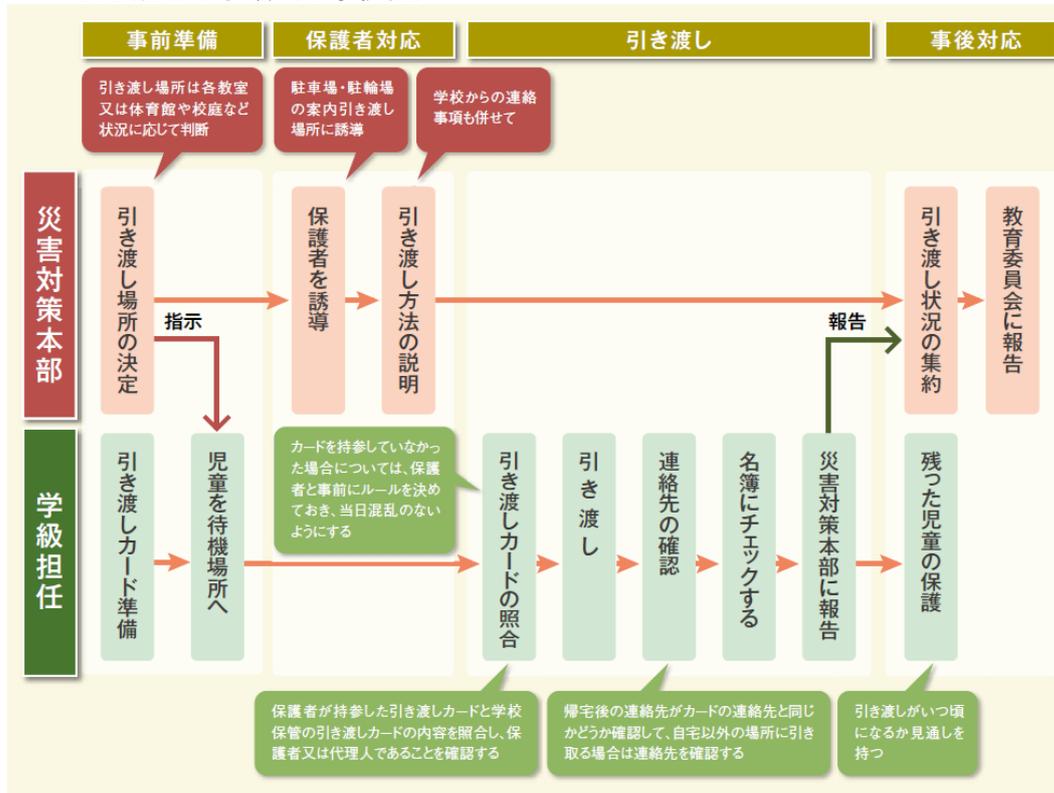
- ・ 児童生徒や教職員が、けが等をした場合は他に優先して応急手当をします。（応急手当はけがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行います）
- ・ 必要に応じ、救急車の手配をします。（救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬送可能な近隣病院を把握しておく必要があります）
- ・ 教育委員会やその他関係機関に被害状況等を報告します。報告先、報告方法については、事前に確認しておきます。
- ・ 保護者への連絡方法についても、電話等が非常に利用しにくくなることが想定されるので、あらかじめ学校ホームページの連絡掲示板、民間事業者によるメール斉配信サービス、災害用伝言ダイヤル、災害時優先電話など複数の通信手段を検討しておくことが必要です。特に、災害時の重要通信を確保するため、「災害時優先電話」については、設置場所や使用方法について確認し、教職員に周知しておきます。
- ・ 児童生徒の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校（小・中・高校など）で児童生徒を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡します。なお、児童生徒の保護者への引き渡しにあたっては、保護者が仕事や外出等で自宅にいない場合や、公共交通機関の運行中止、あるいは事業者が帰宅困難者対策として実施する従業員等の一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留め置かれた場合など、保護者自身が帰宅困難となる場合が考えられますので注意が必要です。
- ・ 地震の規模や被災状況により、児童生徒を学校で保護し、保護者に引き渡すか、下校させるかなどの判断をする必要があります。また、大規模地震の場合は、発生後に通信手段が使用できなくなり、保護者と連絡がとれないことが予想されることから、あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要です。
- ・ 引き渡しの判断時には、児童生徒の安全を最優先にするため次の点に注意が必要です。
 - * 津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要です。
 - * 保護者の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒については、学校で保護するなどの事前の協議・確認が必要です。
 - * 校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要です。
- ・ 高等学校では、被害の状況、火災の発生状況、公共交通機関の復旧状況などを総合的に判断して生徒の保護あるいは下校を決定することになります。下校については、安全が確認された後行うものとし、保護者への引き渡しの方法や職員の引率での下校にあたってのグループの編成・下校ルートなどを、あらかじめ生徒・保護者と確認しておくことが必要です。

引き渡しのルール（例）

学校を含む地域の震度	震度 5 弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校で待機させる。この場合時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。
	震度 4 以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
※上記はあくまでも例であり、学校種や学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要があります。		

(参考) 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成24年 3月 文部科学省）

P27 引き渡しの手順（小学校例）



緊急時引き渡しカード(例)				
(児童名)		(きょうだい)		
年 組	年 組	年 組	年 組	
番号	引き取り者氏名	連絡先(電話、住所)		児童との関係
1	保護者	電話[- -]		
		携帯[- -]		
		住所[- -]		
2				
3				
震度4以下でも、交通機関に影響が出た場合は児童を学校に待機させますか。待機を希望する場合は右の欄に○をしてください。				

- ・ 地域住民や帰宅困難者が避難してくることが予想されるため、校内に児童生徒の保護エリアとは別に住民等の保護エリアを設定し、混乱を避けます。その際、避難所等に指定されていない学校にあっては、地域住民等が避難してきた場合に避難者の安全確保を図る等、市町村災害対策担当部局等と連携して対応するとともに、指示に従い備蓄品が整備されている本来の避難所へ誘導します。

① 校舎・建物の被害状況ごとの対応

ア 火災が発生

- ・ 児童生徒を校庭等、安全な場所に避難させます。
- ・ 火災発生場所を認知したら他の教職員に通報し、初期消火に努めます。また、最適な避難経路を選び、避難場所へ誘導避難させます。
- ・ 停電で放送設備が使用不能となる場合は、非常放送設備を利用します。また、ハンドマイクやメガホン等の利用も考えられます。
- ・ 避難終了後直ちに分担に従い、児童生徒の掌握やけがの程度等を確認します。

イ 建物が損壊

建物が損壊するような地震の場合は、児童生徒の精神状態に平静さが欠けてしまうことが予想されます。また、けが人が多く発生することも考えられるので、次の事項に留意する必要があります。

- ・ 火災が発生しなければ、児童生徒の人員（名前）やけがの程度等を確認し、二次災害に備え、担任等の誘導のもとに安全経路を確認しつつ順次避難場所に避難誘導させます。また、児童生徒の掌握やけがの程度等を確認します。
- ・ 建物が損壊している場合は、ガラスの破片が飛散していることが多く、また、避難中に余震等により割れたガラスが落下するといった危険性も考慮しておきます。
- ・ 校舎内を巡視して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の被害状況を確認します。

ウ 建物が倒壊

被害が著しく、児童生徒の安全確保のため大至急脱出・避難しなければならない場合、次の事項について前もって留意しておきます。

- ・ 校長は状況を判断し、必要に応じて速やかに避難させます。
- ・ 児童生徒を脱出・避難させるにあたっては、その場にいる授業担当者の判断にゆだねられる場合が考えられます。けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら早急に安全な場所に避難させます。
- ・ 被害状況の把握を行います。管理職を含む複数の教職員で校舎内の巡視をしますが、目的は残留している児童生徒の救出等とし、施設の被害状況の把握は、最終的には専門家（応急危険度判定士等）にゆだねます。
- ・ 崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないか、確認します。
- ・ ガラスは、建物の高さの1/2の距離まで飛散する可能性があります。校舎の高さを確認し、校舎に隣接する場所等校庭の危険箇所を把握しておく必要があります。

エ 建物に異常なし

- ・ 担任等は管理職等からの避難指示を待ちます。

② 教職員の対応

- ・ 避難してない児童生徒や教職員の捜索や救出、救護にあたります。
- ・ 避難した児童生徒の安全確保とけが等の応急処置にあたります。
- ・ 臨時休校としたときは、保護者と連絡をとり、引き取りの依頼をします。引き取りに来られない場合も児童生徒の状況などを保護者へ連絡するよう努めます。
- ・ 火災の場合は初期消火に努めます。火災がなければ被害状況の把握に努めます。
- ・ 校庭等、児童生徒が避難している場所が建物の破損や倒壊で危険になったり、他からの情報で学校が危険と判断した場合は、別の安全な場所へ避難します。
- ・ 教育委員会への報告や指示、市町村・警察署・消防署・町内会等と連絡連携して情報収集に努めます。

※ 授業中・放課後などの時間帯や平日・休日などの曜日の違い、また、部活動、校外活動等のあり・なし等、状況に応じて教職員の必要人数も変わってきますので、教職員数が不足する場合の管理職への応援要請方法、それに基づく教職員間の連絡・参集方法等も含め、様々な場面を想定した対応をあらかじめ定めておく必要があります。

■ 障がいのある児童生徒への配慮

① 障がいのある児童生徒が通常の学級または特別支援学級に在籍する場合

各学校の状況に応じて、帰宅あるいは学校待機等の措置をとります。しかし、状況判断が適切にできない児童生徒も多いと予想されるので、混乱に拍車がかかりパニック等になることも十分考慮して対応しなければなりません。

② 特別支援学校の場合

学区が広域に渡るため、学校管理下で地震が発生した場合は、保護者との連絡、引き渡し等に、かなりの時間を要することが予想されます。その間の児童生徒の安全管理と保護について、次の配慮がなされなければなりません。

ア 保護及び生活場所の確保（引き取りにくるまでの間）

特別支援学校施設の一部を児童生徒の生活の場所として確保します。また、学校管理下で地震が発生したときは、特別支援学校へ児童生徒を引き取りにくるよりも、家族ぐるみで避難してくることも予想されますので、対応を考慮しておくことが必要です。

イ 家庭への連絡方法の確保

家族が緊急避難する場所を日ごろから調べ一覧表等にし、確認しておきます。また、ろう学校においては、保護者も聴覚障がい者である場合があるので、連絡方法について配慮が必要です。

ウ 医薬品、日常服用薬が必要な児童生徒の対応

疾病を有し、日常定期的に薬を服用している児童生徒が多い特別支援学校では、緊急時の対応について、保護者と事前に相談しておく必要があります。

4 避難所等としての対応

避難所等の開設は、当該避難所の所在する市町村が主体となり、自主防災組織と施設管理者の協力を得て行われます。

避難所等として指定されている学校は、日ごろから市町村、自主防災組織等と話し合い、避難者受け入れ等、避難所等の運営に係る計画を策定するとともに、いざという時は運営を支援します。

なお、災害が発生した場合や、警戒宣言が発令された場合などの緊急時には、避難所等としての指定の有無に関わらず、地域住民等が学校に避難してくることが予想されるため、避難所等に指定されていない学校においても、避難者に対して適切な対応ができるよう、避難対策等に係る計画を定めておくことが重要です。

さらに、災害が発生した場合や警戒宣言が発令された場合などの緊急時には、地域住民が学校に避難してくるとともに、公共交通機関の運行の中止により、帰宅困難者が多数発生することが予想されます。県地域防災計画を踏まえ市町村から避難所等としての指定されている、あるいは帰宅困難者受入施設となる県立学校は、当該市町村との役割分担を明確にしておく必要があり、要請があった場合に適切に対応できるよう、事前に市町村の防災(災害)対策担当部局等と協議・検討し、計画を定め備えておく等、より一層の連携を図る必要があります。

○ 避難所等業務への協力等

学校が災害時における避難所等となった場合には、市町村長が行う災害応急対策が円滑に行われるよう、学校は避難所等の運営について協力します。

校長は、市町村の防災(災害)対策担当部局等との協議・検討を踏まえ、あらかじめ教職員の具体的な職務分担、応援体制等の計画を策定します。

市町村との協議・検討にあたっては、次の事項について留意することが重要です。

留意事項

- ・ 学校は、避難してくる地域住民等を受け入れる部分について、収容人数を考慮し、提供部分をあらかじめ決めておきます。
- ・ 学校が避難所等になると、その運営は市町村の災害対策担当部局の管理下に置かれることになり、校長、教職員は運営に協力することが期待されるため、学校内における防災組織の中で役割分担を明確にしておきます。また、感染症対策として、避難者同士の間隔を十分にとり、換気の徹底、発熱者の対応スペースを検討しておきます。
- ・ 市町村、関係する自主防災組織等と避難者の受け入れや、避難所運営等について定期的に協議し、共通理解を図ります。
- ・ 避難所開設期間が長期化する場合には、学校施設の一部を避難所としたまま授業を再開することを想定しておきます。
- ・ 避難所として指定されていない学校に地域住民等が避難し、水・食糧等が必要となった場合は、市町村災害対策本部、県現地対策本部に連絡し、学校への支援を要請することとなります。

○ 学校が避難所等になった場合の対応

避難所等の運営については、本来的には市町村の災害対策担当部局がその責任を有するものですが、学校が避難所等となった場合の対応としては、次のことが考えられます。

ア 児童生徒が在籍している場合

児童生徒の在籍中に発災した場合については、児童生徒の安全確保を第一に対応し、被害の状況等を踏まえながら校長の指揮監督のもと、教職員は避難所等の運営に協力するものとします。

イ 児童生徒が在籍していない場合（夜間・休日）

学校は災害の発生や災害のおそれがあると判断した場合は、あらかじめ策定した防災計画に従い学校地震災害対策本部を設置します。児童生徒の在籍中に発災した場合と異なり、教職員は主として避難所等の運営に協力することが可能となります。

なお、夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合には、教職員の参集に時間を要し、避難所等運営に係る業務に対応できる教職員が、限定されたものとなる可能性もあることを考慮する必要があります。

校長は、緊急時の教職員の参集体制を整備し、あらかじめ教職員に周知しておきます。校長が不在の場合は副校長、副校長が不在の場合は教頭が、また、校長、副校長、教頭が不在の場合はあらかじめ定められた者が本部の適切な運営に努めます。

○ 帰宅困難者への対応

帰宅困難者を受け入れることとなった場合については、避難所業務への協力等や学校が避難所になった場合の対応を参考に、帰宅困難者への対応を行います。

○ 障がいのある子どもやその家族への特別な避難場所としての対応

特別支援学校は、障害のある子どもがより安定した避難生活を送るためのマンパワーや施設設備が確保されています。そこで、特別支援学校については、通常の避難所での生活が困難であると思われる、障がいのある子どもやその家族が避難できる場所としての活用を想定しておくことが望まれます。また、非常時の物資の確保や、福祉的・医療的なニーズを把握するマンパワーの確保、障害のある子どもやその家族のための支援体制づくりなどについて、市町村の防災計画に位置づけるなど事前に連絡・協力体制を築いておくことが重要です。また、その事態になった場合を想定し、教職員間の共通理解を十分図っておくことも大切です。

○ 災害時における教職員の役割等

災害時において教職員は児童生徒の安全を確保するとともに、校長を中心として学校教育活動再開を図ります。しかし、学校が避難所等となった場合には、市町村長が行う災害応急対策が円滑に行われるよう、教職員は避難所等の運営について協力することとなります。教職員が、校長の指示に基づき、避難所等の管理運営業務に従事した場合は、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられるので、教職員の職務の一部として取り扱います。

I 章

日ごろから大規模地震に備えて

I 章 日ごろから大規模地震に備えて

★ チェックリスト

V章 各校で作成する地震防災活動マニュアルの記載内容例対応箇所 P. 65参照

1 学校における防災体制について

<input type="checkbox"/>	(1) 年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置づけられているか	(A)
<input type="checkbox"/>	(2) 学校の所在地が地震による津波や土砂崩れの予想される地域にあるか	(H)
<input type="checkbox"/>	(3) 災害発生時に避難する場所や経路を具体的に定めておくとともに、それが教職員及び児童生徒に理解されているか <input type="checkbox"/> 避難する場所 <input type="checkbox"/> 避難経路	(H)
<input type="checkbox"/>	(4) 校内の防災訓練が計画されているか <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> その他 第1回: 防災訓練予定日 → 月 日 (実施 月 日) 第2回: 防災訓練予定日 → 月 日 (実施 月 日)	(A)
<input type="checkbox"/>	(5) 地域と連携した防災訓練が計画されているか <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> その他 第1回: 防災訓練予定日 → 月 日 (実施 月 日) 第2回: 防災訓練予定日 → 月 日 (実施 月 日)	(A)
<input type="checkbox"/>	(6) 大規模地震に関連する情報の内容を理解し、情報が発表された時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図るとともに、その内容を児童生徒や保護者にあらかじめ知らせてあるか(児童生徒の下校に関する計画、児童生徒の保護に関する計画を含む) <input type="checkbox"/> ① 児童生徒が在校中の場合 <input type="checkbox"/> ② 登下校中の場合 <input type="checkbox"/> ③ 夜間・休日の場合	(B)
<input type="checkbox"/>	(7) 地震発生時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図るとともに、その内容を児童生徒や保護者にあらかじめ知らせてあるか(児童生徒の下校に関する計画、児童生徒の保護に関する計画を含む) <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> ① 児童生徒が在校中の場合 <input type="checkbox"/> ② 登下校中の場合 <input type="checkbox"/> ③ 夜間・休日の場合	(C)
<input type="checkbox"/>	(8) 夜間・休日における教職員の連絡体制が確立されているか <input type="checkbox"/> ① 参集開始の基準 <input type="checkbox"/> ② 参集対象者 <input type="checkbox"/> ③ 参集に要する時間	(E) (F)
<input type="checkbox"/>	(9) 教職員の役割分担が理解されているか	(G)
<input type="checkbox"/>	(10) 校内にある他の施設との連携が図れているか 校内他施設の有無 → 有・無	(G)

<input type="checkbox"/>	(11) 非常時に情報を知るテレビ、ラジオ、同報無線受信機などを備えているか	(C)
<input type="checkbox"/>	(12) 校内放送が使用できないときの、他の連絡手段の検討はされているか	(C)
	他の連絡手段→ 格納場所→	
	他の連絡手段→ 格納場所→	
<input type="checkbox"/>	(13) 校長、副校長、教頭不在時の対応を想定しているか	(G)
	指揮代行順位1→	
	指揮代行順位2→	
	指揮代行順位3→	
<input type="checkbox"/>	(14) 児童生徒の引き渡しの判断について、あらかじめ学校と保護者間でルールを定めているか	(C)
	<input type="checkbox"/> 引き渡し時の条件	
	<input type="checkbox"/> 引き渡しの方法	
<input type="checkbox"/>	(15) 障がいのある児童生徒への対応を具体的に定めているか	(C)
<input type="checkbox"/>	(16) 学校の非常持出用重要書類の把握をしているか	(J)

I 章 日ごろから大規模地震に備えて

★ チェックリスト

2 学校の立地条件・施設設備等について

<input type="checkbox"/> (1) 学校の防災資機材の保管場所、使用方法等を把握しているか <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓 <input type="checkbox"/> 火災報知器 <input type="checkbox"/> 救助袋 <input type="checkbox"/> 避難はしご <input type="checkbox"/> 緩降機 <input type="checkbox"/> 防災資機材 <input type="checkbox"/> 備蓄食料、飲料水	(I) (K)																																																				
<input type="checkbox"/> (2) 学校の安全点検を行っているか	(L)																																																				
<input type="checkbox"/> (3) 学校の施設設備の状況をわかりやすく整理しているか <input type="checkbox"/> ① 校地、校舎の平面図 <input type="checkbox"/> ② 電気配線図 <input type="checkbox"/> ③ 水道配管図 <input type="checkbox"/> ④ ガス配管図 <input type="checkbox"/> ⑤ 電話配置図 保管場所→	(G)																																																				
<input type="checkbox"/> (4) プールに水をためた状態にしているか 水容積→ 立方メートル	(I)																																																				
<input type="checkbox"/> (5) 地域の実状を把握しているか(地域の防災地図の作成) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">通学路の危険箇所</td> <td>場所</td> <td colspan="3">危険性</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">学校立地の地理的特徴による危険性</td> <td>場所</td> <td colspan="3">危険性</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">自校以外の避難可能場所</td> <td>名称</td> <td>所要時間</td> <td>徒歩</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>所要時間</td> <td>徒歩</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">学校近隣の災害時応急給水拠点等</td> <td colspan="4">場所・目印等</td> </tr> <tr> <td colspan="4">場所・目印等</td> </tr> </table>	通学路の危険箇所	場所	危険性			場所	危険性			場所	危険性			場所	危険性			学校立地の地理的特徴による危険性	場所	危険性			自校以外の避難可能場所	名称	所要時間	徒歩	分	名称	所要時間	徒歩	分	学校近隣の災害時応急給水拠点等	場所・目印等				場所・目印等				(H)												
通学路の危険箇所		場所	危険性																																																		
		場所	危険性																																																		
		場所	危険性																																																		
	場所	危険性																																																			
学校立地の地理的特徴による危険性	場所	危険性																																																			
	場所	危険性																																																			
	場所	危険性																																																			
	場所	危険性																																																			
自校以外の避難可能場所	名称	所要時間	徒歩	分																																																	
	名称	所要時間	徒歩	分																																																	
学校近隣の災害時応急給水拠点等	場所・目印等																																																				
	場所・目印等																																																				

I章 日ごろから大規模地震に備えて

★ チェックリスト

3 地域との連携と避難所

(避難所に指定されていない場合も含む)

<input type="checkbox"/>	(1) 市町村災害対策本部の連絡先				(M)	
	電話番号					
	FAX					
	e-mail					
<input type="checkbox"/>	(2) 避難所派遣職員				(M)	
	派遣職員氏名		連絡先			
	派遣職員氏名		連絡先			
<input type="checkbox"/>	(3) 地域(自主防災組織)代表者、役員等の連絡先				(M)	
		氏名	役職	電話		住所
	1					
	2					
	3					
※市町村、地域(自主防災組織)から、避難所運営マニュアル等の資料して入手しておく必要がある						
<input type="checkbox"/>	(4) 自校への想定避難者数				(M)	
	想定避難者数 人					
<input type="checkbox"/>	(5) 自校が避難所になった際の提供場所				(M)	
	原則受入可能場所	体育館	収容可能人数	人		
			収容可能人数	人		
			収容可能人数	人		
			収容可能人数	人		
	原則学校側使用場所及び用途					
	避難所本部					
	応急手当所					
	障害者用トイレ箇所					
	援助物資保管場所					
	仮設トイレ設置箇所					
ゴミ集積場所						
その他()						
<input type="checkbox"/>	(6) 避難所用備蓄品の品目、数量、保管場所等				(M)	
		品目	数量	保管場所		用途
	1					
	2					
	3					
∴ ∴ ∴ ∴						
<input type="checkbox"/>	(7) 鍵の預け先(市町村、地域(自主防災組織))				(M)	
		氏名	役職	電話		預けてある鍵で開錠できる施設
	1					
	2					
	3					
※鍵を預かっている市町村、地域(自主防災組織)の人が、避難者受け入れ可能場所を理解しているか確認しておく必要がある						

★チェックリストのポイント

1 学校における防災体制について

(1) 年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置づけられているか

各教科等の中から安全教育に係わる場面を集約し、学年・実施時期を考慮して年間指導計画を作成し、災害の原因、危険性、安全な行動のしかた等を児童生徒に理解させ、その定着を図ることが必要です。指導にあたっては、「学校における防災教育指導資料」（県教育委員会）を活用してください。

(2) 学校の所在地が地震による津波や土砂崩れの予想される地域にあるか

自治体では、ハザードマップ等を作成し、地震、津波、風水害などに分けて、過去に発生した災害状況、河川氾濫・津波の浸水予測、土砂崩れの危険箇所等の災害に関する資料を備えているところもありますので、そのような資料も活用します。

(3) 災害発生時に避難する場所や経路を具体的に定めておくとともに、それが教職員及び児童生徒に理解されているか

避難場所や避難経路をあらかじめ具体的に複数設定しておくとともに、避難訓練等で実際に避難することにより、その時間等を把握しておくことが大切です。なお、学校施設以外に避難する場合は、その施設所有者と事前に調整を行っておきます。

様式6 大規模地震発生時避難場所等一覧(掲示例) (P93)

(4) 校内の防災訓練が計画されているか

様々な状況を想定した訓練計画を策定し、学校のマニュアルに基づいた訓練を繰り返し行い、課題を見だし、マニュアルを修正することが重要です。

(5) 地域と連携した防災訓練が計画されているか

i 児童生徒の生命を最優先にした教職員の対応

教職員は、児童生徒の生命や身体の安全確保のために必要な行動について、常に意識し確認しておくことが必要です。

肢体不自由児学級など、搬送搬出を必要とする学級への人的配置、車椅子などの搬送用具の確認、避難場所や、そこまでの経路の安全確認等も考慮します。年休・出張などで担当のいない教室への対応、児童生徒名簿・引き渡しカードなどの搬出等も考慮してください。

ii 多様な状況を想定した訓練の実施

訓練の都度、出火場所、避難経路などを変え、マンネリ化、形式化しないように工夫して実施してください。防火シャッターを閉めたり、発炎筒を使ったりすると臨場感のある訓練となります。

公共交通機関が運行を中止した場合等を想定し、児童生徒の保護者への引渡しや徒歩での帰宅に関する訓練を実施するなど、実際に即した内容になるよう工夫してください。

iii 関係機関（消防署等）の参加による訓練の実施

消防自動車・地震体験車などの校庭内乗り入れが可能な学校は、実地訓練を実施することも考えられます。

学校内の問題箇所・不備な施設などの指摘や、器具の使用法の指導を受けるとよいでしょう。

iv 市町村や自治会等との連携による訓練の実施

市町村や自治会等が実施する防災訓練（地域住民避難誘導訓練）や津波の被害が想定される学校では、津波避難訓練にも参加するよう努めます。

（6）大規模地震に関連する情報の内容を理解し、情報が発表された時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図るとともに、その内容を児童生徒や保護者にあらかじめ知らせるか（児童生徒の下校に関する計画、児童生徒の保護に関する計画を含む）

- ① 児童生徒が在校中の場合
- ② 登下校中の場合
- ③ 夜間・休日の場合

情報の内容を正確に理解するとともに、教職員の具体的な行動内容を共通理解し、年度当初に保護者への周知を図ってください。

校外学習や遠足の実施計画に防災計画を含めることも必要です。

※ 授業中・放課後などの時間帯や平日・休日などの曜日の違い、また、部活動、校外活動等のあり・なし等、状況に応じて教職員の必要人数も変わってきますので、教職員数が不足する場合の管理職への応援要請方法、それに基づく教職員間の連絡・参集方法等も含め、様々な場面を想定した対応をあらかじめ定めておく必要があります。

（7）地震発生時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図るとともに、その内容を児童生徒や保護者にあらかじめ知らせるか（児童生徒の下校に関する計画、児童生徒の保護に関する計画を含む）

- ① 児童生徒が在校中の場合
- ② 登下校中の場合

まず、児童生徒の安全確保を第一に考える必要があります。授業中や休憩時間、校外活動等、学校活動の様々な場面での地震発生を想定した上で、校内の避難集合同所や避難ルート、安否確認方法、教職員の対応、児童生徒の保護者への引き渡し方法、帰宅方法、児童生徒の保護体制等について計画を作成し、教職員間で共通理解を図り、保護者へ周知してください。また、登下校中に地震が発生した場合の安否確認方法についても、事前に行動計画等を立てておく必要があります。

なお、児童生徒には「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」、「ブロック塀、自動販売機、ガラス、建物、崖下、川岸等からすぐ離れ、[落ちてこない・倒れてこない・移動してこない]場所に身を寄せる」、「自動車は思わぬ動きをするので離れる」等の初期の安全確保と併せ、最も安全な場所を判断し、避難する能力を身に付けられるよう、事前の指導が必要です。

③ 夜間・休日の場合

児童生徒の安全確認を行うことが必要になります。電話など情報伝達手段が不通になり、家庭訪問をする場合も考慮に入れて、児童生徒の安全を確認する方法をあらかじめ決めておいてください。また、例えば「在宅時に震度5（強）以上の地震が発生したら、安否を知らせるためあらかじめ定められた方法（災害用伝言ダイヤルや電話等）で連絡をする」といった要請をあらかじめ保護者にしておくなど、早期に情報が得られるような工夫も必要です。

※ 授業中・放課後などの時間帯や平日・休日などの曜日の違い、また、部活動、校外活動等のあり・なし等、状況に応じて教職員の必要人数も変わってきますので、教職員数が不足する場合の管理職への応援要請方法、それに基づく教職員間の連絡・参集方法等も含め、様々な場面を想定した対応をあらかじめ定めておく必要があります。

(8) 夜間・休日における教職員の連絡体制が確立されているか

地震はいつ起きるかわかりません。夜間・休日における教職員の、

- ① 参集開始の基準
- ② 参集対象者を定めるとともに、
- ③ 参集に要する時間を把握します。

また、参集体制を記載したカード（配備要員必携カード等）を一人ひとりが常時携帯するなど、いつでも参集体制を確認できるようにしておくことが重要です。

資料4 配備編成計画策定要領（神奈川県）抜粋・・・P73

(9) 教職員の役割分担が理解されているか

防災に係わる業務分担については、災害時に適切な行動をとることができるよう“いつ、誰が、何を、どのように”行うかを明らかにするとともに、拡大コピーして職員室・校長室・事務室その他に常掲し、確認しておくことが大切です。

不在の教職員を考慮し、各分担の人員配置は、単数でなく複数配置が望ましいものです。特に、児童生徒在校時の、救助・捜索にかかわる部署は、棟や階ごとに複数配置をし、巡回順路等も検討した方がよいと思われます。あくまでも児童生徒の避難誘導と救助・救出を第一義と考えてください。

(10) 校内にある他の施設との連携が図れているか

学校によっては、老人福祉施設などが学校の敷地内に設置されています。学校と施設の、相互の職員の対応・連絡方法といった事項について、連携して対応できるように共通理解を図ってください。

(11) 非常時に情報を知るテレビ、ラジオ、同報無線受信機などを備えているか

停電が長期化することも考えられることから、乾電池等の備蓄や発電機等の設備充実を図るなど、環境整備をしておくことが大切です。

(12) 校内放送が使用できないときの、他の連絡手段の検討はされているか

ハンドスピーカー・メガホン・振鈴（しんれい）も有効ですので、常置場所を周知しておきましょう。

振鈴については、どのような場面で使用するかを事前に確認・周知しておく必要があります。

(13) 校長、副校長、教頭不在時の対応を想定しているか

校長、副校長、教頭がいつも校内にいるとは限りません。また、勤務時間外の場合、連絡が取れる状態にないことも考えられますので、指示伝達や情報の取りまとめに支障を来さないよう、代わりとなる教職員をあらかじめ決めておく必要があります。

(14) 児童生徒の引き渡しの判断について、あらかじめ学校と保護者間でルールを定めているか

公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されますので、保護者が来校するまでは、学校で児童生徒を保護するとともに、保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実にを行います。

(15) 障がいのある児童生徒への対応を具体的に定めているか

児童生徒の障がいの状態をよく把握し、介助・避難等が安全かつ迅速に対応できるよう体制を整えます。

(16) 学校の非常持出用重要書類の把握をしているか

児童生徒及びその保護者との連絡方法は、担任以外の教職員でも把握できるようにしておくことが大切です。そのために必要な書類等の保管場所を決めておく必要があります。

児童生徒に関する指導要録その他、学校教育法で義務付けられている公簿類の整理及び保管も日ごろから心がけてください。公簿によってはプライバシーにかかわるものがありますので、取扱いに留意する必要があります。

★ チェックリストのポイント

2 学校の立地条件・施設設備等について

(1) 学校の防災資機材の保管場所、使用方法等を把握しているか

児童生徒を保護する目的で学校に留まる教職員の食糧（3日分を基準）の備蓄に努めます。また、児童生徒の食糧等については、現状の備蓄の充実（県立学校においては当面、3食（1日分）に努めます。なお、災害時に使用する備品などの点検や動作確認の実施時期をマニュアルに定め、計画的に実施します。食糧・飲料水・医薬品の品質保持期限や、発電機の燃料残量も把握しておく必要があります。

(2) 学校の安全点検を行っているか

i 定期的な校舎安全点検の実施

校舎の安全点検を定期的の実施し、危険箇所の把握とともに、壁・柱・床の亀裂、天井の剥離状態等についても変化の様子を点検・記録する必要があります。

また、耐震診断を行い、必要な補強工事等を実施します。

危険箇所は児童生徒、教職員に事前に周知しておきます。

窓ガラスは、強化ガラスであれば割れにくいだけでなく、割れたときも破片が粒状になるため比較的安全です。通常のガラス（フロート板ガラス）の場合は、飛散防止フィルムを貼ることで、飛散落下量の低減や飛来物の貫通防止効果が期待できます。

ii 転倒物、重量物等の転倒防止措置

地震を想定した時の児童生徒の安全を確保するために、職員室や教室の書架、戸棚、ロッカー等転倒のおそれがあるものの転倒防止策や、ピアノ等重量物の固定、テレビやスクリーン等の転倒落下防止策を行います。昇降口では、げた箱にも転倒防止策を行います。

また、校内には灯油、薬品、ガス（プロパンガスボンベ）等が保管されていますが、それらの安全管理についても対応が必要です。

(3) 学校の施設設備の状況をわかりやすく整理しているか

① 校地、校舎の平面図

誰が見ても分かりやすい校地及び校舎（防災資機材の格納場所や数量を含む）の配置図面を準備しておくことが望まれます。

校舎名は正式名称のほかに通称がある場合は併記しておくとい良いでしょう。

② 電気配線図

学校施設内の電気室や高圧受電設備（キュービクル）から配電盤を經由して各教室等へ配線されている経路やコンセントの位置、容量等を確認して、それを校舎平面図等に分かりやすく表示しておくとい良いでしょう。

③ 水道配管図

水道の元栓の位置、各施設への止水弁の位置、各止水弁の機能等を確認してください。学校全体の水道水の流れがわかるよう、校舎平面図等に表示しておく必要があります。また、学校によっては元栓が複数あったり、水の流れが複数に分流していることもあるので注意してください。

校舎が増築されていたり一部改築されていたりする学校では、電気配線及び水道配管が複雑になっていることがありますので、整理が必要です。

④ ガス配管図

水道配管図と同様です。

⑤ 電話配置図

校内にある電話の位置と番号を記入した図面を準備するとともに、災害時優先電話の登録の有無を確認します。

資料6 災害時優先電話について・・・P77

(4) プールに水をためた状態にしているか

プールの水は、断水時の生活用水として、また、消火活動に際しては、消防用水利としても利用できます。濾水機があれば濾過して飲料用としても使用できます。

(5) 地域の実状を把握しているか（地域の防災地図の作成）

普段はなんでもない場所でも、地震発生により危険な場所となることがあります。

児童生徒の通学路や、学校立地の特徴を把握し、危険箇所等を地図上に表示し児童生徒や教職員へ周知します。

i 通学路の危険箇所の把握

児童生徒の通学路には地震発生時に危険が予想される箇所があります。ブロック塀や自動販売機等の倒壊、広告・看板等の落下、障害物による道路の遮断、がけ崩れ、低地での浸水等、あらかじめ通学路の安全点検をして、必要があれば通学路の変更を含めて検討しておく必要があります。

停電等で信号機が止まった場合、特に広い道路では児童生徒の横断が危険になる場合があるので、教職員等の配置を検討します。

地域によって、木造建築が集中している場所、高層の建物がある場所、商住混在の場所等があり、地震の発生による被害の状況はそれぞれ地域によって異なると予想されるので、地域の特徴を把握しておくことが大切です。

ii 学校立地の地理的特徴による危険性の把握

自治体の作成するハザードマップ（崖崩れ予測箇所図、津波浸水予測区域図等の自然災害回避地図）などから、学校立地における崖崩れや津波等の危険性を把握するとともに、避難場所を確認します。

iii 自校以外の避難可能場所の把握

日ごろ安全と思われた校庭等の第一避難場所が、津波、崖崩れ、土砂崩れ、地割れ、火災、水道管やガス管の破裂、液状化現象、河川の護岸破壊等により、瞬時にして危険な状況になり、早急に他の場所へ避難する必要があることも予想されます。そのため、第二、第三の避難場所を選定しておくことが重要です。

iv 学校近隣の災害時応急給水拠点等の把握

大地震が発生し断水になったときでも、応急給水槽や浄水場・給水所などの給水拠点で応急給水を受けることができるので、地域防災計画で場所を確認しておきます。

※ ハザードマップ等は市町村のHP等から入手できます。

★チェックリストのポイント

3 地域との連携と避難所

(1) 市町村災害対策本部の連絡先

事前に市町村防災(災害)対策担当部局に確認することが必要です。

(2) 避難所派遣職員

学校は、避難所運営のために市町村から派遣される予定の職員名簿等を入手しておくことが望まれます。

(3) 地域(自主防災組織)の代表者、役員の連絡先

役員や代表者は、年度ごとに交代することがあるので、毎年確認しておく必要があります。

(4) 自校への想定避難者数

市町村防災(災害)対策担当部局や地域防災計画から、自校の想定避難者数を確認します。

(5) 自校が避難所になった際の提供場所

学校を避難所として使用する場合、原則として全てを提供するのではなく、避難者への提供部分と、教育活動の準備部分とを区画しておきます。その際、校長室、保健室、職員室、事務室、技能員室等は学校管理としておくことが望まれます。

被災状況の収束に伴う避難者数の状況によっては、避難所提供部分の段階的縮小を行うことも考えられます。

提供部分の決定に際しては、学校独自で行うのではなく、想定避難者数等も考慮に入れて、市町村や地域(自主防災組織)と協議しながら調整していくようにしてください。

なお、建物の被害状況によっては避難所としての使用に適さないことがあります。

(6) 避難所用備蓄品の品目、数量、保管場所等

保管場所の鍵の開け方を教職員も理解しておくことが望まれます。発電機や簡易トイレなどは、組み立て方や使用方法についてあらかじめ理解しておくとういでしょう。

なお、訓練等で備蓄品を使用する際には、市町村防災(災害)対策担当部局等へ連絡してください。

(7) 鍵の預け先(市町村や地域(自主防災組織))

市町村や地域(自主防災組織)に鍵を預けた場合は、預けた相手やその鍵でどの部分が開錠可能かなど明確にしておくことが必要です。

職員の勤務時間外に震災が発生した場合でも学校は避難所になります。阪神・淡路大震災では、教職員が学校に到着したときには、窓ガラスを割って地域住民が校舎内に入っていたという例が多数報告されています。そこで、学校の鍵をあらかじめ、市町村や地域（町会長など）に預けておくなどの対策が必要です。その際、各学校の避難所としての役割を考慮し、校門の鍵、グラウンドの鍵、校舎・体育館の鍵などのうち、どの場所の鍵を預けておくのか、どのような時に鍵を開けるのか（例：震度5（強）が観測された時等）、何人の地域の人に預けるのか（一人だと、その人が来ない限り開かない）といったことを、市町村や地域（自主防災組織）と協議をしながら決めておくことが重要です。

また、協議し決定した内容については文書化し、市町村や地域（自主防災組織）にも同じ文書を備える必要があります。

Ⅱ 章

大規模地震情報への対応

Ⅱ章 大規模地震情報への対応について

★ チェックリスト

1 学校管理下の場合

<input type="checkbox"/>	(1) 発表された情報の内容、指示等を正確に理解する																																																																
<input type="checkbox"/>	(2) 情報収集手段を確保する																																																																
<input type="checkbox"/>	(3) 校内の教職員の情報共有と平常時の活動を維持する																																																																
<input type="checkbox"/>	(4) 役割分担等を確認する <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① 教職員の役割分担 <input type="checkbox"/> ② 関係機関等への連絡 																																																																
<input type="checkbox"/>	(5) 校外の教職員へ連絡する <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① 児童生徒を引率して、校外活動中の教職員 <input type="checkbox"/> ② 出張中の教職員 																																																																
<input type="checkbox"/>	(6) 全児童生徒の状況を把握する <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> <th>6年</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全児童生徒数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>在校中</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>校外活動中</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>登下校中</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>在宅中(欠席)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> </tbody> </table>	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	全児童生徒数							名	在校中							名	校外活動中							名	登下校中							名	在宅中(欠席)							名	不明							名	その他							名
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計																																																										
全児童生徒数							名																																																										
在校中							名																																																										
校外活動中							名																																																										
登下校中							名																																																										
在宅中(欠席)							名																																																										
不明							名																																																										
その他							名																																																										
<input type="checkbox"/>	(7) 来校者への周知																																																																
<input type="checkbox"/>	(8) 火元や危険物の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 給食室 <input type="checkbox"/> 給湯室 <input type="checkbox"/> 家庭科室 <input type="checkbox"/> 理科室 <input type="checkbox"/> 保健室 <input type="checkbox"/> 灯油庫 <input type="checkbox"/> ガス庫 																																																																
<input type="checkbox"/>	(9) 安全な場所へ避難する準備																																																																
<input type="checkbox"/>	(10) 地震発生に備えて避難してきた住民への説明																																																																
<input type="checkbox"/>	(11) 特別な状況等による当面の対応の決定																																																																
<input type="checkbox"/>	(12) (11)の教育委員会への報告																																																																

Ⅱ章 大規模地震情報への対応について

★ チェックリスト

2 登下校時の場合

<input type="checkbox"/>	(1) 発表された情報の内容、指示等を正確に理解する																																																																
<input type="checkbox"/>	(2) 情報収集手段を確保する																																																																
<input type="checkbox"/>	(3) 校内の教職員の情報共有と在校中の生徒児童の状況を把握する																																																																
<input type="checkbox"/>	(4) 役割分担等を確認する <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① 教職員の役割分担 <input type="checkbox"/> ② 関係機関等への連絡 																																																																
<input type="checkbox"/>	(5) 校外の教職員へ連絡する <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① 児童生徒を引率して、校外活動中の教職員 <input type="checkbox"/> ② 出張中の教職員 																																																																
<input type="checkbox"/>	(6) 全児童生徒の状況を把握する <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> <th>6年</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全児童生徒数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>在校中</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>校外活動中</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>登下校中</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>在宅中(欠席)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>名</td> </tr> </tbody> </table>	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	全児童生徒数							名	在校中							名	校外活動中							名	登下校中							名	在宅中(欠席)							名	不明							名	その他							名
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計																																																										
全児童生徒数							名																																																										
在校中							名																																																										
校外活動中							名																																																										
登下校中							名																																																										
在宅中(欠席)							名																																																										
不明							名																																																										
その他							名																																																										
<input type="checkbox"/>	(7) 来校者への周知																																																																
<input type="checkbox"/>	(8) 火元や危険物の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 給食室 <input type="checkbox"/> 給湯室 <input type="checkbox"/> 家庭科室 <input type="checkbox"/> 理科室 <input type="checkbox"/> 保健室 <input type="checkbox"/> 灯油庫 <input type="checkbox"/> ガス庫 																																																																
<input type="checkbox"/>	(9) 安全な場所へ避難する準備																																																																
<input type="checkbox"/>	(10) 地震発生に備えて避難してきた住民への説明																																																																
<input type="checkbox"/>	(11) 特別な状況等による当面の対応の決定																																																																
<input type="checkbox"/>	(12) (11)の教育委員会への報告																																																																

Ⅱ章 大規模地震情報への対応について

★ チェックリスト

3 夜間・休日の場合

<input type="checkbox"/>	(1) 発表された情報を覚知した教職員は、校長へ連絡する
<input type="checkbox"/>	(2) 発令された情報のレベル、内容等を正確に理解する
<input type="checkbox"/>	(3) 特別な状況等による当面の対応の決定
<input type="checkbox"/>	(4) (3)の教育委員会への報告

★チェックリストのポイント

1 学校管理下の場合

(1) 発表された情報の内容、指示等を正確に理解する

「南海トラフ地震臨時情報」等について

平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとなり、令和元年5月31日15時から情報の名称等を「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」として情報提供が開始されました。

まず、発表された情報の内容を正確に把握・理解してください。

資料1 南海トラフ地震について・・・P67

資料2 南海トラフ地震防災対策推進地域・津波対策特別強化地域（県内）・・・P69

(2) 情報収集手段を確保する

時間の経過とともに、新たな情報が発表されることが予想されます。テレビやラジオ等からも情報を得られるようにしておいてください。

(3) 校内の教職員の情報共有と平常時の活動を維持する

平常時の活動を維持しながら、教職員は授業以外の時間に職員室等に集合して情報確認と対応等について確認してください。

(4) 役割分担等を確認する

「南海トラフ地震臨時情報」等が発表されたときは、平常時の活動を継続しながら、引き続き情報収集を行うなど必要な対応をとります。

情報の内容により、次の確認をしておきます。

① 教職員の役割分担

事前の計画に基づいた児童生徒の下校対応、安全確保のほかに情報収集や電話対応、校内点検など

② 関係機関等への連絡

(5) 校外の教職員へ連絡する

① 児童生徒を引率して、校外活動中の教職員

② 出張中の教職員

学校外にいる教職員へ「南海トラフ地震臨時情報」等が発表されたことを伝え、安全確保に努めるよう指示してください。

(6) 全児童生徒の状況を把握する

児童生徒の状況（在校中なのか、登下校中なのかなど）について、速やかに人数を把握する必要があります。

(7) 来校者への周知

来客や来校している業者等へも正確な情報を伝え、安全が図れるよう措置してください。

(8) 火元や危険物の安全対策

教室（部屋）ごとに異なりますので、それぞれ確認する必要があります。

(9) 安全な場所へ避難する準備

避難場所及び避難経路の確認と授業時間や部活動等の時間帯により安全に避難できるよう経路等の誘導の準備をしてください。

(10) 地震発生に備えて避難してきた住民への説明

「南海トラフ地震臨時情報」等を聞いて、地域住民が避難してくることも考えられますので、その場合は入手している情報の内容等について説明してください。状況によっては、市町村災害対策担当部局等の指示に従い、避難所等に指定されている場所への誘導をしてください。

(11) 特別な状況等による当面の対応の決定

各種の情報や学校及び学校周辺の状況等を総合的に判断して、児童生徒の危険又は安全面等に不安がある場合には、校長は副校長・教頭等と協議するなどして、当面の対応（臨時休校の決定、教職員の対応の決定）等を決定してください。

(12) (11) の教育委員会への報告

学校が「(11) 特別な状況等による当面の対応の決定」により臨時休校措置等を決定した場合は、教育委員会へ報告を行ってください。（教育委員会から指示がなくても報告してください）

様式1 大規模地震による避難・誘導等報告書（P88）

様式2 被害状況等報告書（P89）

教育局総務室、(所管教育事務所)あて

※横浜・川崎・相模原・横須賀市以外の県立学校は 所管教育事務所への報告も必要です [以下同] (P80 学校からの報告系統図参照)

★チェックリストのポイント**2 登下校時の場合****(1) 発表された情報の内容、指示等を正確に理解する**

まず、「南海トラフ地震臨時情報」等の内容を正確に把握・理解してください。

(2) 情報収集手段を確保する

時間の経過とともに、新たな情報が発表されることが予想されます。テレビやラジオ等からも情報を得られるようにしておいてください。

(3) 校内の教職員の情報共有と在校中の児童生徒の状況を把握する

在校中の生徒の状況を把握するとともに、教職員は職員室等に集合して情報確認と対応等について確認してください。

(4) 役割分担等を確認する

「南海トラフ地震臨時情報」等が発表されたときは、平常時の活動を継続しながら、引き続き情報収集を行うなど必要な対応をとります。

情報の内容により、次の確認をしておきます。

① 教職員の役割分担

事前の計画に基づいた児童生徒の下校対応、安全確保のほかに情報収集や電話対応、校内点検など

③ 関係機関等への連絡**(5) 校外の教職員へ連絡する****① 児童生徒を引率して、校外活動中の教職員****② 出張中の教職員**

学校外にいる教職員へ「南海トラフ地震臨時情報」等が発表されたことを伝え、安全確保に努めるよう指示してください。

(6) 全児童生徒の状況を把握する

児童生徒の状況（在校中なのか、登下校中なのかなど）について、速やかに人数を把握する必要があります。

(7) 来校者への周知

来客や来校している業者等へも正確な情報を伝え、安全が図れるよう措置してください。

(8) 火元や危険物の安全対策

教室（部屋）ごとに異なりますので、それぞれ確認する必要があります。

(9) 安全な場所へ避難する準備

避難場所及び避難経路の確認と授業時間や部活動等の時間帯により安全に避難できるように経路等の誘導の準備をしてください。

(10) 地震発生に備えて避難してきた住民への説明

「南海トラフ地震臨時情報」等を聞いて、地域住民が避難してくることも考えられますので、その場合は入手している情報の内容等について説明してください。状況によっては、市町村災害対策担当部局等の指示に従い、避難所等に指定されている場所への誘導をしてください。

(11) 特別な状況等による当面の対応の決定

各種の情報や学校及び学校周辺の状況等を総合的に判断して、児童生徒の危険又は安全面等に不安がある場合には、校長は副校長・教頭等と協議するなどして、当面の対応（臨時休校の決定、教職員の対応の決定）等を決定する。

(12) (11) の教育委員会への報告

学校が「(11) 特別な状況等による当面の対応の決定」により臨時休校措置等を決定した場合は、教育委員会へ報告を行ってください。（教育委員会から指示がなくても報告してください）

様式2 被害状況等報告書（P89）

教育局総務室、(所管教育事務所)あて

★チェックリストのポイント

3 夜間・休日の場合

(1) 発表された情報を覚知した教職員は、校長へ連絡する

情報が発表されるのが、夜間・休日などの場合もあります。迅速な対応をとる必要がある場合には、夜間・休日に情報を得た教職員が校長に連絡をするなど、日ごろから校内で共通理解を図っておいてください。

(2) 発表された情報のレベル、内容等を正確に理解する

まず、どのレベルの情報（南海トラフ地震臨時情報の調査中、巨大地震注意又は巨大地震警戒等）が発表されたのかを把握し、発表の内容を理解してください。

(3) 特別な状況等による当面の対応の決定

各種の情報や学校及び学校周辺の状況等を総合的に判断して、児童生徒の危険又は安全面等に不安がある場合には、校長は副校長・教頭等と協議するなどして、当面の対応（臨時休校の決定、教職員の対応の決定）等を決定する。

(4) (3) の教育委員会への報告

学校が「(3) 特別な状況等による当面の対応の決定」により臨時休校措置等を決定した場合は、教育委員会へ報告を行ってください。（教育委員会から指示がなくても報告してください）

様式2 被害状況等報告書（P89）

教育局総務室、(所管教育事務所)あて

Ⅲ 章

地震発生直後の対応

Ⅲ章 地震発生直後の対応について

★ チェックリスト

1 学校管理下の場合

【児童生徒の保護】

(1) 児童生徒の安否を確認し、在校児童生徒を避難場所へ誘導する

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
全児童生徒数							名
被害なし							名
軽傷							名
重傷							名
負傷程度不明							名
死亡							名
所在不明							名

(2) 教職員の状況を把握する

在籍数	被害なし	負傷者			死亡	所在不明
		重傷	軽傷	負傷の程度不明		

(3) 当面の措置等を決定する

① 臨時休校の決定

期間→ 月 日() から 月 日() まで

② 児童生徒の帰宅の決定

③ 教職員の役割分担に基づいた行動

④ 児童生徒の避難場所の安全確認

⑤ 学校地震災害対策本部の場所の安全確認

(4) 児童生徒の保護者への引き渡し及び引き渡せない児童生徒を保護する

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
在校生徒数							名
保護者引渡済及び下校							名
学校で保護							名
その他							名

Ⅲ章 地震発生直後の対応について

★ チェックリスト

1 学校管理下の場合

【施設設備の被災状況の確認】

<input type="checkbox"/>	(1) 火災の有無を確認する	<input type="checkbox"/> 給食室 <input type="checkbox"/> 給湯室 <input type="checkbox"/> 家庭科室 <input type="checkbox"/> 理科室 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 学校近隣の出火状況																														
<input type="checkbox"/>	(2) 校舎・体育館等の被害状況を確認する	<input type="checkbox"/> ① 建物躯体(基礎・柱・壁・床・天井) 状況→ <input type="checkbox"/> ② 建物取付具(扉・窓・電球・ガラス等) 状況→ <input type="checkbox"/> ③ 備品(戸棚・本棚・ロッカー・靴箱等) 状況→																														
<input type="checkbox"/>	(3) 工作物の被害状況を確認する	・ブロック塀 ・樹木 ・防球ネット ・門扉 ・掲揚ポール ・境界フェンス 等 状況→																														
<input type="checkbox"/>	(4) ライフライン等の被害状況を確認する	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電 気</td> <td>状況→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ガ ス</td> <td>状況→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 上水道</td> <td>状況→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 下水道</td> <td>状況→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電 話</td> <td>状況→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<input type="checkbox"/> 電 気	状況→					<input type="checkbox"/> ガ ス	状況→					<input type="checkbox"/> 上水道	状況→					<input type="checkbox"/> 下水道	状況→					<input type="checkbox"/> 電 話	状況→				
<input type="checkbox"/> 電 気	状況→																															
<input type="checkbox"/> ガ ス	状況→																															
<input type="checkbox"/> 上水道	状況→																															
<input type="checkbox"/> 下水道	状況→																															
<input type="checkbox"/> 電 話	状況→																															
<input type="checkbox"/>	(5) 施設の使用の可否を確認する	<input type="checkbox"/> ① 体育館 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ② 事務室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ③ 校長室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ④ 職員室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑤ 保健室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑥ 技能員室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑦ 便所() (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑧ 便所() (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑨ その他() (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑩ その他() (使用可・否)																														
<input type="checkbox"/>	(6) 立入禁止区域を表示する																															

Ⅲ章 地震発生直後の対応について

★ チェックリスト

1 学校管理下の場合

【施設の安全確認後の対応について】

<input type="checkbox"/>	(1) 避難者の把握と誘導を行う																				
<input type="checkbox"/>	(2) 市町村の動員職員や地域(自主防災組織)の代表者の到着を確認する																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所属</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		所属	氏名	備考	1				2				3				4			
	所属	氏名	備考																		
1																					
2																					
3																					
4																					
<input type="checkbox"/>	(3) 教育委員会への報告																				
<input type="checkbox"/>	(4) 障がいのある子どもとその家族への特別の避難所についての対応																				

Ⅲ章 地震発生直後の対応について

★ チェックリスト

2 登下校中の場合

【児童生徒の保護】

(1) 児童生徒の安否を確認し、在校児童生徒を避難場所へ誘導する

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
全児童生徒数							名
被害なし							名
軽傷							名
重傷							名
負傷程度不明							名
死亡							名
所在不明							名

(2) 教職員の状況を把握する

在籍数	被害なし	負傷者			死亡	所在不明
		重傷	軽傷	負傷の程度不明		

(3) 当面の措置等を決定する

① 臨時休校の決定

期間→ _____ 月 日() から _____ 月 日() まで

② 児童生徒の帰宅の決定

③ 教職員の役割分担に基づいた行動

④ 児童生徒の避難場所の安全確認

⑤ 学校地震災害対策本部の場所の安全確認

(4) 児童生徒の保護者への引き渡し及び引き渡せない児童生徒を保護する

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
在校生徒数							名
保護者引渡済及び下校							名
学校で保護							名
その他							名

Ⅲ章 地震発生直後の対応について

★ チェックリスト

2 登下校中の場合

【施設設備の被災状況の確認】

<input type="checkbox"/>	(1) 火災の有無を確認する	<input type="checkbox"/> 給食室 <input type="checkbox"/> 給湯室 <input type="checkbox"/> 家庭科室 <input type="checkbox"/> 理科室 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 学校近隣の出火状況																														
<input type="checkbox"/>	(2) 校舎・体育館等の被害状況を確認する	<input type="checkbox"/> ① 建物躯体(基礎・柱・壁・床・天井) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">状況→</div> <input type="checkbox"/> ② 建物取付具(扉・窓・電球・ガラス等) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">状況→</div> <input type="checkbox"/> ③ 備品(戸棚・本棚・ロッカー・靴箱等) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">状況→</div>																														
<input type="checkbox"/>	(3) 工作物の被害状況を確認する	・ブロック塀 ・樹木 ・防球ネット ・門扉 ・掲揚ポール ・境界フェンス 等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;">状況→</div>																														
<input type="checkbox"/>	(4) ライフライン等の被害状況を確認する	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><input type="checkbox"/> 電気</td> <td style="width: 15%;">状況→</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ガス</td> <td>状況→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 上水道</td> <td>状況→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 下水道</td> <td>状況→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電話</td> <td>状況→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 電気	状況→					<input type="checkbox"/> ガス	状況→					<input type="checkbox"/> 上水道	状況→					<input type="checkbox"/> 下水道	状況→					<input type="checkbox"/> 電話	状況→				
<input type="checkbox"/> 電気	状況→																															
<input type="checkbox"/> ガス	状況→																															
<input type="checkbox"/> 上水道	状況→																															
<input type="checkbox"/> 下水道	状況→																															
<input type="checkbox"/> 電話	状況→																															
<input type="checkbox"/>	(5) 施設の使用の可否を確認する	<input type="checkbox"/> ① 体育館 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ② 事務室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ③ 校長室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ④ 職員室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑤ 保健室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑥ 技能員室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑦ 便所() (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑧ 便所() (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑨ その他() (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑩ その他() (使用可・否)																														
<input type="checkbox"/>	(6) 立入禁止区域を表示する																															

Ⅲ章 地震発生直後の対応について

★ チェックリスト

2 登下校中の場合

【施設の安全確認後の対応について】

<input type="checkbox"/>	(1) 避難住民の把握と誘導を行う																				
<input type="checkbox"/>	(2) 市町村の動員職員や地域(自主防災組織)の代表者の到着を確認する																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所属</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		所属	氏名	備考	1				2				3				4			
	所属	氏名	備考																		
1																					
2																					
3																					
4																					
<input type="checkbox"/>	(3) 教育委員会への報告																				
<input type="checkbox"/>	(4) 障がいのある子どもとその家族への特別の避難所についての対応																				

Ⅲ章 地震発生直後の対応について

★ チェックリスト

3 夜間・休日の場合

【 児童生徒・教職員の被災状況の把握について 】

(1) 教職員は地震発生を知ったら、参集体制に従い参集する
校長は教職員の参集状況を把握する

全教職員数				名
参集した教職員数				名
自宅待機中の教職員数				名
連絡が取れない教職員数				名

(2) 当面の措置等を決定する

① 臨時休校の決定
期間→ 月 日() から 月 日() まで

② 教職員の役割分担

③ 校内対策本部の場所の安全確認

(3) 児童生徒の安否を確認し、当面の措置等を伝達する

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
全児童生徒数							名
被害なし							名
軽傷							名
重傷							名
負傷程度不明							名
死亡							名
所在不明							名

Ⅲ章 地震発生直後の対応について

★ チェックリスト

3 夜間・休日の場合

【施設設備の被災状況の確認】

<input type="checkbox"/>	(1) 火災の有無を確認する	<input type="checkbox"/> 給食室 <input type="checkbox"/> 給湯室 <input type="checkbox"/> 家庭科室 <input type="checkbox"/> 理科室 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 学校近隣の出火状況																														
<input type="checkbox"/>	(2) 校舎・体育館等の被害状況を確認する	<input type="checkbox"/> ① 建物躯体(基礎・柱・壁・床・天井) 状況→ <input type="checkbox"/> ② 建物取付具(扉・窓・電球・ガラス等) 状況→ <input type="checkbox"/> ③ 備品(戸棚・本棚・ロッカー・靴箱等) 状況→																														
<input type="checkbox"/>	(3) 工作物の被害状況を確認する	・ブロック塀 ・樹木 ・防球ネット ・門扉 ・掲揚ポール ・境界フェンス 等 状況→																														
<input type="checkbox"/>	(4) ライフライン等の被害状況を確認する	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電 気</td> <td>状況→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ガ ス</td> <td>状況→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 上水道</td> <td>状況→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 下水道</td> <td>状況→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電 話</td> <td>状況→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<input type="checkbox"/> 電 気	状況→					<input type="checkbox"/> ガ ス	状況→					<input type="checkbox"/> 上水道	状況→					<input type="checkbox"/> 下水道	状況→					<input type="checkbox"/> 電 話	状況→				
<input type="checkbox"/> 電 気	状況→																															
<input type="checkbox"/> ガ ス	状況→																															
<input type="checkbox"/> 上水道	状況→																															
<input type="checkbox"/> 下水道	状況→																															
<input type="checkbox"/> 電 話	状況→																															
<input type="checkbox"/>	(5) 施設の使用の可否を確認する	<input type="checkbox"/> ① 体育館 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ② 事務室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ③ 校長室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ④ 職員室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑤ 保健室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑥ 技能員室 (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑦ 便所() (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑧ 便所() (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑨ その他() (使用可・否) <input type="checkbox"/> ⑩ その他() (使用可・否)																														
<input type="checkbox"/>	(6) 立入禁止区域を表示する																															

Ⅲ章 地震発生直後の対応について

★ チェックリスト

3 夜間・休日の場合

【施設の安全確認後の対応について】

<input type="checkbox"/>	(1) 避難住民の把握と誘導を行う																				
<input type="checkbox"/>	(2) 市町村の動員職員や地域(自主防災組織)の代表者の到着を確認する																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所属</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		所属	氏名	備考	1				2				3				4			
	所属	氏名	備考																		
1																					
2																					
3																					
4																					
<input type="checkbox"/>	(3) 教育委員会への報告																				
<input type="checkbox"/>	(4) 障がいのある子どもとその家族への特別の避難所についての対応																				

★チェックリストのポイント

1 学校管理下の場合

【 児童生徒の保護 】

(1) 児童生徒の安否を確認し、在校児童生徒を避難場所へ誘導する

災害時の学校の第一の役割は、児童生徒の安全を確保することです。児童生徒の人員確認を行うとともに、校舎及び学校の周囲の状況により、避難場所に避難させてください。校外活動中や欠席で在宅中の児童生徒の安否確認も行う必要があります。

(2) 教職員の状況を把握する

児童生徒が学校管理下にある時間帯に地震が発生した場合でも、必ずしも全ての教職員が学校にいるとは限りません。的確に対応するためにも、校内の教職員数やその安否状況などを把握する必要があります。また、地震発生時に、各担任が児童生徒を直ちに把握できる状態にあるとは限りません。児童生徒の人員確認や避難誘導の方法などについて、様々な場面を想定して事前に話し合っておいてください。

(3) 当面の措置等を決定する

① 臨時休校の決定

② 児童生徒の帰宅の決定

臨時休校措置や児童生徒の帰宅については、学校・地域の被害状況等から校長が判断して決定してください。臨時休校を決定しても、児童生徒の帰宅を行わなければ、児童生徒は学校で一時保護となります。

児童生徒の保護者への引き渡しにあたっては、保護者が仕事や外出等で自宅にいない場合や、公共交通機関の運行中止、あるいは事業者が帰宅困難者対策として実施する従業員等の一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留め置かれた場合など、保護者自身が帰宅困難となる場合が考えられますので、次のことに留意する必要があります。

- ・ 安全が確認されるまでは、学校（小・中・高校など）で、児童生徒を保護する。なお、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、児童生徒の帰宅に際しては、保護者へ引き渡すことを原則とし、学校で児童生徒の安全確保に努める。
- ・ 児童生徒を保護者へ直接引き渡す場合は、引き渡しカードでの確認や時刻、引き渡し場所、引き渡した人の名前等を記録する等、あらかじめ決められた方法で行う。
- ・ 保護者が引き取りに来ない児童生徒は心の不安がつるので、不安の解消に配慮し、学校で保護する。

大震災が発生すると、緊急連絡網（電話を利用）や携帯電話メールなどを使って保護者に連絡することが困難になると思われます。そのため、あらかじめ児童生徒の引き渡し方法や学校の休校措置の基準等を保護者に周知しておくことが必要です。災害用伝言ダイヤル等の活用も検討してください。

資料7 災害用伝言ダイヤル「171」について・・・P78

③ 教職員の役割分担に基づいた行動

事前に割り振られている役割分担に基づき対応してください。

出勤人数や被害状況によっては、柔軟な対応が必要です。

④ 児童生徒の避難場所の安全確認

⑤ 学校地震災害対策本部の場所の安全確認

児童生徒の避難場所と学校地震災害対策本部の場所について、現在の場所（建物）が安全かを継続的に判断し、状況によっては移動してください。

(4) 児童生徒の保護者への引き渡し及び引き渡しできない児童生徒を保護する

児童生徒を学校内の安全な場所に避難させたあとは、児童生徒の精神的な不安を取り除くことが第一に望まれます。児童生徒は家族の安否を心配しているので、早く家族の状況を知らせる方策をとり安心させることが大切です。

保護者への引き渡しを決定しても、保護者が仕事や外出等で自宅にいない場合や、公共交通機関の運行中止、あるいは事業者が帰宅困難者対策として実施する従業員等の一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留め置かれた場合など、保護者自身が帰宅困難となる場合が考えられます。また、保護者の命に別状がなくともけがをしたり自宅が崩壊したりしている状況等も予想されます。このような状況を想定した場合、次のことに留意する必要があります。

- ・ 保護者が学校へ児童生徒を引き取りにきた場合は、引き渡しカードを活用するとともに、時刻、引き渡し場所、引き渡した人の名前等を記録して引き渡す。
- ・ 保護者が引き取りに来ない児童生徒は心の不安がつるので、不安の解消に配慮し、学校で保護する。
- ・ 小中学校では教職員が地域を分担し学区の状況を調査し、児童生徒を引き取りに来られない状況を把握する。
- ・ 高等学校では、被害の状況、火災の発生状況、公共交通機関の復旧状況などを総合的に判断して生徒の保護あるいは下校を決定することになる。下校については、安全が確認された後行うものとし、保護者への引き渡しの方法や職員の引率での下校にあたってのグループの編成・下校ルートなどを、あらかじめ生徒・保護者と確認しておく必要がある。
- ・ 保護のためには食糧、飲料水、毛布などの確保が事前に必要である。また、学校で宿泊することも想定して体制を検討しておく必要がある。

【 施設設備の被災状況の確認 】

- (1) 火災の有無を確認する
- (2) 校舎・体育館等の被害状況を確認する
- (3) 工作物の被害状況を確認する
- (4) ライフライン等の被害状況を確認する
- (5) 施設の使用の可否を確認する
- (6) 立入禁止区域を表示する

以上の各項目について、施設設備の被災状況を、教職員が役割分担しながら速やかに把握してください。また、少しでも危険を感じた場合は、調査を中止し、立入禁止区域としてください。

【 施設の安全確認後の対応について 】

(1) 避難者の把握と誘導を行う

避難者が学校に来る段階で、学校はまだ受け入れる準備が整っていない場合が考えられます。

教職員は避難してくる地域住民等に対して学校の状況を伝える必要があります。校内の情報は伝言板等での対応と会話での対応が考えられます。

情報内容としては次のことが考えられます。

- ・ 避難者への校舎開放はどうなっているか。
- ・ 校内（避難所内）における、ルールや決まり、禁止事項は何か。
- ・ 電気、ガス、水道、トイレの状況はどうなっているか。
- ・ 児童生徒の安否を問い合わせる場所は校内のどこか、誰が担当しているか。

また、避難所として指定されていない学校に地域住民等が避難し、水・食糧等が必要となった場合は、市町村災害対策本部、県現地対策本部に連絡し、学校への支援を要請することとなります。

(2) 市町村の動員職員や地域（自主防災組織）の代表者の到着を確認する

避難所を運営する避難所運営会議は、地震直後の早い段階で機能することが望ましいものです。

しかし、この避難所運営会議が機能するまで、学校にいるのは教職員ですので、教職員が避難住民の受け入れの対応をすることになります。

避難所になる各学校へ、避難所派遣職員（市町村職員）や、地域（自主防災組織）の代表者が到着したら、速やかに運営会議を組織します。

避難所の運営管理の統括は管轄の市町村の災害対策本部が行います。

なお、学校が避難所として機能できない状況である場合には、近隣避難所と連携する必要があります。

(3) 教育委員会への報告

震度5（強）以上の規模の地震が発生した場合は、災害時緊急連絡システムにて報告してください。（本システムのメッセージが配信されない場合は、教育委員会からの要請の有無に関わらず、状況を教育委員会へFAX（または電話等）で報告してください。（被害がなくても報告してください））

様式1	大規模地震による避難・誘導等報告書（P88）	教育局総務室、(所管教育事務所)あて
様式2	被害状況等報告書（P89）	教育局総務室、(所管教育事務所)あて
財産に損害が発生した場合は、財産損害発生報告もあわせて行ってください。		
様式3	財産損害発生・事故発生速報（P90）	教育施設課、(所管教育事務所)あて

(4) 障がいのある子どもとその家族への特別な避難所についての対応

特別支援学校等においては、通常の避難所では対応することができない障がいのある子どもとその家族についての避難所開設の要請があった場合には、市町村との取り決めによる特別な避難所としての対応を行います。

★ チェックリストのポイント

2 登下校中の場合

登下校時は最も児童生徒を掌握しにくく、児童生徒は自分の判断で行動しなければならない場合が十分予想できるので、日ごろから児童生徒にこのような場合の行動基準を体得させ、併せて保護者に周知して理解を得ておくことが大切です。

【 児童生徒の保護 】

(1) 児童生徒の安否を確認し、在校児童生徒を避難場所へ誘導する

災害時の学校の第一の役割は、児童生徒の安全を確保することです。児童生徒の人員確認を行うとともに、校舎及び学校の周囲の状況により、避難場所に避難させてください。

(2) 教職員の状況を把握する

地震発生時に必ずしも全ての教職員が学校にいるとは限りません。的確に対応するためにも、校内の教職員数やその安否状況などを把握する必要があります。児童生徒の人員確認や避難誘導の方法などについて、様々な場面を想定して事前に話し合っておいてください。

すでに帰宅した教職員は参集体制に従います。

(3) 当面の措置等を決定する

- ① 臨時休校の決定
- ② 児童生徒の帰宅の決定

臨時休校措置や児童生徒の帰宅については、学校・地域の被害状況等から校長が判断して決定してください。臨時休校を決定しても、児童生徒の帰宅を行わなければ、児童生徒は学校で一時保護となります。

児童生徒の保護者への引き渡しにあたっては、保護者が仕事や外出等で自宅にいない場合や、公共交通機関の運行中止、あるいは事業者が帰宅困難者対策として実施する従業員等の一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留め置かれた場合など、保護者自身が帰宅困難となる場合が考えられますので、次のことに留意する必要があります。

- ・ 安全が確認されるまでは、学校（小・中・高校など）で、児童生徒を保護する。なお、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、児童生徒の帰宅に際しては、保護者へ引き渡すことを原則とし、学校で児童生徒の安全確保に努める。
- ・ 児童生徒を保護者へ直接引き渡す場合は、引き渡しカードでの確認や時刻、引き渡し場所、引き渡した人の名前等を記録する等、あらかじめ決められた方法で行う。
- ・ 保護者が引き取りに出来ない児童生徒は心の不安がつるので、不安の解消に配慮し、学校で保護する。

大震災が発生すると、緊急連絡網（電話を利用）や携帯電話メールなどを使って保護者に連絡することが困難になると思われます。そのため、あらかじめ児童生徒の引き渡し方法や学校の休校措置の基準等を保護者に周知しておくことが必要です。災害用伝言ダイヤル等の活用も検討してください。

資料7 災害用伝言ダイヤル「171」について・・・P78

③ 教職員の役割分担に基づいた行動

事前に割り振られている役割分担に基づき対応してください。

出勤人数や被害状況によっては、柔軟な対応が必要です。

児童生徒の状況を把握するために、通学路を中心に巡視を行うことも重要です。

④ 児童生徒の避難場所の安全確認

⑤ 学校地震災害対策本部の場所の安全確認

児童生徒の避難場所と学校地震災害対策本部の場所について、現在の場所（建物）が安全かを継続的に判断し、状況によっては移動してください。

(4) 児童生徒の保護者への引き渡し及び引き渡しできない児童生徒を保護する

児童生徒を学校内の安全な場所に避難させたあとは、児童生徒の精神的な不安を取り除くことが第一に望まれます。児童生徒は家族の安否を心配しているので、早く家族の状況を知らせる方策をとり安心させることが大切です。

保護者への引き渡しを決定しても、保護者が仕事や外出等で自宅にいない場合や、公共交通機関の運行中止、あるいは事業者が帰宅困難者対策として実施する従業員等の一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留め置かれた場合など、保護者自身が帰宅困難となる場合が考えられます。また、保護者の命に別状がなくともけがをしたり自宅が崩壊したりしている状況等も予想されます。このような状況を想定した場合、次のことに留意する必要があります。

- ・ 保護者が学校へ児童生徒を引き取りにきた場合は、引き渡しカードを活用するとともに、時刻、引き渡し場所、引き渡した人の名前等を記録して引き渡す。
- ・ 保護者が引き取りに来ない児童生徒は心の不安がつるので、不安の解消に配慮し、学校で保護する。
- ・ 小中学校では教職員が地域を分担し学区の状況を調査し、児童生徒を引き取りに来られない状況を把握する。
- ・ 高等学校では、被害の状況、火災の発生状況、公共交通機関の復旧状況などを総合的に判断して生徒の保護あるいは下校を決定することになる。下校については、安全が確認された後行うものとし、保護者への引き渡しの方法や職員の引率での下校にあたってのグループの編成・下校ルートなどを、あらかじめ生徒・保護者と確認しておく必要がある。
- ・ 保護のためには食糧、飲料水、毛布などの確保が事前に必要である。また、学校で宿泊することも想定して体制を検討しておく必要がある。

【 施設設備の被災状況の確認 】

- (1) 火災の有無を確認する
- (2) 校舎・体育館等の被害状況を確認する
- (3) 工作物の被害状況を確認する
- (4) ライフライン等の被害状況を確認する
- (5) 施設の使用の可否を確認する
- (6) 立入禁止区域を表示する

以上の各項目について、施設設備の被災状況を、教職員が役割り分担しながら速やかに把握してください。また、少しでも危険を感じた場合は、調査を中止し、立入禁止区域としてください。

【施設の安全確認後の対応について】

(1) 避難者の把握と誘導を行う

避難者が学校に来る段階で、学校はまだ受け入れる準備が整っていない場合が考えられます。

教職員は避難してくる地域住民等に対して学校の状況を伝える必要があります。校内の情報は伝言板等での対応と会話による対応が考えられます。

情報内容としては次のことが考えられます。

- ・ 避難者への校舎開放はどうなっているか。
- ・ 校内（避難所内）における、ルールや決まり、禁止事項は何か。
- ・ 電気、ガス、水道、トイレの状況はどうなっているか。
- ・ 児童生徒の安否を問い合わせる場所は校内のどこか、誰が担当しているか。

また、避難所として指定されていない学校に地域住民等が避難し、水・食糧等が必要となった場合は、市町村災害対策本部、県現地対策本部に連絡し、学校への支援を要請することとなります。

(2) 市町村の動員職員や地域（自主防災組織）の代表者の到着を確認する

避難所を運営する避難所運営会議は、地震直後の早い段階で機能することが望ましいものです。

しかし、この避難所運営会議が機能するまで、学校にいるのは教職員ですので、教職員が避難住民の受け入れの対応をすることになります。

避難所になる各学校へ、避難所派遣職員（市町村職員）や、地域（自主防災組織）の代表者が到着したら、速やかに運営会議を組織します。

避難所の運営管理の統括は管轄の市町村の災害対策本部が行います。

なお、学校が避難所として機能できない状況である場合には、近隣避難所と連携する必要があります。

(3) 教育委員会への報告

震度5（強）以上の規模の地震が発生した場合は、災害時緊急連絡システムにて報告してください。（本システムのメッセージが配信されない場合は、教育委員会からの要請の有無に関わらず、状況を教育委員会へFAX（または電話等）で報告してください。（被害がなくても報告してください））

様式2 被害状況等報告書（P89）

教育局総務室、（所管教育事務所）あて

財産に損害が発生した場合は、財産損害発生報告もあわせて行ってください。

様式3 財産損害発生・事故発生速報（P90）

教育施設課、（所管教育事務所）あて

(4) 障がいのある子どもとその家族への特別な避難所についての対応

特別支援学校等においては、通常の避難所では対応することができない障害のある子どもとその家族についての避難所開設の要請があった場合には、市町村との取り決めによる特別な避難所としての対応を行います。

★チェックリストのポイント

3 夜間・休日の場合

【 児童生徒・教職員の被災状況の把握について 】

(1) 教職員は地震発生を知ったら、参集体制に従い参集する。校長は教職員の参集状況を把握する

夜間・休日など学校管理下以外の時間帯で災害が発生した場合でも、児童生徒の安全を確認し、学校活動の再開等の活動を開始しなければなりません。教職員は、県、市町村それぞれの参集体制に基づき、報道情報等に注意し、自らや家族の安全を確認の上、参集します。

参集場所を定めていない場合には、自校に参集し、交通途絶等で自校に参集不可能な場合は、最寄りの学校（小、中、高、特別支援学校の別）に参集する必要があります。

(2) 当面の措置等を決定する

① 臨時休校の決定

臨時休校措置については、学校・地域の被害状況等から校長が判断して決定してください。

② 教職員の役割分担

事前に割り振られている役割分担に基づき対応してください。

出勤人数や被害状況によっては、柔軟な対応が必要です。

③ 校内対策本部の場所の安全確認

現在の場所（建物）が安全かを継続的に判断し、状況によっては校内対策本部の場所を移動してください。

(3) 児童生徒の安否を確認し、当面の措置等を伝達する

大震災が発生すると、緊急連絡網（電話を利用）や携帯電話メールなどを使って保護者に連絡することが困難になると思われます。そのため、あらかじめ児童生徒の引き渡し方法や学校の休校措置の基準等を保護者に周知しておく必要があります。災害用伝言ダイヤル等の活用も検討してください。

資料7 災害用伝言ダイヤル「171」について・・・P78

【 施設設備の被災状況の確認 】

(1) 火災の有無を確認する

(2) 校舎・体育館等の被害状況を確認する

(3) 工作物の被害状況を確認する

(4) ライフライン等の被害状況を確認する

(5) 施設の使用の可否を確認する

(6) 立入禁止区域を表示する

以上の各項目について、施設設備の被災状況を、教職員が役割り分担しながら速やかに把握してください。また、少しでも危険を感じた場合は、調査を中止し、立入禁止区域としてください。

【施設の安全確認後の対応について】

(1) 避難者の把握と誘導を行う

避難者が学校に来る段階で、学校はまだ受け入れる準備が整っていない場合が考えられます。

教職員は避難してくる地域住民等に対して学校の状況を伝える必要があります。校内の情報は伝言板等での対応と会話による対応が考えられます。

情報内容としては次のことが考えられます。

- ・ 避難者への校舎開放はどうなっているか。
- ・ 校内（避難所内）における、ルールやきまり、禁止事項は何か。
- ・ 電気、ガス、水道、トイレの状況はどうなっているか。
- ・ 児童生徒の安否を問い合わせる場所は校内のどこか、誰が担当しているか。

また、避難所として指定されていない学校に地域住民等が避難し、水・食糧等が必要となった場合は、市町村災害対策本部、県現地対策本部に連絡し、学校への支援を要請することとなります。

(2) 市町村の動員職員や地域（自主防災組織）の代表者の到着を確認する

学校に職員が到着した際に、地域住民等がすでに避難してきていることも予想されます。状況を把握しながら、柔軟な対応が必要となります。

(3) 教育委員会への報告

震度5（強）以上の規模の地震が発生した場合は、災害時緊急連絡システムにて報告してください。（本システムのメッセージが配信されない場合は、教育委員会からの要請の有無に関わらず、状況を教育委員会へFAX（または電話等）で報告してください。（被害がなくても報告してください））

様式2 被害状況等報告書（P89）

教育局総務室、（所管教育事務所）あて

財産に損害が発生した場合は、財産損害発生報告もあわせて行ってください。

様式3 財産損害発生・事故発生速報（P90）

教育施設課、（所管教育事務所）あて

(4) 障がいのある子どもとその家族への特別の避難所についての対応

特別支援学校等においては、通常の避難所では対応することができない障害のある子どもとその家族についての避難所開設の要請があった場合、市町村との取り決めによる特別な避難所としての対応を行います。

IV 章

学校の復興に向けて (Ⅲ章の措置終了後の対応)

IV章 学校の復興に向けて（Ⅲの措置終了後の対応）

★ チェックリスト

1 安否状況・被害状況の確認について

<input type="checkbox"/> (1) 児童生徒の安否・所在確認をする
<input type="checkbox"/> (2) 教職員の安否・所在確認をする
<input type="checkbox"/> (3) 校舎・体育館等の被害状況を確認をする(応急危険度判定士等の専門家による確認を含む) <input type="checkbox"/> ① 建物躯体(基礎・柱・壁・床・天井) 状況→
<input type="checkbox"/> ② 建物取付具(扉・窓・電球・ガラス等) 状況→
<input type="checkbox"/> ③ 備品(戸棚・本棚・ロッカー・靴箱等) 状況→
<input type="checkbox"/> (4) 工作物の被害状況を確認する ・ブロック塀 ・樹木 ・防球ネット ・門扉 ・掲揚ポール ・境界フェンス 等 状況→
<input type="checkbox"/> (5) 立入禁止区域の確認をする

IV章 学校の復興に向けて（Ⅲの措置終了後の対応）

★ チェックリスト

2 学校の教育活動再開準備について

<input type="checkbox"/>	(1) 使用可能な学校施設の把握
<input type="checkbox"/>	(2) 被害を受けた学校施設の修理
<input type="checkbox"/>	(3) 勤務可能な教職員の把握
<input type="checkbox"/>	(4) 登校可能な児童生徒の把握
<input type="checkbox"/>	(5) 学校周辺(通学路等)の安全点検の実施
<input type="checkbox"/>	(6) 応急教育に係る計画の作成
<input type="checkbox"/>	(7) 登校日の決定及び児童生徒や保護者への通知
<input type="checkbox"/>	(8) 教科書等の学用品の援助が必要な児童生徒の把握
<input type="checkbox"/>	(9) 授業料を免除する児童生徒の把握
<input type="checkbox"/>	(10) 児童生徒等の心のケアの対応

★チェックリストのポイント

1 安否状況・被害状況の確認について

(1) 児童生徒の安否・所在確認をする

(2) 教職員の安否・所在確認をする

安否確認が取れていない児童生徒や教職員の確認を続けるとともに、その家族や自宅の被災状況も把握することが必要と考えられます。また、被災地外に避難する人の把握も、今後の教育活動再開に向けて必要となってくるでしょう。

(3) 校舎・体育館等の被害状況を確認する（応急危険度判定士等の専門家による確認を含む）

(4) 工作物の被害状況を確認する

(5) 立入禁止区域の確認をする

一度点検した所でも、時間と共に被害が拡大している場合もあります。また、少しでも危険を感じた場合は、調査を中止し、立入禁止区域としてください。

★ チェックリストのポイント

2 学校の教育活動再開準備について

学校の再開にあたっては、避難所運営会議や教育委員会と協議すると同時に生徒、校内、近隣等の状況把握に努めてください。

(1) 使用可能な学校施設の把握

- ・ 使用可能な普通教室、特別教室等の数を調査する。
- ・ 使用可能教室が少なければ、短縮授業の検討のほか、被害を免れた近隣学校施設や公共施設の利用を検討をする。
- ・ 給食の実施については、保健体育課、学校給食会と連絡をとる。
- ・ 必要に応じて、臨時に学校環境衛生検査を実施する。

(2) 被害を受けた学校施設の修理

(3) 勤務可能な教職員の把握

教職員及びその家族の安否、被害状況等を踏まえ、勤務可能な教職員数を把握する。

(4) 登校可能な児童生徒の把握

安否確認や被害状況の結果を踏まえ、登校可能な児童生徒数を把握する。

(5) 学校周辺（通学路等）の安全点検の実施

- ・ 安全点検の実施にあたっては、明細地図等を携行し、危険情報を記入する。
- ・ 次の個所は特に念入りに点検することとし、余震の発生等によって登下校中の児童生徒等に危害が及ばないか確認する。
 - ◇建物、ブロック塀や石垣、自動販売機などが倒壊する危険のある箇所
 - ◇屋外広告物や看板、窓ガラスなどが落下する危険がある箇所
- ・ 道路の地割れ、がけ崩れの危険性についても、十分に点検する。
- ・ 安全点検の結果、危険がある場合は、保護者等と協議のうえで注意喚起や経路変更などを決定し、児童生徒等に周知する。
- ・ 必要に応じて、教職員による安全監視と通学指導を行う。

(6) 応急教育に係る計画の作成

- ・ 校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設の借用や仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。
- ・ 被害情報等を踏まえ、必要に応じて次の対応を取る。
 - ◇授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など）
 - ◇臨時の学級編成・時間割の作成
 - ◇教職員の再配置・確保
 - ◇学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫

- ・ 学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、立入禁止区域の確認・動線設定（学校関係者と避難者の動線を区分）・生活ルール（活動時間帯や施設等の利用方法等）について、確認する。

(7) 登校日の決定及び児童生徒や保護者への通知

登校日の決定については、地域住民、避難住民等の理解を得た上で準備を進め、その時点で実施可能な方法を検討し、民間メールの活用、学校ホームページへの掲載、自治会掲示板へのビラ貼りや家庭訪問などにより再開を知らせます。

(8) 教科書等の学用品の援助が必要な児童生徒の把握

- ・ 教科書等の学用品がない児童生徒の人数を把握する。
- ・ 不足する学用品の手当て（教育委員会に申請・ボランティア物資等）

(9) 授業料免除を希望する児童生徒の把握

授業料免除を希望する児童生徒の人数を把握する。

(10) 児童生徒等の心のケアの対応

- ・ 児童生徒・教職員等によっては、大きな災害を経験すると表情は表面的には普段と変わりなく見えるが、心の奥深いところには心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていく上で心に様々な影響を及ぼすことが指摘されています。
- ・ 日頃から児童生徒等の健康観察を徹底し、情報共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要です。
- ・ 心の症状のみならず、腹痛や頭痛、眠れない、食欲不振など身体症状にも注目して行うことが肝要です。
- ・ 心のケアの支援体制は、校内で十分共通理解をしておくとともに、保護者や学校医、教育相談機関、精神保健の専門機関等と連携を密にし、的確な対処ができるようにしておくことが必要です。
- ・ 特に障がいのある児童生徒については、家庭との連絡を密にして対応することが重要となります。

V章

各校で作成する地震防災活動 マニュアルの記載内容例

※ 各学校の立地条件や特性などの実情に応じて、記載内容は適宜修正してください。

- (A) 防災に係わる年間計画
 - ・避難訓練
 - ・防災教育
- (B) 大規模地震に関連する情報の発表時の児童生徒への対応
- (C) 地震発生時の場所別・時間帯別の児童生徒への対応
- (D) 児童生徒緊急連絡網
- (E) 配備編成計画
- (F) 教職員緊急連絡網
- (G) 防災組織図
 - ・編成
 - ・リーダー
 - ・役割分担
- (H) 避難経路図・避難場所図
- (I) 消火設備配置図・避難器具配置図
- (J) 非常持出用品リスト
- (K) 防災資機材一覧表・防災資機材格納場所図
- (L) 安全点検表
- (M) 避難所運営計画
 - ・避難所運営における市町村防災担当部局との役割分担
 - ・避難所提供場所の優先順位表
 - ・障がいのある子どもとその家族への特別の避難所対応（特別支援学校）
- (N) 緊急連絡先電話番号簿
 - ・消防署
 - ・警察署
 - ・医療機関
 - ・市町村防災（災害）対策担当部局
- (O) 被害状況の報告先

資 料

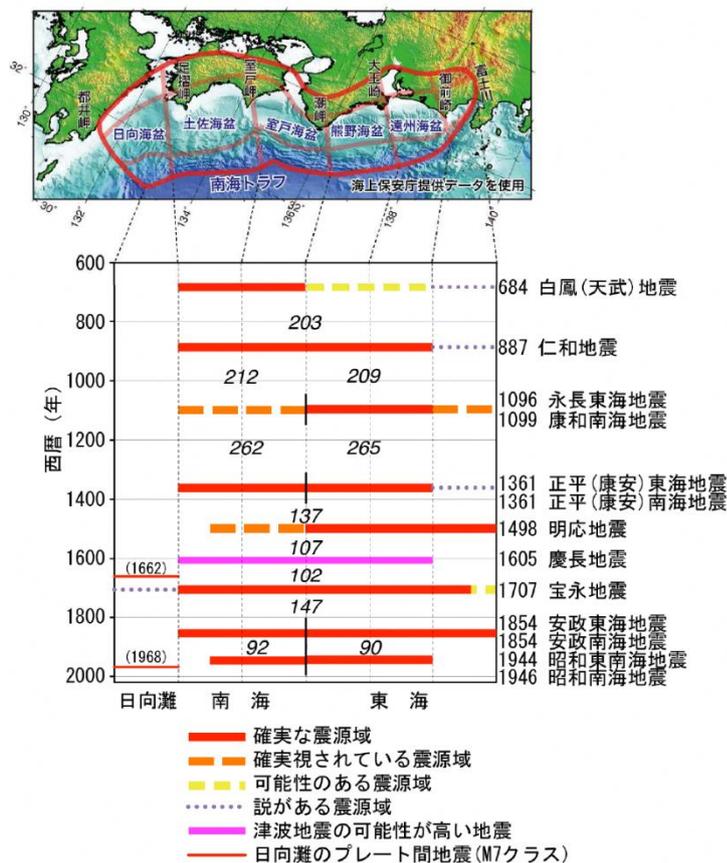
- 資料1 南海トラフ地震について
- 資料2 南海トラフ地震防災対策推進地域・津波対策特別強化地域(県内)
- 資料3 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について
- 資料4 配備編成計画策定要領(神奈川県)抜粋
- 資料5 避難所マニュアル策定指針等について
- 資料6 災害時優先電話について
- 資料7 災害用伝言ダイヤル「171」について
- 資料8 災害用伝言板「web171」について
- 資料9 学校からの報告系統図
- 資料10 県災害対策本部教育部の組織及び分担業務
- 資料11 防災組織図(例)
- 資料12 災害時緊急連絡システムの概要
- 資料13 津波災害警戒区域の指定について

南海トラフ地震について

南海トラフ地震とは

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。

南海トラフ地震の過去事例を見てみると、その発生過程に多様性があることがわかります。宝永地震（1707年）のように駿河湾から四国沖の広い領域で同時に地震が発生したり、マグニチュード8クラスの大規模地震が隣接する領域で時間差をおいて発生したりしています。さらに、隣接する領域で地震が続発した事例では、安政東海地震（1854年）の際には、その32時間後に安政南海地震（1854年）が発生し、昭和東南海地震（1944年）の際には、2年後に昭和南海地震（1946年）が発生するなど、その時間差にも幅があることが知られています。



過去に発生した南海トラフ地震の震源域の時空間分布

「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」（地震調査研究推進本部）

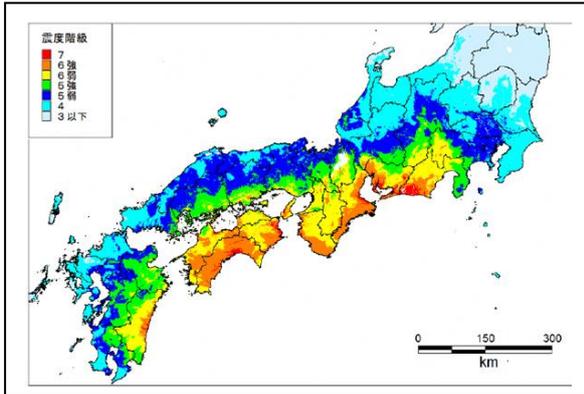
南海トラフ地震は、概ね100～150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきています。

大規模地震編

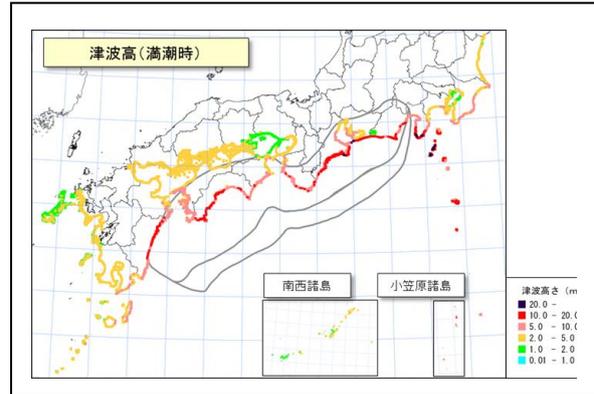
南海トラフ地震で想定される震度や津波の高さ

政府の中央防災会議は、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震（以下、「南海トラフ巨大地震」という）が発生した際の被害想定を実施しています。

この被害想定によれば、南海トラフ巨大地震がひとたび発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度6強から6弱の強い揺れになると想定されています。また、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10mを超える大津波の襲来が想定されています。



南海トラフ巨大地震の震度分布



南海トラフ巨大地震の津波高

（「駿河湾～愛知県東部沖」と「三重県南部沖～徳島県沖」に「大すべり域+超大すべり域」を2箇所設定した場合）「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」
（中央防災会議、2013）

<東海地震に関連する情報>

これまで、東海地震を予知するために東海地域及びその周辺において地震計、地殻岩石ひずみ計の観測データ等を活用し東海地震の前兆現象の監視を行い、「東海地震に関連する情報」により発表されてきましたが、平成29年11月1日から南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果をお知らせする「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しており、これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていません。

（気象庁HPより）

【参考】

<神奈川県で想定される地震>

想定地震名	モーメント マグニチュード*	県内で想定される 最大地震	発生確率
都心南部直下型地震	7.3	横浜市・川崎市を 中心に震度6強	（南関東地域のM7クラスの 地震が30年間で70%）
三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で 震度6強	30年以内 6～11%
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で 震度6強	（過去400年の間に同クラス の地震が5回発生）
東海地震	8.0	県西地域で 震度6弱	（南海トラフ地震は 30年以内に70～80%）
南海トラフ地震	9.0	県西地域で 震度6弱	（南海トラフ地震は 30年以内に70～80%）
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地 域を中心に震度7	30年以内 ほぼ0%～6% （2～4百年の発生間隔）

※ 表中の発生確率については「長期評価による地震発生確率値の更新について（地震調査研究推進本部：令和5年1月13日）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成25年12月）」などによる評価をもとに更新。

（神奈川県地域防災計画（令和5年11月）より）

南海トラフ地震防災対策推進地域（県内）

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」により、内閣総理大臣は、地震防災対策を推進する必要がある地域を「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定しています。

現在、神奈川県では「南海トラフ地震防災対策推進地域」として、27市町が指定されています。

○南海トラフ地震防災対策推進地域（27市町）

横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町

南海トラフ地震津波対策特別強化地域（県内）

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定しています。

現在、神奈川県では「南海トラフ地震津波対策強化地域（特別強化地域）」として、13市町が指定されています。

○南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（13市町）

横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町

（参考）「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された際の神奈川県の体制

気象庁が発表する情報	県の配備体制
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	【通常体制】 ・情報収集をする。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	【災害対策本部体制（第一次）】 ・総理指示を市町村等へ伝達を行う。 ・知事メッセージを速やかに発出する。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	【応急体制（第一次）】 ・危機管理対策会議（執務時間外は同会幹事会）を開催し、情報共有とともに今後の対応を検討する。 ・知事メッセージを速やかに発出する。 ・巨大地震警戒の続報として発表された場合は、災害対策本部体制を維持する。
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	【体制解除（通常体制）】 ・災害対応が終了している場合。

出典：気象庁HP (<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>)

津波警報・注意報、津波情報、津波予報について

平成 25 年 8 月 30 日から、大津波警報を「特別警報」に位置付けて運用しています。

津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約 3 分（一部の地震*については最速 2 分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は 5 段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が 8 を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合。	10 m 超 (10 m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10 m (5 m < 予想高さ ≤ 10 m)		
		5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合。	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

津波警報・注意報と避難のポイント

- 震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難しましょう。
- 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

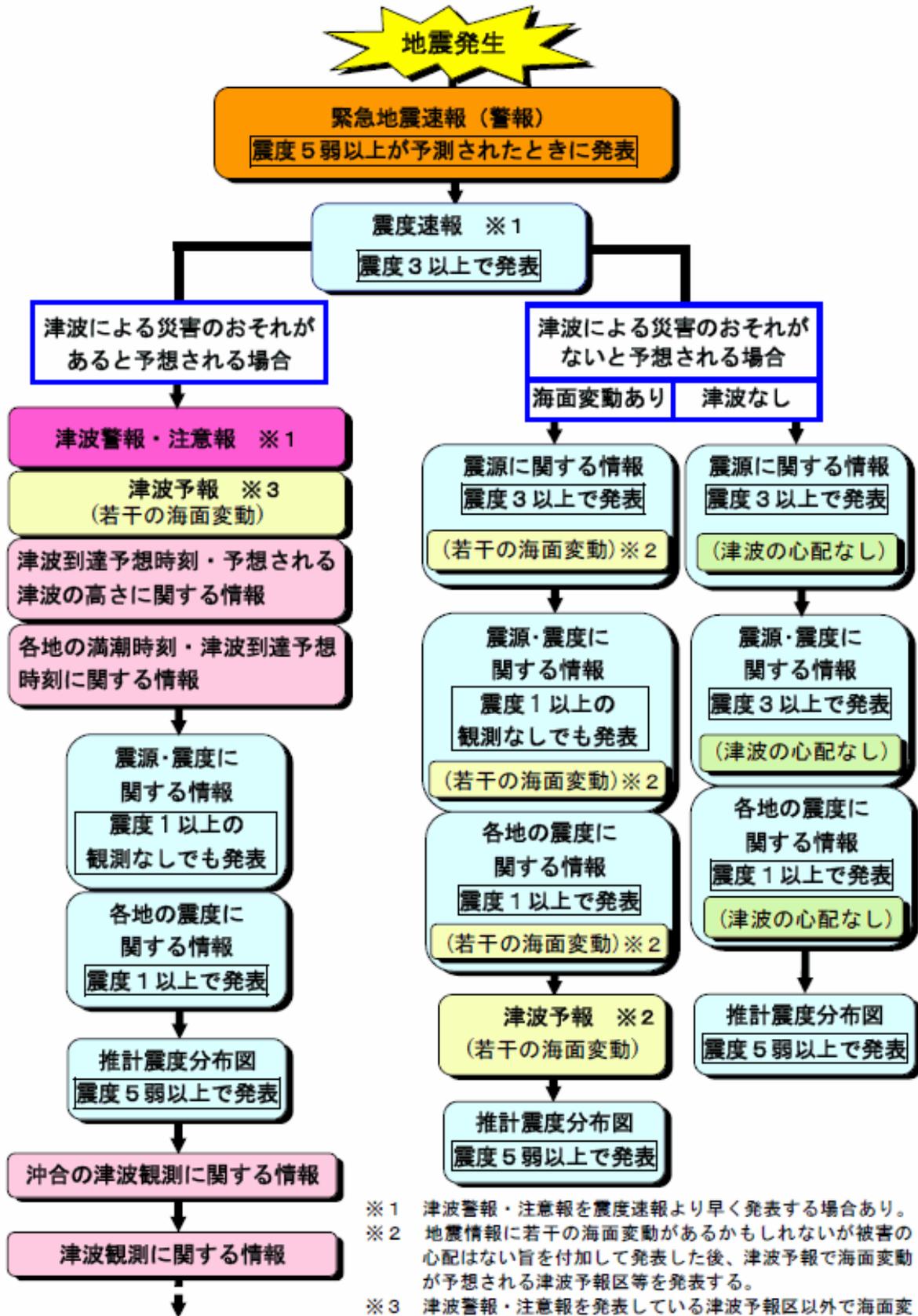
発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

津波フラッグ

令和2年6月から海水浴場等で「津波フラッグ」により津波警報等が発表されたことをお知らせする取組が始まりました。海岸付近で津波フラッグを見かけたら、速やかに避難を開始してください。（津波フラッグは、長方形を4分割した赤と白の格子デザインです。）



地震及び津波に関する情報



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

配備編成計画策定要領（神奈川県）抜粋

1 目的

各局(各委員会事務局等も含む)長、各地域県政総合センター所長及び総合防災センター所長（以下「各局長等」という。）が、発災時の分担業務、所属する職員の配備体制別配備人員、緊急参集、勤務時間外の連絡体制等について詳細に定めた配備編成計画を整備し、所属する職員に周知することで、円滑な災害応急対策活動の実施を図る。

(1) 地震災害及び火山災害

本部	配備体制	配備基準 ※1	参集する職員					
			安全防災局 (出先機関を除く)	各局		各地域県政 総合センター		
				総務室等	本庁各課 出先機関			
未 設 置	警戒体制	津波注意報の発表	警戒要員 (当番1個班)	各局等規定対応※2				
		箱根山、富士山に関する火口周辺警報の発表						
		伊豆東部火山群、伊豆大島、新島、神津島、三宅島に関する噴火警報の発表						
	第1次応急体制	県内最大震度5弱の観測	第1次 応急要員 (当番3個班)	第1次 応急要員	各局規定対応 ※2	第1次 応急要員 ※3		
		津波警報の発表						
		南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表						
第2次応急体制	県内最大震度5強の観測	全職員	第2次応急要員					
	箱根山、富士山に関する噴火警報の発表							
設 置	第1次本部位制	県内に大規模な災害が発生	全職員	第1次本部位員				
		南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表						
	第2次本部位制	県内最大震度6弱以上の観測	全職員	第2次本部位員 (全職員)				
		大津波警報の発表						
	県内全域に大規模な災害が発生							

※1 県内最大震度は、気象庁又は県震度情報ネットワークシステムの観測震度のうち高い方をいう。

※2 必要に応じて、各局(等)の判断により別途定める。

※3 各地域県政総合センターの第1次応急要員は、管内で震度5弱が観測された場合、又は管内で津波警報が発表された場合に参集する。

※ 上記体制は「神奈川県災害対策本部要綱」(令和2年3月1日現在)のもの。改正された場合、配備体制は最新のものに従うものとする。

(2) 風水害、その他事故災害

本部	配備体制	配備基準 ※1	参集する職員			
			安全防災局 (出先機関を除く)	各局		各地域県政 総合センター
				総務室等	本庁各課 出先機関	
未 設 置	警戒体制	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報の発表	警戒要員 (当番1個班)	各局規定対応 ※1		警戒要員 ※2
	第1次応急体制	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報が発表され、災害が拡大するおそれがあると安全防災局長が判断したとき	第1次 応急要員 (当番3個班)	第1次 応急要員	各局規定対応 ※1	第1次 応急要員
設 置	第1次本部位制	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報又は大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	全職員	第1次本部位員		
		大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが県下に発表される見込みがあるとき				
		大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報のいずれかが県下に発表されたとき				
	第2次本部位制	県内全域に大規模な災害が発生	全職員	第2次本部位員 (全職員)		

※1 必要に応じて、各局の判断により別途定める。

※2 各地域県政総合センターの警戒要員は、管内で大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮の警報・特別警報が発表された場合に参集する。

※ 上記体制は「神奈川県災害対策本部要綱」(令和2年3月1日現在)のもの。改正された場合、配備体制は最新のものに従うものとする。

(3) 東海地震対応

区分	配備体制	配備基準	参集する職員	
			安全防災局 (出先機関を除く)	各局本庁各課、出先機関、 各地域県政総合センター
	警戒配備1 (警戒体制)	東海地震調査情報(臨時)の発表	警戒要員 (当番1個班)	各局規定対応 ※
注意情報時 対策本部設置	警戒配備2 (第2次本部体制)	東海地震注意情報の発表	全職員参集	第2次本部要員 (全職員)
警戒本部設置 (警戒宣言時)	警戒配備3 (第2次本部体制)	東海地震予知情報の発表	全職員参集	第2次本部要員 (全職員)

※ 現在、「東海地震に関連する調査情報」の発表は行われておりません。

(4) 国民保護措置対応

区分	配備体制	配備基準		参集する職員	
		弾道ミサイル等	その他事象	安全防災局 (出先機関を除く)	各局本庁各課、出先機関、 各地域県政総合センター
事態認定前	非常配備体制	—	事態認定につながる可能性がある事象が発生する恐れがあり初動対応を行う必要があるとき	当番1個班	各局等規定対応 ※1
	危機管理対策本部体制	Jアラートが県内発令せず、国内着弾(領海含む)した場合	—	課長以上及び 危機管理防災課全職員	各局等規定対応 ※1
		Jアラートが県内発令し、上空通過した場合		全職員	
	Jアラートが県内発令し、国内着弾(領海含む)した場合	国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部)設置に準じた対応を行う必要があるとき	全職員	危機管理対策本部要員 (全職員) ※2	
事態認定後	非常配備体制	上記継続	初動対応を行う必要があるとき(事態の状況等に応じ参集職員を決定)	当番班1個班及び 応援班2個班	各局等規定対応 ※1
				全職員	
	危機管理対策本部体制		—	課長以上及び 危機管理防災課全職員	各局等規定対応 ※1
				全職員	
法定本部設置	国民保護対策本部体制(緊急対処事態対策本部体制)	県が国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部)設置の通知を受けたとき	全職員	国民保護対策本部要員 (全職員) ※2	

※1 必要に応じて、各局等の判断により別途定める。

※2 各局等の参集については、危機管理対策本部体制及び国民保護対策本部体制(緊急対処事態対策本部)の際に全職員が参集するものとし、参集場所は前記(1)~(3)に記述している「第2次本部体制」と同様とする。

※ 上記体制は「神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱」のもの。改正された場合、配備体制は最新のものに従うものとする。

(5) 原子力災害

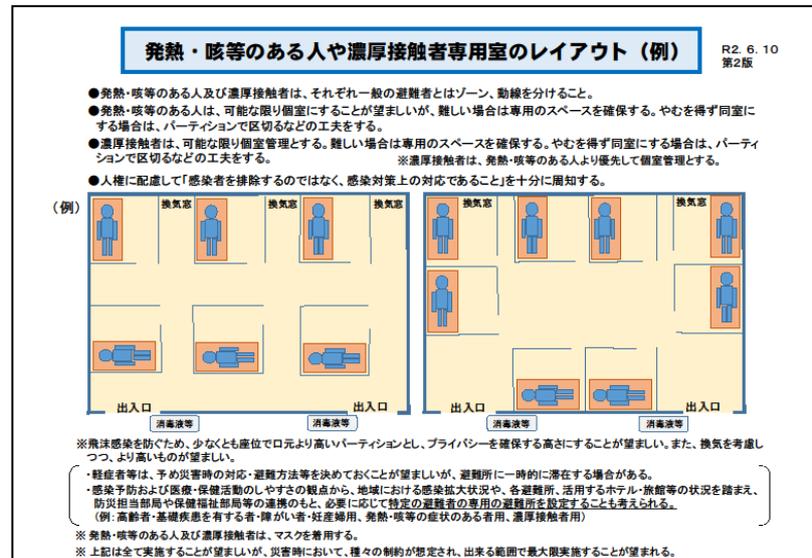
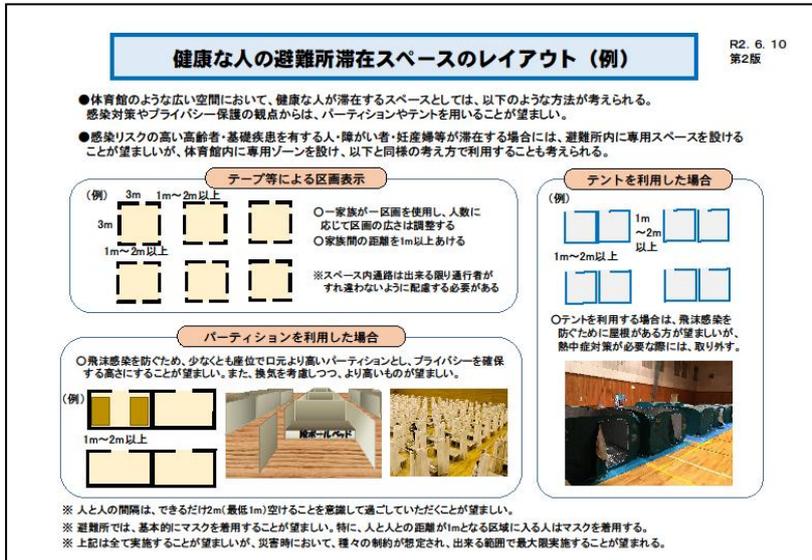
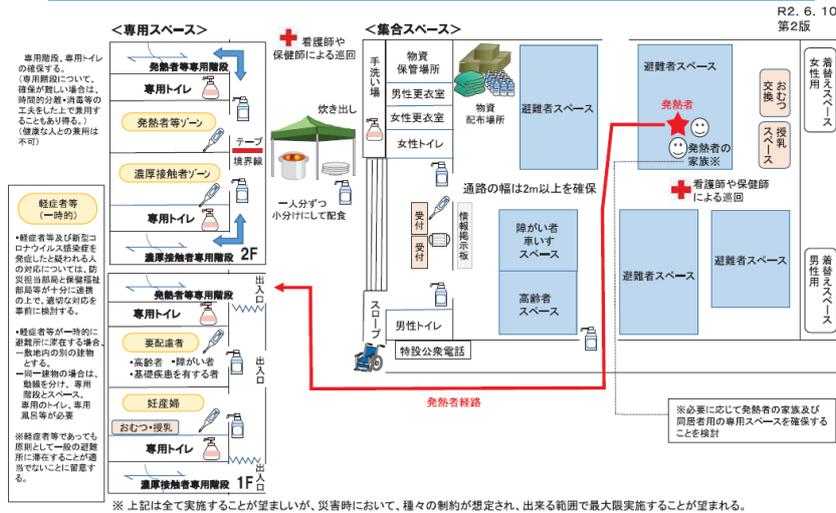
本部	配備体制	配備基準 ※1	参集する職員		
			安全防災局 (出先機関を除く)	各局	
				総務室等	本庁各課 ・出先機関
未設置	警戒体制	モニタリングポストにおいて毎時1マイクロシーベルト以上の放射線量を検出したとき	警戒要員 (当番1個班)	各局規定対応 ※1	
	第2次応急体制	原子力事業者から特定事象発生時の通報を受けたとき	全職員	第2次応急要員	
設置	第2次本部体制	モニタリングポストにおいて毎時5マイクロシーベルト以上の放射線量を検出したとき	全職員	第2次本部要員 (全職員)	

※1 必要に応じて、各局等の判断により別途定める。

※2 各地域県政総合センターの警戒要員は、管内で原子力災害が発生した場合に参集する。

※ 上記体制は「神奈川県地域防災計画 原子力災害対策計画(平成30年2月口のもの。改正された場合、配備体制は最新のものに従うものとする。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト (例) <避難受付以降>



災害時優先電話について

災害等が発生した場合、被災地等への通話が集中することから、重要な通話を確保するためNTTが通話を制限する場合がありますが、あらかじめ災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については、優先的に取り扱われます。

●登録方法

電気通信事業者に申請し**災害時優先電話**の指定を受けます。

●利用上の注意

- ・災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなっており、着信については一般電話と同じです。
- ・災害時優先電話から発信しても、相手が話中の場合は一般の電話と同じく接続はできません。
- ・災害に備え、事前に“災害時優先電話”回線を利用している電話機にシール等の目印を貼りましょう。

災害用伝言ダイヤル「171」について

震度6(弱)以上の地震が発生した場合に、その被災地(市外局番単位)に災害用伝言ダイヤルが設定される。この災害用伝言ダイヤルは、被災地内で自分の安否情報を録音したものを、被災地内外から自分以外の家族などがその情報を聞くことができるというものである。設定された場合は、その旨テレビ・ラジオで放送される。

●録音方法

「171」をダイヤル→(ガイダンスが流れる)→録音の場合「1」をダイヤル→(ガイダンスが流れる)→被災地(生徒自宅等)の電話番号「(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇」をダイヤル→「録音」

※ 被災地外からは録音はできない。(時間の経過とともに録音できる措置をとる場合がある。)

●再生方法

「171」をダイヤル→(ガイダンスが流れる)→再生の場合「2」をダイヤル→(ガイダンスが流れる)→被災地(生徒自宅等)の電話番号「(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇」をダイヤル→「再生」

●録音・再生ともに

※ 被災地の電話番号はどこからでも必ず市外局番をダイヤルする。

※ 被災地の電話番号は一般加入電話のみで、携帯電話の番号とすることはできない。携帯電話で録音や、再生は可能。

●災害用伝言ダイヤル「171」の体験利用

※ 次の日に災害用伝言ダイヤル「171」が体験利用できる。

- ・ 毎月1日、15日 00:00~24:00
- ・ 正月三が日 (1月1日 00:00~1月3日 24:00)
- ・ 防災週間 (8月30日 9:00~9月5日 17:00)
- ・ 防災とボランティア週間 (1月15日 9:00~1月21日 17:00)

詳しくはNTT東日本HPを参照願います

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html>

災害用伝言ダイヤル「171」の使い方の例

被災者の状況を学校が把握する場合

- ① 被災者は、被災者の自宅電話番号をダイヤルし、家族の安否情報や被災状況をメッセージに録音しておく。
- ② 学校職員など関係者は、被災者の自宅電話番号をダイヤルし、メッセージを再生し、状況を把握する。

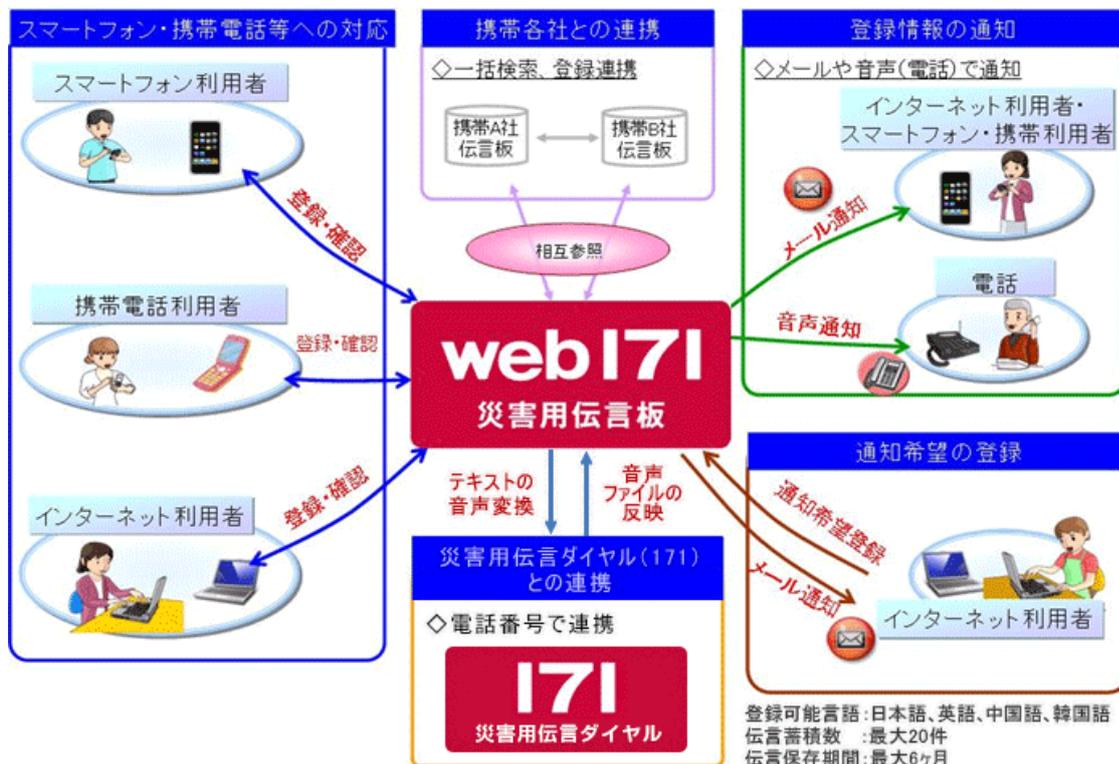
学校の状況を被災者が把握する場合

- ① 学校は、学校の電話番号をダイヤルし、学校の被災状況等をメッセージに録音しておく。
- ② 保護者など関係者は、学校の電話番号をダイヤルし、メッセージを再生し、状況を把握する。

災害用伝言板「web171」について

大規模災害等発生時に、パソコン、携帯電話、スマートフォンなどからインターネットを經由して災害用伝言板（web171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できます。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認し、追加の伝言を登録することが可能です。登録したメッセージを通知[※]することもできます。

また、災害用伝言ダイヤル(171)に登録されたメッセージを確認することができます。



※ 1メール通知先は最大10件まで登録可能です。音声通知先は最大1件まで登録可能です。なお、国際電話番号、フリーダイヤル等の着信課金番号、110番や119番などの特番等、通知先として指定できない電話番号があります。

●伝言の登録方法

<https://www.web171.jp/>へアクセス。→（伝言を登録する伝言板が表示される）→伝言を登録したい電話番号を入力して、「登録」をクリック。→名前（ひらがな）、安否、伝言を入力して、「登録」をクリック。

●伝言の確認方法

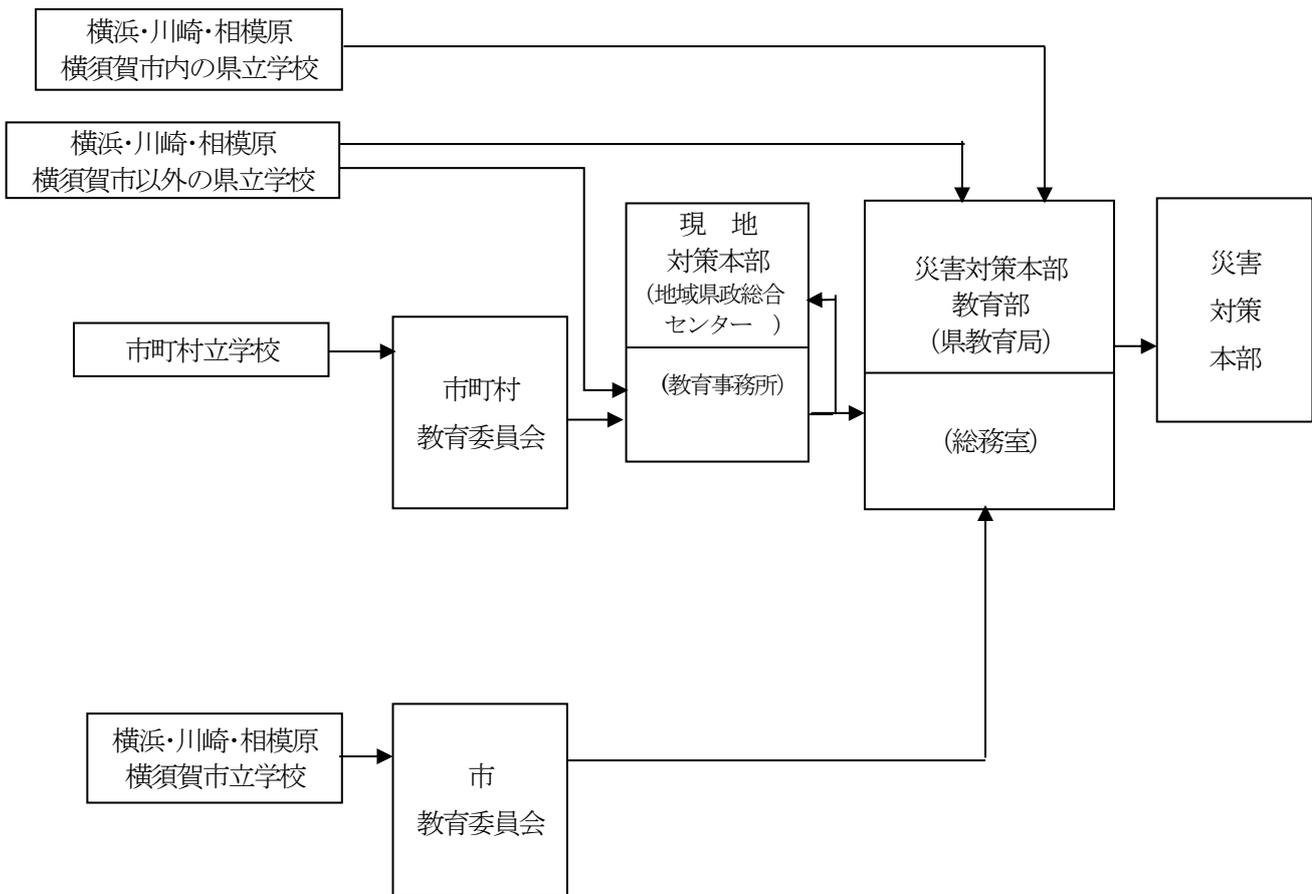
<https://www.web171.jp/>へアクセス。→（伝言を確認する伝言板が表示される）→伝言を確認したい電話番号を入力して、「確認」をクリック。→伝言の内容を確認する。

※ 確認後にあなたの伝言を登録することもできます

詳しくはNTT東日本HPを参照願います

<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/index.html>

学校からの報告系統図



県災害対策本部教育部の組織及び分担業務

(令和6年4月)

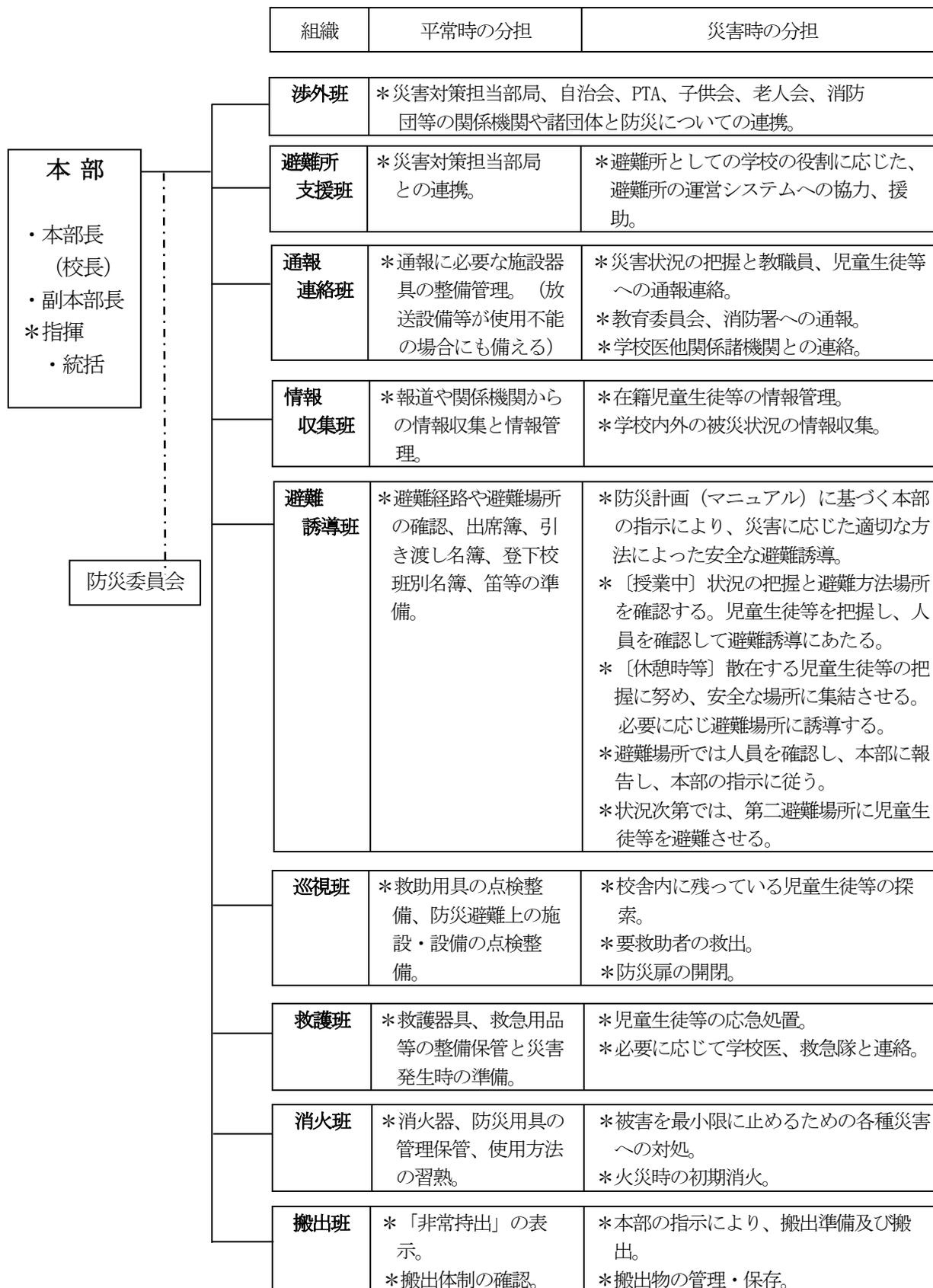
災害対策本部

本部長 知事

副本部長 副知事

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
教育部	部長 教育長 副部長 教育局長 部付 県立高校改革担当局長 教育監 教育局副局長 教育局総務室長 行政部長 指導部長 インクルーシブ教育推進担当部長 支援部長 生涯学習部長	教育情報班	班長 管理担当課長 班付 企画調整担当課長 ICT推進担当課長 県立高校改革担当課長	1 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 こと。 2 部内職員の動員に関する事 こと。 3 部内関係施設等の被害情報の取りまとめに 関する事 こと。 4 文教関係災害記録の作成に関する事 こと。 5 教育広報に関する事 こと。
		教育行政班	班長 行政課長	1 公印等の点検・搬出に関する事 こと。
		教育財務班	班長 財務課長 班付 教育施設課長	1 避難所、広域応援活動拠点の開設及び施設 の応急修繕等に関する事 こと。 2 公立学校等の被害調査に関する事 こと。 3 文教関係の義援金品の受付配分に関する事 こと。
		教育人事班	班長 参事兼教職員人事課長 班付 教職員企画課長 県立学校人事担当課長	1 応急教育に必要な教職員の確保に関する事 こと。
		教育厚生班	班長 厚生課長	1 被災職員の調査及び被災給付に関する事 こと。
		教育指導班	班長 参事兼高校教育課長 班付 高校教育企画担当課長	1 生徒の登下校時における安全確保に関する事 こと。 2 被災生徒に対する教科書その他学用品の給 与に関する事 こと。 3 応急教育に関する事 こと。
		支援教育班	班長 子ども教育支援課長 班付 インクルーシブ教育推進 課長 学校支援課長 特別支援教育課長	1 児童生徒の登下校時における安全確保に 関する事 こと。 2 被災児童生徒に対する教科書その他学用品 の給与に関する事 こと。 3 応急教育に関する事 こと。
		学校保健班	班長 保健体育課長	1 県立学校における児童生徒の健康状況の把 握及び感染症対策 2 被災時における児童生徒に対する学校給食 に関する事 こと。
		生涯学習・文化遺 産班	班長 生涯学習課長 班付 文化遺産課長	1 社会教育施設の被害調査に関する事 こと。 2 文化財の保護及び応急対策に関する事 こと。

防災組織図 (例)



使用方法等は「Yahoo!安否確認操作マニュアル（利用者編）」を参照

システム概要： ソフトバンク(株) Yahoo!安否確認

- ① 県立学校165校（令和6年4月現在）
 - ② 社会教育施設等〔指定管理者施設を含む〕10所属（令和6年4月現在）
 - ③ 教育事務所（現地対策本部教育部）4所属（令和6年4月現在）
- ※ 他、電話連絡用（安否確認サービス適用外）の携帯電話については、本庁15室課、分教室等21箇所、教育事務所分室2箇所、出先機関3箇所に配備（通話無料）



[出典] ソフトバンク(株)提供資料

12:03

https://www.sys.mc-an

【質問】
[現在校内にいる教職員で
指揮代行順位の最上位者]

- 校長
- 副校長
- 教頭
- 事務長
- その他

[在校（保護）生徒数]

- 100人以下
- 101人～200人
- 201人～400人
- 401人～600人
- 601人以上

サブメニュー 選択 戻る

質問が付されている画面の例

○ 津波災害警戒区域の指定について

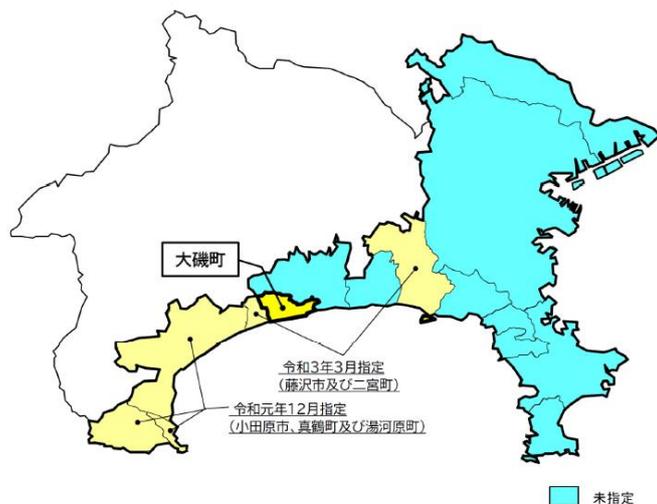
(要配慮者利用施設等では、避難確保計画作成、計画に定めた避難訓練が必要)

1 津波災害警戒区域の指定について

令和元年 12 月 24 日指定 小田原市、真鶴町及び湯河原町

令和 3 年 3 月 22 日指定 藤沢市及び二宮町

令和 3 年 8 月 30 日指定 大磯町



2 津波災害警戒区域について

津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）では、県知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、警戒区域として指定することができるとしています。

3 警戒避難体制の整備

(1) 地域防災計画の拡充

市町は、地域防災計画に、避難場所及び避難経路、避難訓練等、警戒避難体制に関する事項を定めます。

(2) 津波ハザードマップの作成

市町は、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項等を記載したハザードマップを作成します。

(3) 避難施設の指定

市町は、警戒区域内に存する施設で、津波に対して安全な構造で基準水位以上に避難場所が配置等されている施設を、管理者の同意を得て、指定避難施設として指定することができます。

(4) 避難確保計画の作成と避難訓練

地域防災計画で定められた要配慮者利用施設等では、避難確保計画を作成し、同計画で定めた避難訓練を行うこととなります。

4 その他

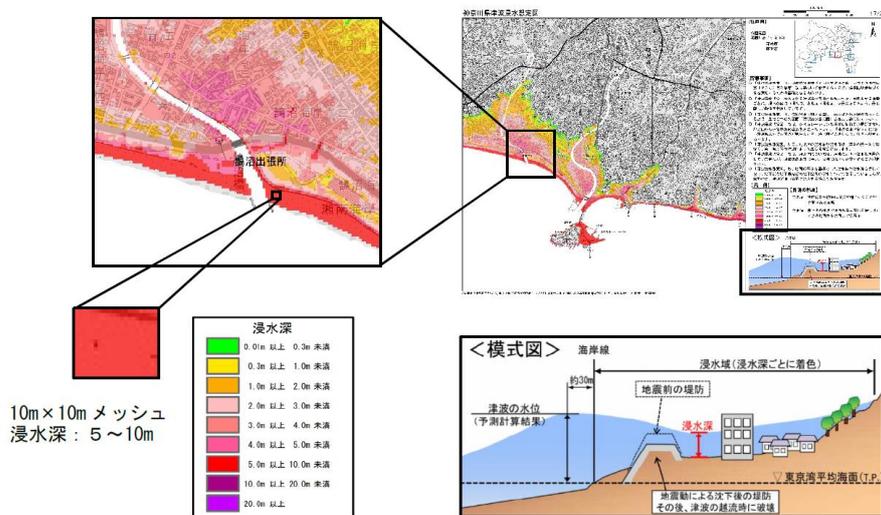
警戒区域指定後、土地利用や開発行為等に新たな規制はかかりません。ただし、警戒区域内にある宅地や建物の売買及び貸借等については、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明が必要となります。

○ 津波浸水想定

津波浸水想定は、県民のいのちを守ることを目的として、想定外をなくすという考えのもと、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波が発生した場合に想定される浸水の区域と水深を平成27年3月に県が設定しています。

(参考) 「津波浸水想定について」 (県ホームページ)

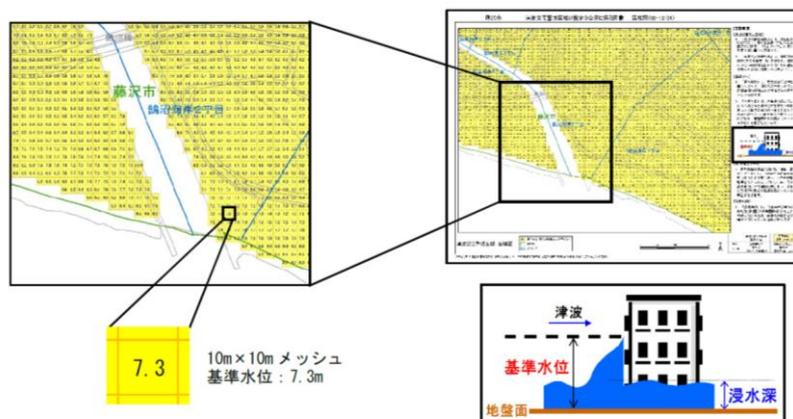
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/cnt/f532320/>



○ 津波災害警戒区域

津波浸水想定で設定した区域を、津波災害警戒区域に指定します。

津波災害警戒区域には、津波浸水想定で浸水深に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した値を加えて定める「基準水位」を表示します。



様式

様式1 大規模地震による避難・誘導等状況報告書

様式2 被害状況等報告書

※注： 県教育委員会では、平成23年度より全県立学校及び社会教育施設等(指定管理者制度導入施設を含む)を対象に、災害時緊急連絡システム(現在、Yahoo!安否確認)を導入しており、原則として災害時など緊急時における教育委員会への報告は、本システムにより行うこととなります。(災害時緊急連絡システム操作マニュアル参照)

本システムによるメッセージが配信されない場合は、教育委員会からの要請の有無に関わらず、この様式により、状況をFAX(または電話等)で報告してください。

様式3 財産損害発生・事故発生速報

様式4 安全点検表

様式5 防災資機材一覧表(例)

様式6 大規模地震発生時避難場所等一覧(掲示例)

- ・県立高校・中等教育学校 → 高校教育課、(所管教育事務所)あて
- ・県立特別支援学校 → 特別支援教育課、(所管教育事務所)あて

大規模地震による避難・誘導等状況報告書

学校番号	
------	--

学校名	(課程：)			報告者 職氏名		
報告日時	令和 年 月 日	午前 午後	時 分	第 回報告		
対策本部設置状況	設置済 ・ 未設置					
児童生徒等の状況 *その他は、欠席等で学校の管理下でない児童等の数	学年	在籍	保護	下校	その他	
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	合計					
保護した児童生徒等の状況 (具体的理由等)						
学校と地域・住民等の状況 (避難所対応等)						

教育局総務室、(所管教育事務所)あて

被害状況等報告書

年 月 日 午前 午後 時現在

学校番号

学校名		(課程：)	報告者 職氏名	学校番号
死亡者数	教職員	教員 名、事務職員 名、技能職員 名、合計 名		
	児童生徒等	名		
負傷者数	教職員	教員 名、事務職員 名、技能職員 名、合計 名		
	児童生徒等	名		
施設等の状況	・被害なし ・軽微な被害 ・改修が必要な被害 ・改築が必要な被害 (施設被害状況記入欄) [現在の児童生徒等集合場所]			
参集状況	自校	名 (教員 名、事務職員 名、技能職員 名)		
	他校	名 (教員 名、事務職員 名、技能職員 名)		
休校等の状況	・普通授業 ・休校 ・その他 () (休校等の状況記入欄)			
	・授業再開の予定年月日 月 日			
避難所開設	避難者数 名			
	供与施設	・体育施設 ・武道場 ・普通教室 (教室) ・特別教室 () ・その他 ()		
備考				

※ 該当する項目が1項目でもあれば報告をすること

(別紙様式)

財産損害発生・事故発生速報

教育施設課長 殿

令和 年 月 日()報告

受信者 印

教育機関の名称		施設名			受信日時	
					令和 年 月 日()	
		電話			連絡者	
					午前・午後 時 分 受信	
課長	副課長	GL	課員 (財産管理グループ)	GL	課員 (技術グループ)	
災害の種類	地震 台風 強風 大雨 落雷 火災 破壊 侵入 設備事故 その他()					
発生日時等	令和 年 月 日() 午前・午後 時 分 ころ					発生・発見
	令和 年 月 日() 午前・午後 時 分 ころ					発見者()
発生場所 (図参照)						
発生の原因						
損害状況 (被害状況)						
	近隣住民、民家等対人、対物損害の有無			有の場合	別紙のとおり	
有・無			その状況	(任意の様式)		
推定損害額 (見積状況)						
事後措置 (復旧措置) (安全対策)						
関係機関への連絡	警察	令和 年 月 日 警察署へ届出 (消防署)				
	消防					
	他課	課 月 日 連絡済み				
	その他機関	機関名 _____ 月 日 連絡				

※ 図面、写真を添付してください。

安全点検表

様式 4

年度

○・・・安全が確認された場合
 ×・・・不良が認められた場合

場所	管理責任者

点検項目	点検結果と月日											
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1 床にさがり、ふくれ上がり等はないか												
2 床に剥離・亀裂破損等はないか												
3 壁の亀裂・ゆがみ・ぐらつき等はないか												
4 天井の剥離・浮き・亀裂等はないか												
5 出入口の戸の具合・開閉の具合は良いか												
6 避難路、非常口等に物をおいていないか												
7 非常階段、防火扉の整備は十分か												
8 ガス、石油の設備は正常か												
9 火災報知器設備等は破損していないか												
10 窓枠は腐っていないか、落下の危険はないか												
11 ガラスが落下（飛散）する危険はないか												
12 照明器具の落下する危険はないか												
13 戸棚の上のものが落下する危険はないか												
14 スピーカー等の落下する危険はないか												
15 テレビ等の落下する危険はないか												
16 転落防止柵に異常はないか												
17 戸棚・書棚・書架の転倒のおそれはないか												
18 ゲタ箱転倒のおそれはないか												
19 ロッカーの転倒のおそれはないか												
20 コンピューター等の転倒のおそれはないか												
21 薬品棚の転倒のおそれはないか												
22 ピアノ等の固定は大丈夫か												
23 塀、ブロック等に亀裂や傾きはないか												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
教頭の確認												
校長の確認												
所見												

防災資機材一覧表 (例)

品名	備考 (消費期限等)	備蓄数量		品名	備考 (消費期限等)	備蓄数量	
		自校倉庫	市町村 備蓄倉庫			自校倉庫	市町村 備蓄倉庫
飲料水		リットル	リットル	毛布		枚	枚
アルファ米		食	食	寝袋		個	個
乾パン		食	食	テント		張	張
カセットコンロ		台	台	グランドシート		枚	枚
カセットボンバ		個	個	ライター		個	個
固形燃料		個	個	ローソク		本	本
救急箱		個	個	紙コップ		個	個
軍手		双	双	トレットペーパー		巻	巻
ゴム手袋		双	双	ウェットティッシュ		個	個
マスク		枚	枚	タオル		枚	枚
ハンマー		個	個	生理用品		箱	箱
つるはし		個	個	ポリ袋		枚	枚
まさかり		個	個	簡易トイレ		基	基
のこぎり		個	個	蚊取り線香		巻	巻
バール		個	個				
バール		個	個				
ジャッキ		個	個				
スコップ		個	個				
担架		個	個				
雨カッパ		個	個				
ヘルメット		個	個				
安全靴		足	足				
長靴		足	足				
ハンドマイク		個	個				
懐中電灯		個	個				
ホイッスル		個	個				
ラジオ		個	個				
ロープ		M	m				
ビニール紐		M	m				
ガムテープ		M	m				
電池()		本	本				
電池()		本	本				
電池()		本	本				

大規模地震発生時避難場所等一覧（掲示例）

学校名：

◆ 大規模地震が発生した場合の避難場所

建物内の場合は、安全と認められる
場所をわかりやすく表示

全学年

グラウンド

避難誘導・
安否確認班

全学年年次担当

◆ 津波浸水のおそれがある場合の避難場所

津波浸水が予測される学校の例
・土砂災害や洪水浸水のおそれ
のある学校は表題を変えて表示

1年

A棟4階

2年

A棟4階

3年

B棟4階

避難誘導・
安否確認班

全学年年次担当

◆ 地域住民等避難者への対応及び情報提供方法

[避難場所]

4階視聴覚室

情報機器（テレビ・ラジオ・スマホ等）に
より情報を収集し、校内放送や掲示等
による情報提供を行う。

総務班

学校運営管理G

◆ 最寄りの避難所

①

〇〇小学校（住所）

045-123-4567

②

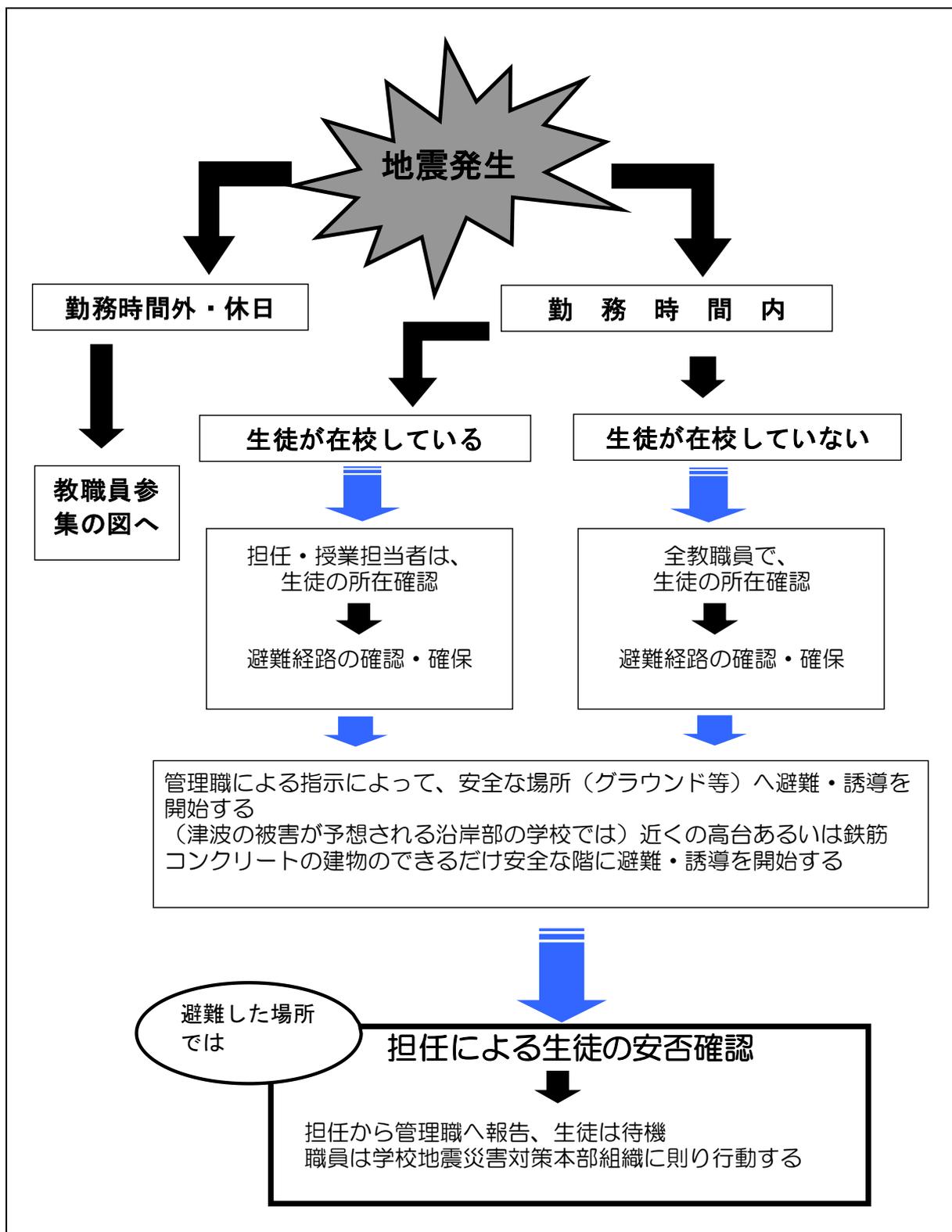
△△中学校（住所）

045-123-4568

③

××小学校（住所）

045-123-4569



風水害編

序章

風水害に係る基本的な対応

■ 考え方

- ◆ 平時より各自治体のハザードマップなどで、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険な場所を事前に確認しておくこと。
- ◆ 気象庁が発表する「防災気象情報」等を活用し、事前に大雨や洪水、土砂災害等に関する情報を十分把握しておくこと。
- ◆ 臨時休業や下校等、早め早めの防災行動をとること。
- ◆ 安全が確認されるまで児童生徒等を学校で保護することを最優先とすること。
- ◆ 安全が確認された場合には、あらかじめ決められた方法での保護者への引き渡しや、教職員の指導もとの帰宅により対応すること。なお、公共交通機関の運行状況や、保護者の在宅状況などを勘案し、必要に応じて児童生徒等を学校で保護すること。

風水害については、天気予報や気象庁の防災気象情報など、事前の情報収集等が非常に重要となっています。

また、都市化の進展に伴い、地下鉄、地下街などの地下空間の利用が進み、土地の持つ保水・遊水機能の減少から、内水が地下空間などへ浸水する都市型水害、あるいは集中豪雨や局地的大雨^{*}の発生数の増加が近年の特徴となっていますので、それらへの対応も必要です。

^{*}集中豪雨…… 積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達し、激しい雨が数時間継続することで起きる。
局地的大雨…… 単独の積乱雲の発達によって、一時的に雨が強まることで起きる。（国土交通省HP）

■ 基本となる対応

気象庁や自治体等が発表する正確な情報の把握に努めるとともに、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、最終的な判断は、地域の状況をよく把握している学校が行う

- 警報や注意報等の防災気象情報は、刻一刻と変化します。同一市町村内であっても、都市部・山間部・沿岸部等の地理的条件で、降水量や風の強さ等が大きく異なります。
- 各学校にあっては、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、地域の状況をよく把握して、最終的な判断を行うこととなります。
- また、各学校の通学範囲や通学路、通学方法等もそれぞれ異なることから、特に緊急時においては、結果的に同一地区の小学校と中学校で、異なる対応となる場合がありますが、こうした措置をとる場合には、関係教育委員会等との協議や報告、中学校区内の各学校、保護者等との連携を密にすることが一層重要となります。

（主な確認事項）

- ・ ハザードマップの作成や保護者・地域への周知による情報共有及び連携体制を構築します。
- ・ 学校の地域性（校区・通学路も含めた地理的条件）によっては、がけ崩れの危険性（山間部）や高潮の危険性（沿岸部）等が危惧されることから、市町村防災担当部局等と連携し、調整・確認などを行う必要があります。

臨時休業や下校の判断は、早い段階で決定する

- 登校前に、各教育委員会や学校で定める臨時休業に該当する警報などが発表されている場合には、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業の措置を講じることを原則とします。（前日に臨時休業を決定した場合は、前もって保護者あてにその旨通知することや、当日の始業開始前に臨時休業を決定する場合であっても、速やかに保護者や児童生徒等への連絡がとれる体制の確立が必要です。）
- 児童生徒等の在校時における下校の判断は、防災気象情報等、様々な情報を踏まえ、帰宅に要する時間等を十分に考慮した上、早い段階で決定し、躊躇なく実施することが必要です。（台風情報などから早い段階で危険が予見され、下校することを決定しながらも、給食実施後の下校を選択したことで、暴風雨のピーク時に下校時刻が重なることもあるため、給食の実施等にとらわれない速やかな対応が必要です。）

(主な確認事項)

- ・ あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引き渡しの基準や条件を詳細に定めておいたり、家庭の状況を把握し、保護者の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなど、混乱がないように事前の協議・確認が必要です。
- ・ 下校を判断する防災気象情報等の種類について、昨今の都市型水害、あるいは集中豪雨や局地的大雨の増加等を考慮し、改めて確認が必要です。
- ・ 防災気象警報等の種類と予想される災害を教職員が十分に理解した上で、多面的な情報を収集するため、事前に情報入手先を確認しておく必要があります。

資料1 「防災気象情報」を活用した、大雨や台風への備えについて・・・P106

資料2 雨の強さと降り方について・・・P109

資料3 土砂災害に関する情報について・・・P111

資料4 特別警報について・・・P115

資料5 雷に関する情報について・・・P119

安全が確認されない場合は、児童生徒等を下校させない

- 児童生徒等の在校時において、各教育委員会や学校で定める臨時休業に該当する警報などが発表され、かつ、公共交通機関等の運行や通学路等の安全が確認されない場合は、児童生徒等は学校で保護します。
- 安全が確認された場合には、あらかじめ決められた保護者への引き渡しの方法か、教職員の指導のもとに帰宅させます。なお、その際は、公共交通機関等の運行状況や、保護者の在宅状況などを勘案し、必要に応じて児童生徒等を学校で保護します。

(主な確認事項)

- ・ あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引き渡しの基準や条件を詳細に定めておいたり、家庭の状況を把握し、保護者の帰宅が困難になるような家庭の

児童生徒等については、学校に留めるなど、混乱がないように事前の協議・確認が必要です。（再掲）

- ・ 保護者への連絡に際しては、大規模地震時も考慮し、電話連絡のほかメール、学校ホームページの利用、民間事業者が運営するメール一斉配信サービスなど、連絡方法の複数化を図ります。
- ・ 児童生徒等を帰宅させた場合は、帰宅したことを確認し、学校で全体の状況を把握する必要があります。
- ・ 児童生徒等を保護する場合は、洪水や土砂災害等の被害を受けないよう、頑丈な建物の2階以上の、崖や沢からなるべく離れた部屋で待避してください。

大雨が止んだ後も注意が必要です

- 大雨が止んだ後も地盤が軟弱になっており、土砂災害等が発生しやすい状況になっていますので、土砂災害警戒区域等の危険箇所には近づかないようにします。

雷に遭遇した場合は安全な空間へ避難する

- 雷鳴が聞こえるなど雷雲が近づく様子があるときは、落雷が差し迫っています。
- 雷は、雷雲の位置次第で、海面、平野、山岳などところを選ばずに落ちます。近くに高いものがあると、これを通して落ちる傾向があります。
- グランドや屋外プール、堤防や砂浜、海上などの開けた場所や、山頂や尾根などの高いところなどでは、人に落雷しやすくなるので、できるだけ早く安全な空間に避難して下さい。
- 鉄筋コンクリート建築、自動車（オープンカーは不可）、バス、列車の内部は比較的安全な空間です。
- 木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れれば更に安全です。
- 近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところ（保護範囲）に退避します。
- 高い木の近くは危険ですから、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れ姿勢を低くして、持ち物は体より高く突き出さないようにします。
- 雷の活動が止み、20分以上経過してから安全な空間へ移動します。

資料5 雷に関する情報について・・・・・・・・・・ P 1 1 9

防災気象情報と警戒レベルから速やかに避難行動をとる

「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））では、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災気象情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災気象情報が提供されることとなっています。

自治体から警戒レベル4 避難指示や警戒レベル3 高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとってください。一方で、多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難指示等よりも先に発表されます。このため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難指示等が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて**自ら避難の判断**をしてください。

避難にあたっては、あらかじめ指定された避難所へ向かうことにこだわらず、川や崖から少しでも離れた、近くに頑丈な建物の上層階に避難するなど、**自らの判断**でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要です。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所より安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報 キキクル(危険度分布) 氾濫発生情報	5相当
<警戒レベル4までに必ず避難!>				
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制(災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報 高潮特別警報	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をし、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制(避難指示の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報 高潮警報 高潮特別警報 ※2 極めて危険 非常に危険 氾濫危険情報	3相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制(高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制(連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 注意(注意報級) 氾濫注意情報	2相当
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報(警報級の可能性)	

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。
 ※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「非常に危険」(濃い赤)は大雨特別警報が発令された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域のみに活用することが考えられます。

令和3年5月20日から

ひなんしじ

警戒レベル 4 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生 又は切迫</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white;">きんきゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 <p>災害の おそれ高い</p> <p style="text-align: center; background-color: purple; color: white;">ひなんしじ <b>避難指示</b>※2</p>	<p>・避難指示(緊急) ・避難勧告</p>
3	 <p>災害の おそれあり</p> <p style="text-align: center; background-color: orange; color: white;">こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b>※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	 <p>気象状況悪化</p> <p style="text-align: center; background-color: yellow; color: black;">大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>今後気象状況悪化のおそれ</p> <p style="text-align: center; background-color: white; color: black;">早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確認に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止**されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示**で  
**危険な場所から全員避難**  
しましょう。

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難**で  
**危険な場所から避難**  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

- 様式1 臨時休業実施報告書(県立高等学校用)・・・P122
- 様式2 同上(県立特別支援学校用)・・・P125
- 様式3 公立学校措置状況について(市町村教育委員会(教育事務所経由)用)・・・P127

# I 章

## 日ごろから風水害に備えて

## ★チェックリスト

原則「大規模地震編 I 章 日ごろから大規模地震に備えて (P18~P29) を準用しますが、加えて、校舎内外の危険個所の状況を確認しておきます。

### 日ごろから風水害に備えて【確認事項】

#### ○ 平常時

- 所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、教職員間で情報の共有を図っている。
- 大雨や洪水警報等、風水害に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整備、確認している。
- 土砂災害警戒区域等を参考に敷地内の危険箇所を把握している。
- 市町村等が作成しているハザードマップ等を参考に学校周辺の危険箇所を把握している。
- 浸水のおそれがある場合の避難場所を校舎の2階以上の教室等に定めている。
- 敷地内や建物への浸水被害を最小限に抑えるため、排水溝の清掃などの浸水防止対策を実施している。
- 児童生徒等に対して、教科等を通じ、風水害に関する知識の普及や防災教育を実施している。

## Ⅱ 章

# 風水害時の対応

★チェックリスト

原則「大規模地震編 Ⅲ章 地震発生直後の対応について」(P42～P58)を準用しますが、  
加えて、防災気象情報、通学路や学校周辺の状況、関係教育委員会等との協議・連携も重  
要となります。

風水害時の対応

ア 校舎内の確認（全ての棟・教室を確認）

- ① 窓の閉め忘れはないか、施錠はされているか
- ② 出入口は施錠されているか
- ③ ベランダに放置物等、危険なものはないか
- ④ 雨漏り等、問題のある箇所はないか
- ⑤ 屋上のテレビアンテナや避雷針等は固定されているか

イ 敷地内の確認

- ① 門扉は固定されているか
- ② 看板、横断幕等は固定（又は撤去）されているか
- ③ 放置物等、危険なものはないか
- ④ 倒木の危険はないか
- ⑤ 防球ネット、バックネット及びネットフェンス等に破損や危険箇所はないか
- ⑥ 屋外倉庫等の施錠はされているか

ウ 防災気象情報等の状況

- 発表されている警報・注意報は何か
- そのピークは何時か

エ 児童生徒の在校状況

- 児童生徒が在校しているか
- いない
- いる → 上層階等の安全な教室に避難

オ 通学路や学校周辺の状況

- 通学路に危険箇所はあるか
  - ない
  - ある → 場所 危険性
  - 場所 危険性
- 学校立地の地理的特徴による危険性はあるか（崖崩れ・高潮等）
  - ない
  - ある → 場所 危険性
  - 場所 危険性

関係教育委員会等との協議・連絡を十分にとっているか

## 資 料

資料1 「防災気象情報」を活用した、大雨や台風への備えについて

資料2 雨の強さと降り方について

資料3 土砂災害に関する情報について

資料4 特別警報について

資料5 雷に関する情報について

## 【参考となるホームページ】

- 神奈川県ホームページ「神奈川県災害情報ポータル」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2g/cnt/f417344/p904912.html>
- 横浜地方気象台ホームページ  
<http://www.jma-net.go.jp/yokohama/>
- 気象庁ホームページ  
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- 同「ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）」  
<http://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- 同「キキクル（危険度分布）」  
<http://www.jma.go.jp/bosai/risk/>
- 同「特別警報について」  
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>
- 同「雷に関する情報」  
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/toppuu/thunder2-1.html>
- 国土交通省ホームページ「川の防災情報」  
<http://www.river.go.jp/>
- 神奈川県ホームページ「砂防・地すべり・急傾斜地について」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420226/>
- 神奈川県ホームページ「神奈川県土砂災害情報ポータル」  
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

## 「防災気象情報」を活用した、大雨や台風への備えについて

気象警報を発表するような激しい現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶおそれがあります。そうした現象が予想される数日前から気象庁では「早期注意情報」や「気象情報」を発表し、その後の危険度の高まりに応じて「注意報」、「警報」、「特別警報」を段階的に発表しています。

市区町村は、警報などを受けて、ハザードマップなどに基づく危険な区域の住民に対して、高齢者等避難、避難指示の発令を検討します。

雨が降り出したら、大雨や洪水の「警報」、さらに「土砂災害警戒情報」にも注意しましょう。この「土砂災害警戒情報」は、「警報」の発表後、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに都道府県と気象庁が共同で発表しており、命を奪うような土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況であることを伝える情報です。

気象庁では、地図上のどこで危険度が高まっているかがリアルタイムで色分けされる「キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）」も提供しています。パソコンやスマートフォンから、気象庁のウェブサイトの「キキクル（危険度分布）」で確認できます。

キキクルで最大危険度の「濃い紫」が出現した場合、過去の最大な災害時に匹敵する極めて危険な状態となっていて、重大な災害がすでに発生している可能性が高い状況を表しています。土砂災害や洪水により命に危険が及ぶ場所（土砂災害警戒区域や、山間部の中小河川で氾濫流により流出のおそれがある家屋等）では、早めの避難を心がけ、遅くとも「薄い紫」が出現した時点で、速やかに避難開始を判断することが重要です。なお、自治体から高齢者等避難や避難指示が発令された場合には、キキクルの危険度に関わらず、速やかに避難行動をとってください。

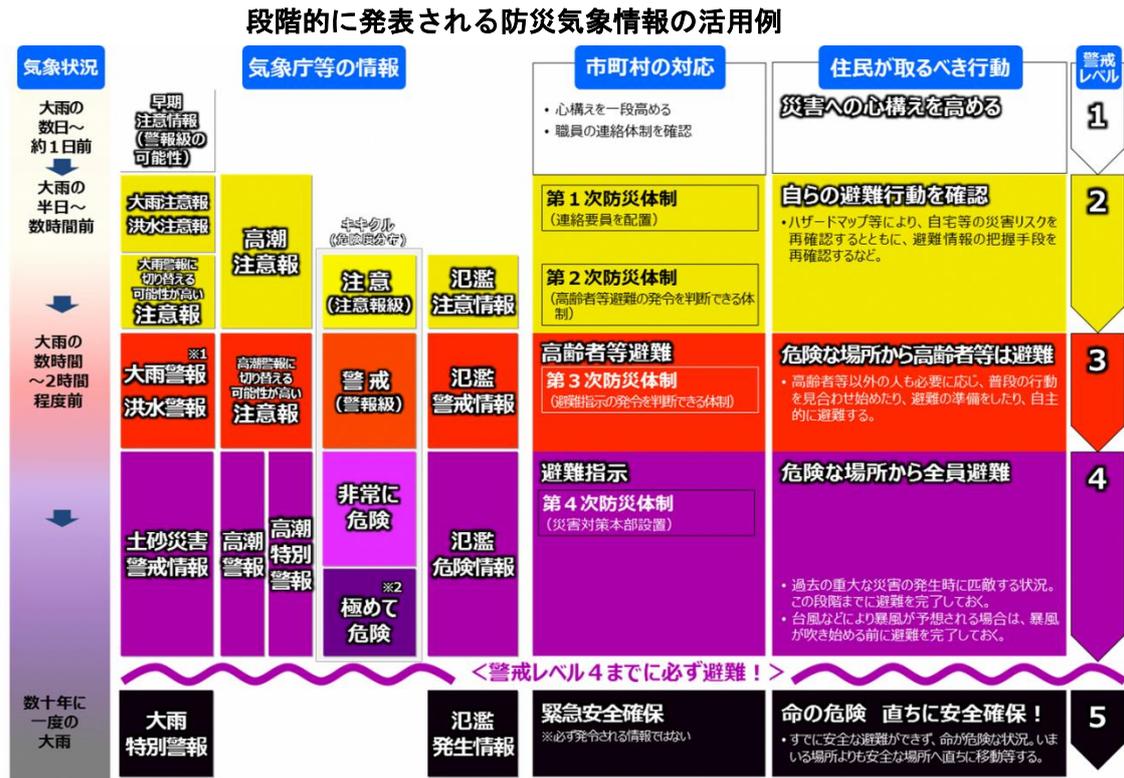
また、気象庁では、警報や注意報に先立ち、「早期注意情報」や大雨や台風に関する「気象情報」を発表しています。天気予報やニュースで「気象庁では、大雨（台風）に関する情報を出して警戒を呼びかけています」という言葉が流れたら、これらの情報に注意してください。テレビやラジオ、気象庁ウェブサイトの「防災情報」ページなどで、最新の情報を入手するよう心掛け、時間を追って段階的に発表される「注意報」、「警報」、「土砂災害警戒情報」や「キキクル」を活用して、早め早めの防災行動をとるようにしましょう。

大雨や台風時に発表される主な警報・注意報

特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、波浪、高潮
警報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、波浪、高潮、雷

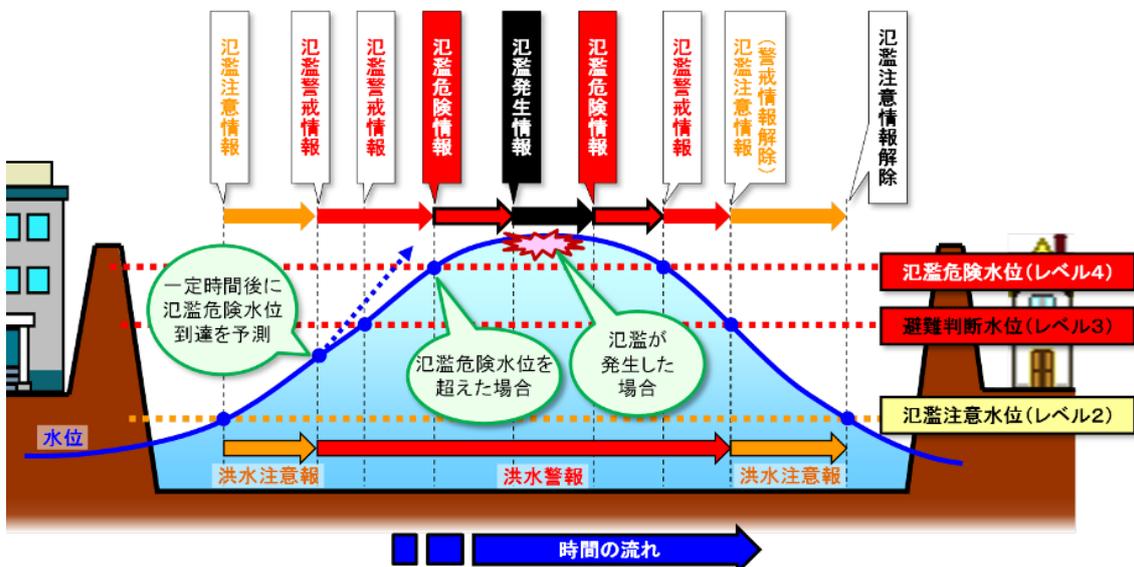
防災気象情報の効果的な利活用

(大雨による土砂災害の場合)



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。  
 ※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発令された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の範囲に活用することが考えられます。  
 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

(洪水の場合)



気象警報・注意報の新たな表示（気象庁ホームページ）

平成28年 8月30日5時19分 盛岡地方気象台発表

岩手県の注意警戒事項

沿岸北部、沿岸南部では、30日朝から31日明け方まで土砂災害に、30日昼前から30日夜のはじめ頃まで暴風に、31日明け方まで高波に警戒してください。

岩泉町 **【発表】大雨（土砂災害）、暴風警報**  
**【継続】波浪警報、雷、洪水、高潮、濃霧注意報**  
 30日昼過ぎまでに洪水警報に切り替える可能性が高い  
 30日昼過ぎまでに高潮警報に切り替える可能性が高い

岩泉町	発表中の警報・注意報等の種別	今後の推移(■警報級 ■注意報級)									備考・関連する現象	
		30日							31日			
		3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6		
大雨	1時間最大雨量(ミリ)	16	30	40	50	80	80	斜線	斜線	斜線		
	(浸水害)										浸水注意	
	(土砂災害)										土砂災害警戒	
洪水	(洪水害)							斜線	斜線	斜線		
暴風	風向風速(矢印・メートル)	陸上	3	10	15	20	25	20	18	10	10	
	海上	10	12	20	25	35	30	15	10	10	以後も注意報級	
波浪	波高(メートル)	6	6	8	8	10	10	10	6	6	以後も注意報級 うねり	
高潮	潮位(メートル)	0.4	-0.2	0.1	1.2	1.2	1.2	0.7	0.7	斜線	ピークは30日12時頃	
雷								斜線	斜線	斜線	竜巻、ひょう	
濃霧	陸上										視程100メートル以下 以後も注意報級	
	海上										視程500メートル以下 以後も注意報級	

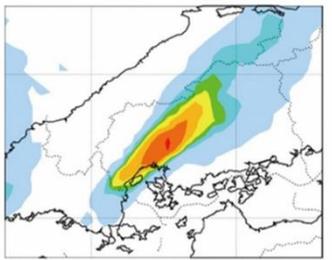
警報は、警報級の現象が予想される時間帯の最大5時間前に発表します。  
 ■で着色した種別は、今後警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。  
 各要素の予測値は、確度が一定に達したものを表示しています。

線状降水帯に関する情報

○ 線状降水帯とは

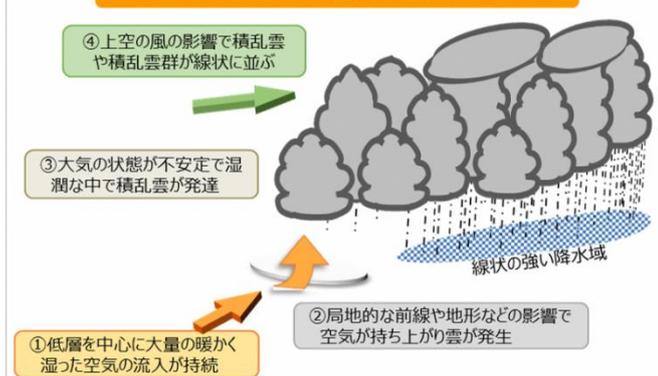
次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300 km程度、幅20～50 km程度の強い降水をとまなう雨域を線状降水帯といいます。

線状降水帯の例（平成26年8月の広島県の大雨）



気象庁の解析雨量から作成した、平成26年8月20日4時の前3時間積算降水量の分布

線状降水帯の代表的な発生メカニズムの模式図



気象庁資料

○ 線状降水帯の予測情報について

気象庁では、令和4年6月から、線状降水帯による大雨の可能性が高いと予測できた場合に、半日程度前から気象情報において呼びかけています。令和6年5月27日から対象地域をこれまでの地方単位から府県単位に絞り込んで運用を開始しています。

## 雨の強さと降り方について

雨の強さと降り方

(平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成29年3月一部改正)、(平成29年9月一部改正)

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイ メージ	人への影響	屋内 (木造住宅 を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの 跳ね返りで 足元がぬれ る	雨の音で話し 声が良く聞き 取れない	地面一面に水 たまりができ る		
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速く しても見づらい	
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっく り返したように 降る	傘をさして いてもぬれ る	寝ている人の 半数くらいが 雨に気がつく	道路が川のよ うになる	高速走行時、車 輪と路面の間に 水膜が生じブ レーキが効かな くなる(ハイド ロプレーニング 現象)	
50以上～80未満	非常に激し い雨	滝のように降る (ゴォーと降 り続く)	傘は全く役 に立たなく なる			水しぶきであ たり一面が 白っぽくな り、視界が悪 くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるよ うな圧迫感があ る。恐怖を感ず る					

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあると大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表しまこの情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるよう烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

出典：気象庁HP ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/amehyo.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/amehyo.html))

風の強さと吹き方 (平成 12 年 8 月作成)、(平成 14 年 1 月一部改正)、(平成 19 年 4 月一部改正)、(平成 25 年 3 月一部改正)、(平成 29 年 9 月一部改正)									
風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 時速	速さの 目安	人への影響	屋外・樹木の 様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間 風速 (m/s)	
やや強い風	10 以上 15 未満	~ 50km	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20	
強い風	15 以上 20 未満	~ 70km		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。 高所での作業は極めて危険。	電線が鳴り始める。 看板やタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。		
非常に強い風	20 以上 25 未満	~ 90km	高速道路の自動車	何かにつかまっていられない。 飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常ので速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	30	
	25 以上 30 未満	~ 110km							
猛烈な風	30 以上 35 未満	~ 125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	40	
	35 以上 40 未満	~ 140km					外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。		50
	40 以上	140km ~					住家で倒壊するものがある。 鉄骨建造物で変形するものがある。		

(注 1) 平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は 3 倍以上になることがあります。

(注 2) この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

1. 風速は地形や廻りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が生じたり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実情と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

出典：気象庁HP ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo_hp/kazehyo.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo_hp/kazehyo.html))

## 土砂災害に関する情報について

資料 3

### 〇土砂災害から身を守るために知っておきたい3つのポイント

土砂災害から身を守るためには、私たち一人ひとりが土砂災害に対して日頃から備えておくことが重要です。ここでは、土砂災害から身を守るために最低限知っておくべき3つのポイントを紹介します。

#### (1) 住んでいる場所が「土砂災害警戒区域」かどうか確認する

土砂災害のおそれのある地区は「土砂災害警戒区域」や「土砂災害危険箇所」とされています。普段から自分の家がこれらの土砂災害のおそれのある地区にあるかどうか、都道府県や国土交通省砂防部のホームページなどで確認しましょう。

また、避難の際にどこにどのように逃げるかを知っておくことが大事です。市町村が作成する土砂災害ハザードマップを利用して避難場所や避難経路を確認しましょう。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

*ただし、土砂災害危険箇所でなくても、付近に「がけ地」や「小さな沢」などがあれば注意を。

#### (2) 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意する

雨が降り出したら、「土砂災害警戒情報」に注意しましょう。土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。これは、警戒レベル4相当情報であり、市町村が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報で、災害の切迫度が高まっていることを示しています。（警戒レベルについては、内閣府ホームページをご覧ください。）

土砂災害警戒情報は、気象庁ホームページや各都道府県の砂防課などのホームページで確認できるほか、テレビやラジオの気象情報でも発表されます。大雨による電波障害や停電などいざというときのために携帯ラジオを持っておくとういでしょう。都道府県や市町村によっては、携帯電話などに自動的に土砂災害警戒情報を教えてくれるサービスもあります。さらに、キキクル（危険度分布）など、1～5kmのメッシュ単位の危険度が気象庁や都道府県のホームページで確認できます。

#### (3) 警戒レベル4で全員避難する

お住まいの地域に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたら、自治体からの避難指示の発令（警戒レベル4）に留意するとともに、避難指示が発令されていない場合でも、キキクル（危険度分布）などを参考にし、家族・親戚や地域内の方々に声をかけあい、早めに近くの避難場所など、安全な場所に避難しましょう。特に、お年寄りや障害のある人など避難に時間がかかる人は、移動時間を考えて早めに避難させることが大事です。夜中に大雨が予想される場合には、暗くなる前に避難することがより安全です。また、強い雨や長雨のときなどは、市町村の防災行政無線や広報車による呼びかけや緊急速報メールなどにも注意してください。土砂災害の多くは木造の1階で被災しています。どうしても避難場所への避難が困難なときは、次善の策として、近く

の頑丈な建物の2階以上に緊急避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（がけから離れた部屋や2階など）に避難しましょう。

夜間の豪雨時などには避難をためらってしまいますが、普段から避難訓練に参加し避難に慣れていれば避難行動を起こしやすくなります。

### ○ 土砂災害の前兆現象にも注意しましょう

土砂災害には、「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」の3つの種類があり、これらが発生するときには、多くの場合、何らかの前兆現象が現われます。下に挙げたものは主な前兆現象です。こうした前兆現象に気づいたら、周囲の人にも知らせ、いち早く安全な場所に避難することが大事です。

がけ崩れ	地すべり	土石流
		
<p>斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、崩れ落ちる現象です。崩れ始めてから、崩れ落ちるまでの時間がごく短く、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、人命を奪うことの多い災害です。</p>	<p>斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象です。移動する土塊の量が大きいので、甚大な被害を及ぼします。</p>	<p>山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象です。時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。</p>
<p><b>がけ崩れの前兆現象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● がけにひび割れができる</li> <li>● 小石がパラパラと落ちてくる</li> <li>● がけから水が湧き出る</li> <li>● 湧き水が止まる</li> <li>● 湧き水が濁る</li> <li>● 地鳴りがする</li> </ul>	<p><b>地すべりの前兆現象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地面がひび割れたり陥没したりする</li> <li>● がけや斜面から水が噴き出す</li> <li>● 井戸や沢の水が濁る</li> <li>● 地鳴り・山鳴りがする</li> <li>● 樹木が傾く</li> <li>● 亀裂や段差が発生する</li> </ul>	<p><b>土石流の前兆現象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山鳴りがする</li> <li>● 急に川の水が濁り、流木が混ざり始める</li> <li>● 腐った土の匂いがする</li> <li>● 雨が降り続けているのに川の水位が下がる</li> <li>● 立木がさける音や石がぶつかり合う音が聞こえる</li> </ul>

出典：政府広報オンライン

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201106/2.html>)

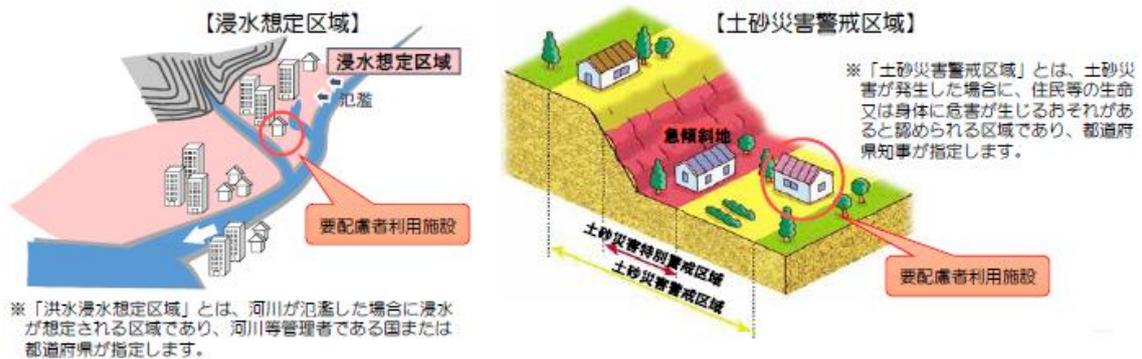
## ○ 要配慮者利用施設（市町村地域防災計画に定められた施設）について

平成28年8月の台風10号では、岩手県の小本川が氾濫し、沿川の高齢者福祉施設において、9名の方がなくなるという痛ましい被害が発生しました。

このような状況を踏まえ、平成29年6月19日に『水防法』及び『土砂災害防止法』が改正され、要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となりました。

### 1 対象施設

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(注)で、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象となります。



(注) 要配慮利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

#### 例えば

(学校)

- ・ 幼稚園
- ・ 義務教育学校
- ・ 特別支援学校
- ・ 小学校
- ・ 高等学校
- ・ 高等専門学校
- ・ 中学校
- ・ 中等教育学校
- ・ 専修学校（高等課程を置くもの）等

(医療施設)

- ・ 病院
- ・ 診療所
- ・ 助産所 等

(社会福祉施設)

- ・ 老人福祉施設
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 等
- ・ 身体障害者社会参加支援施設
- ・ 児童福祉施設
- ・ 障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・ 児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・ 放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・ 子育て短期支援事業の用に供する施設 等

※義務付けの対象となるのは、これらの要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

### 2 避難確保計画の作成・報告

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。避難確保計画を作成（変更）したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。

### 3 避難訓練の実施

避難確保計画に基づいて毎年1回以上避難訓練を実施することが義務になっています。

ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが大切です。

※令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市町村長に対して訓練結果を報告することが義務化されました。

○土砂災害から避難行動が必要となるタイミングとエリアについて（内閣府のガイドライン）  
 土砂災害によって命に危険が及び避難行動が必要となるタイミング（判断基準）とエリア（対象区域）の考え方については、「避難勧告に関するガイドライン」（内閣府）において次のように例示されています。

避難指示等			気象警報等	
対象区域の考え方	警戒レベル	種類	判断基準の設定例	
○避難情報の発令対象区域 ・土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。	5	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） ・土砂災害の発生が確認された場合	
	4	避難指示	・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、深流の水量の変化等）が発見された場合	
	3	高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が警戒（赤）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	
・大雨注意報が発表された場合には、防災気象情報を入力し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。			大雨注意報	大雨警報（土砂災害）の危険度分布
（注）土砂災害の危険度分布とは「土砂キヤクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめた呼称です。			早期注意情報（警報級の可能性）	-

○洪水から避難行動が必要となるタイミングとエリアについて（内閣府のガイドライン）  
 【水位周知河川の場合】

内閣府「避難情報に関するガイドライン」を基に気象庁作成

避難指示等			気象警報等	
対象区域の考え方	警戒レベル	種類	判断基準の設定例	
○避難情報の発令対象区域 ・氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。	5	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位（仮）である〇〇mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）	
	4	避難指示	・A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である〇〇mに到達した場合（又は当該市町村・区域の個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合） ・A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②A川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合） ・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）	
	3	高齢者等避難	・A川のB水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇〇mに到達した場合 ・A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②A川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合） ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	
・洪水注意報が発表された場合は、防災気象情報を入力し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。			氾濫注意情報	洪水注意報
（注）洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予測値）は、水位上昇の見込みを判断するための情報です。			-	早期注意情報（警報級の可能性）

## 特別警報について

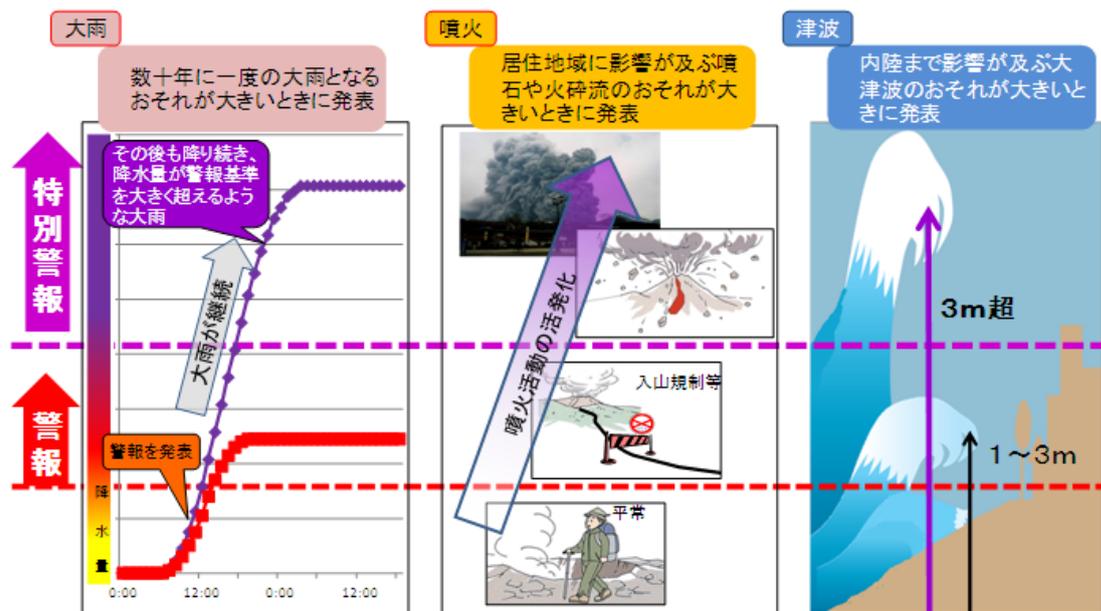
### 1 特別警報とは

「特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれ著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものであり、気象庁では、平成25年8月30日から運用を開始しています。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、東日本の広い範囲で河川の氾濫等による甚大な被害をもたらした、100人以上の死者・行方不明者を出した「令和元年東日本台風」の大雨等が該当します。

特別警報が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。この数十数年間災害の経験が無い地域でも、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっていますので、油断しないでください。

### 「特別警報」イメージ



### 2 「特別警報」の発表基準、警報・注意報の関係について

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて決めています。

大雨、津波、火山、地震（地震動）など各現象に対する特別警報の発表基準は、次ページをご覧ください。

○気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

○津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけています。

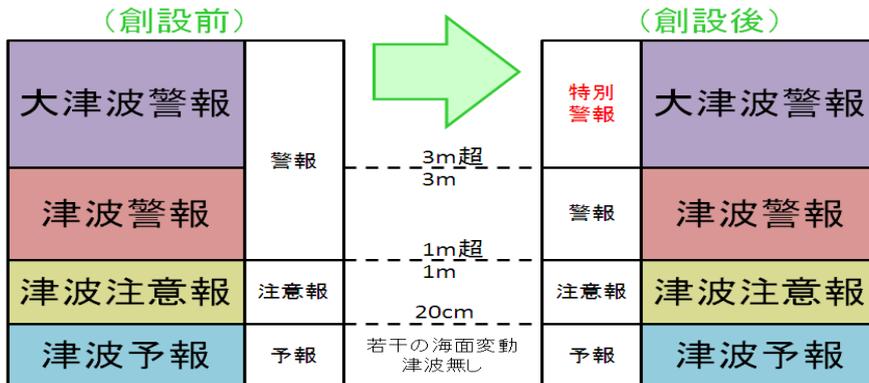
具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」*、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけています（下表を参照）。

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味です。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください。

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）*を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

- ・特別警報の創設による津波警報体系  
大津波警報を特別警報と位置づけています。



（注）法律上厳密にいうと、特別警報は警報の一部であり、警報及び注意報は予報の一部であるが、体系の対比が容易になるよう、図を単純化している。

- ・特別警報の創設による地震動警報体系

緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報と位置づけています。



（注）法律上厳密にいうと、特別警報は警報の一部であり、警報は予報の一部であるが、体系の対比が容易になるよう、図を単純化している。

- ※ 特別警報が発表されないからといって安心することは禁物です。気象庁では、特別警報だけでなく、危険度の高まりに応じて警報や注意報も発表しています。大雨等においては、特別警報を待つことなく、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報やキキクル（危険度分布）等を活用して、早め早めの行動を心がけてください。

### 3 「特別警報」が発表されたら

- ・すべての現象に共通すること

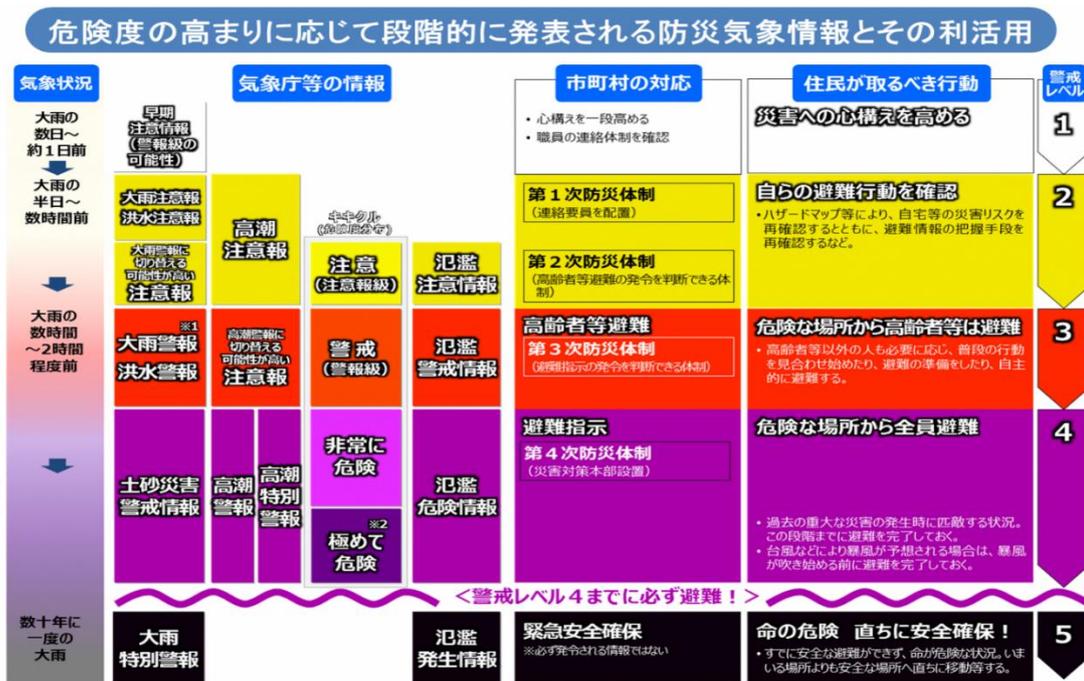
これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。

この数十年間災害の経験が無い地域でも、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっていますので、油断しないでください。

- ・大雨の場合

何らかの土砂災害や浸水がすでに発生している可能性が極めて高く、警戒レベル5に相当します。

命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保しなければならない状況です。



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します。  
 ※2 「極めて危険」（激しい）が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「激しい」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

・津波の場合

ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報 (特別警報)	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。  ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！   津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。   (10mを超える津波により木造家屋が流失)
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	 豊後町提供 (2003年)	
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。  	

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れたら避難」を徹底しましょう。
- ・津波は沿岸の地形などの影響により局所的に予想より高くなる場合があります。より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報(若干の海面変動)」を発表します。

・地震(地震動)の場合

震度6弱以上の緊急地震速報を特別警報に位置づけています。とるべき行動に変更はありません。

周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保してください。

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかありません。その短い間に身を守るための行動を取る必要があります。

また、この短い間に行動を起こすためには、緊急地震速報が発表されたことを即座にわかるよう専用の音(報知音)を覚えておく必要があります。

緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、まわりの人に声をかけながら「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本です。

出典：気象庁HP (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>)

## 雷に関する情報について

### ○ 雷への対応における留意点

雷は、積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ちます。また、周囲より高いものにほど落ちやすいという特徴があります。

グラウンド、平地、山頂、尾根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（直撃雷）することがあり、その場合、約8割の人が命を落とすと言われてしています。

また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移る（側撃雷）ことがあります。木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどがこの側撃雷です。

遠くで雷の音がしたら、既に危険な状況です。自分のいる場所にいつ落雷してもおかしくありません。

#### <積乱雲が近づくサイン>

以下のような変化を感じたら、それは積乱雲が近づいている兆し（サイン）です。

まもなく、激しい雨と雷がやってきます。竜巻などの激しい突風が起きる恐れもあります。



真っ黒い雲が近づいてきた



雷の音が聞こえてきた



急に冷たい風が吹いてきた

#### 【避難の留意点】

- 部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難します。
- 下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童生徒等を待機させます。その際は、学校の対応を保護者等に連絡することが大切です。

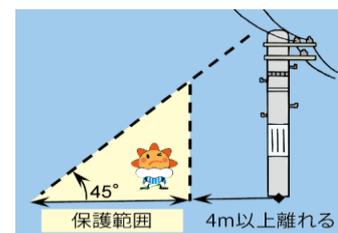
#### <雷鳴が近くで聞こえたら>

- 登下校時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないようにします。
- 自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難します。
- 鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、電車の内部は比較的安全です。
- 木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れればさらに安全です。



#### <安全な空間に避難できない場合>

- 近くに避難する場所がないような場合には、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくします。
- 電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところに退避します。
- 高い木の近くは危険なので、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れましょう。



○ 段階的に発表する気象情報の利用

気象庁では、雷の発生が予想される場合には、天気予報や各種気象情報で注意を呼び掛けています。

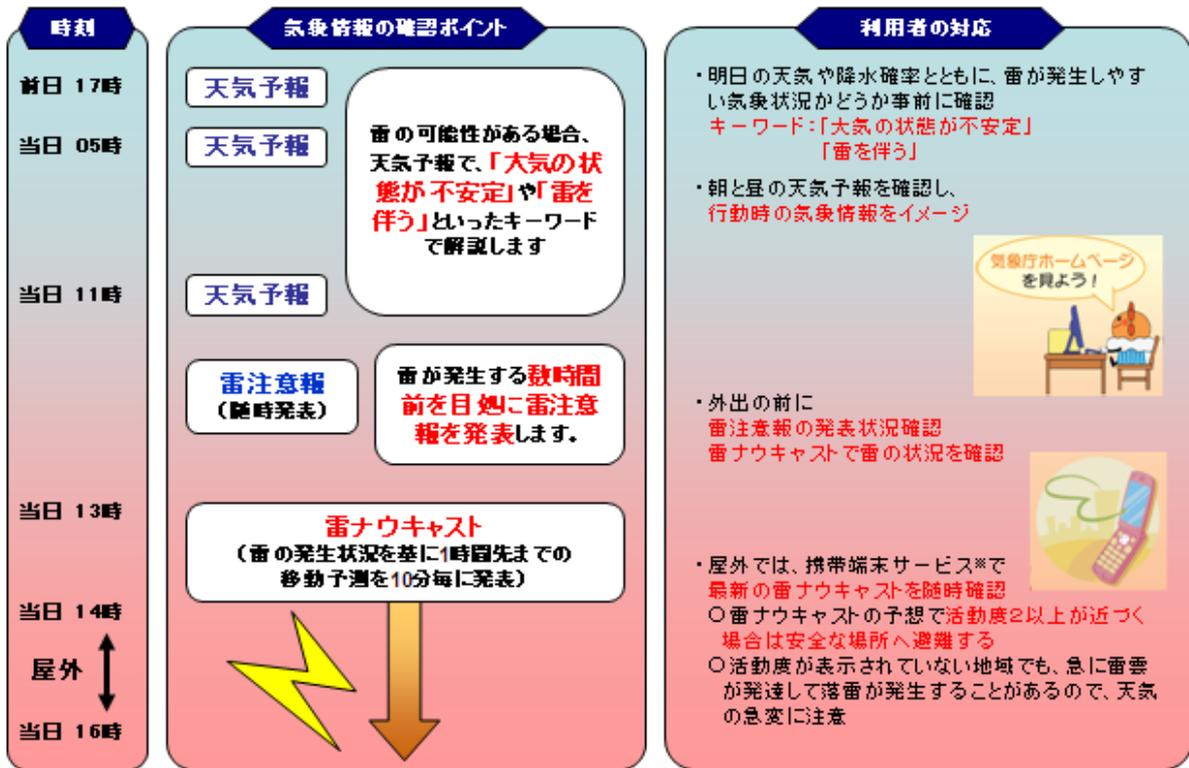
雷の被害から身を守るには、気象情報を事前に確認することが大切です。

前日や当日の天気予報で雷の発生が予想される場合には、予報文で「雷を伴う」と表現し、天気概況でも「大気の状態が不安定」と解説します。

雷注意報は、雷による被害が発生すると予想される数時間前に発表します。

雷ナウキャストは、雷の発生の有無に関わらず常時発表し、雷の発生状況の解析と1時間先までの推移を予報します。

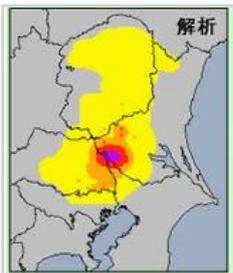
○ 雷に関する気象情報とその利用：14時から16時の屋外で行動する場合を例に



※予報業務許可事業者等によるサービス

こうした情報の特徴を踏まえ、例えば、14時から16時に屋外で活動する場合の雷に対する対応を示します(上図)。

雷ナウキャスト



雷の激しさや雷の可能性を1km格子単位で解析し、その1時間後(10分～60分先)までの予測を行うもので、10分毎に更新。

活用度を1～4で表す。 活用度：1(低)―4(高)

気象庁HP <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/toppuu/thunder2-1.html>

## 様式

- 様式1** 臨時休業実施報告書（県立高等学校用）
- 様式2** 同 上 （県立特別支援学校用）
- 様式3** 公立学校の措置状況について（市町村教育委員会(教育事務所経由)用）

第 7 号様式

第 号  
令和 年 月 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県立 高等学校長

臨時休業実施報告書

次のとおり臨時休業を行ったので報告します。

臨時休業を行った期日	月 日( )
臨時休業を行った理由	
臨時休業を行ったことに伴う措置	
参 考 事 項	

## 【臨時休業】

### 「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則」

(臨時休業)

第11条 校長は、次の各号の1に該当する場合は、臨時に授業を行なわないことができる。

- (1) 非常変災その他急迫の事情がある場合
- (2) 教育の実施上特に必要と認め、あらかじめ教育長の承認を受けた場合

2 前項第1号の理由により授業を行なわないときは、直ちにその事情を教育長に連絡するとともに、文書をもつて報告しなければならない。

### 「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則の運用について」

#### 9 臨時休業（第11条）

- (1) 臨時休業は、授業時数の確保及び計画された教育活動の推進等学校における教育指導上の観点から極めて慎重な取扱いを要するものであり、本条各号に該当する場合に限り行うべきものであること。
- (2) 「非常変災その他急迫の事情がある場合」とは、例えば、台風、地震、洪水、高潮、火災等の災害又は事変等学校の正常な教育活動を営むことが不可能である場合、又はそのおそれがある場合をいうものであること。
- (3) 校長は、前記(2)の場合においては、臨時休業実施報告書（第7号様式）により直ちに教育長に報告するものであること。
- (4) 「教育の実施上特に必要と認め」る場合とは、例えば、県立高等学校入学者選抜のための学力検査の実施当日のように、事実上学校において生徒に授業を行うことが適当でない場合、又は不可能な場合をいうものである。なお、この運用に当たっては、前記8と同様に学校全体、課程全体、学年全体及び学科全体を単位とすることも可能であること。
- (5) 校長は、前記(4)の場合においては、臨時休業実施承認申請書（第8号様式）により臨時休業の日の10日前までに教育長に申請しなければならないものであること
- (6) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定に基づく臨時休業を行うことが必要な場合は、第2項の規定を準用するものであること。

(参考) 高校教育課聞き取り様式

非 常 災 害	への対応について
( 大雨・台風__号・大雪 )	
( 交通障害・( ) )	

受信日時	令和      年      月      日      時      分 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> 第 1 報 ・ 第 2 報 ・ 第 __ 報
学校名(課程)	(全・定・通)      連絡者      校長・副校長・教頭 その他 (      )

### 対 応 の 具 体 的 内 容

対 応 ※ 該当に○印	措置の詳細 ( 該当する欄に適宜記入 )
臨時休業	(事後に第7号様式(臨時休業実施報告書)を提出(メール可)するよう依頼してください)
自宅待機	(      :      ) まで自宅待機 但し、 上記時刻で { 警報継続 } ならば (      :      ) まで自宅待機 (最終的に、繰り下げて始業したか、臨時休業としたかを連絡するよう依頼。)
始業繰下げ	(      :      ) に生徒登校(始業) (課業短縮(始業繰下げ)の報告は電話のみで、文書提出は不要。)
終業繰上げ	(      :      ) までに生徒下校 (課業短縮(終業繰上げ)の報告は電話のみで、文書提出は不要。)

受 信 者	
-------	--

第4号様式

(文書番号)

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県立 学校長

## 臨時休業実施報告書

次のとおり臨時休業を行ったので報告します。

臨時休業を行った期日	月 日から 月 日まで 日（授業日 日を除く。）
臨時休業を行った理由	
臨時休業を行ったことに伴う措置	
参考事項	

(参考) 特別支援教育課聞き取り様式

事務連絡  
令和〇年〇月〇日

県立特別支援学校  
担当者 殿

特別支援教育課教育指導グループ担当

台風〇〇号に関する県立特別支援学校の対応について (依頼)

気象庁の発表によると、強い台風〇〇号が日本列島に接近しており、台風の進路によっては、県内にも影響が予想されます。

今後、各気象警報等が発令されることが予想されますので、今一度、連絡体制の確認や児童・生徒の安全等の確保に万全を尽くされますようお願いいたします。

また、台風の影響による、各学校の措置状況を把握したいので、〇日(〇)午前7時時点の措置状況を同日午前8時40分までにメールまたはFAXにて御報告ください。鑑は不要です。

なお、その後措置状況に変更があった場合、あるいは被害状況がある場合は、その都度御報告ください。

特別支援教育課 教育指導グループ 〇〇 宛

【FAX (045) 210-8923】

【電話 (045) 210-8276】

【メール 〇〇〇〇@pref.kanagawa.lg.jp】

学校名	
記入者名	

午前7時現在	措置状況の変更 被害状況の報告
--------	--------------------

① 日の措置(予定を含む)状況 (休校、繰下時間等)	② 備考(その他・被害状況等)

※ 措置状況については、予定と決定の別、繰上げや繰下げ、放課後の扱い等がわかるように記入をお願いします。  
※ 台風等による各学校の措置状況の把握については、毎行わず、大型の場合や全県的に警報が出されることが予想される場合についてのみ、行っています。

(例)

事務連絡  
令和〇年〇月〇日各市教育委員会指導事務主管課 御中  
(各教育事務所指導課)神奈川県教育委員会教育局支援部  
子ども教育支援課気象担当

## 〇〇に関する公立学校の措置状況について

本日未明の〇〇により、〇〇に注意が必要な状況です。  
については、貴所管公立学校（貴管内公立学校）の措置状況について、別添のExcelファイルに御記入の上、電子メールにて御報告ください。

【 送付アドレス 〇〇〇〇@pref.kanagawa.lg.jp 】

## [内容]

- ① 〇月〇日始業時間への対応 休校又は繰り下げ時間等及び校数
- ② 〇月〇日終業時間への対応 繰り上げ時間等及び校数
- ※ なお、中学校の場合は、部活動等の扱いを含めてください。
- ※ その他、学区等での被害等がありましたら、備考欄に御記入ください。

## [報告]

- ①については、〇日 8時30分現在の状況を、〇日 10時までに
- ②については、〇日 13時現在の状況を、〇日 15時までに  
御報告ください。
- なお、御報告後に変更がありましたら、随時御連絡ください。

※ 別添のExcelファイルには、『登校時用』『下校時用』の2つのシートがあります。

問い合わせ先  
教育指導グループ 〇〇  
電話 (045)210-8217 (直)



# 火山災害編

## 火山災害に係る基本的な対応等

## ■ 考え方

- ◆ 富士山と箱根山の噴火警戒レベル等火山活動に関する情報を十分把握しておくこと。
- ◆ 気象庁が発表する火山情報に注意すること。
- ◆ デマやうわさに惑わされずに、テレビやラジオのニュース、自治体の防災無線などを聞いて正しい情報を得ること。
- ◆ 自治体の避難指示・高齢者等避難などの指示に従うこと。

火山災害については、本県では、富士山と箱根山が対象となっています。あらかじめ気象庁が発表している富士山と箱根山の噴火警戒レベルやその規制範囲、過去の噴火事例、想定される降灰の範囲や量等を把握することが重要です。

また、気象庁は、随時、「噴火警報・予報」や「火山の状況に関する解説情報」、「降灰予報」等を発表しますので、それらの情報を把握することも必要です。

噴火警戒レベルに応じ、避難指示・高齢者等避難などの時期や範囲等を自治体が決定しますので、自治体からの指示に従うことが基本的な考え方になります。

資料1	噴火警戒レベルについて	・・・	P 1 3 4
資料2	富士山の噴火警戒レベル	・・・	P 1 3 6
資料3	箱根山の噴火警戒レベル	・・・	P 1 3 8
資料4	降灰予報について	・・・	P 1 4 0
資料5	主な火山被害について	・・・	P 1 4 1

## ■ 基本となる対応

気象庁や自治体等が発表する正確な情報の把握に努めるとともに、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、最終的な判断は、児童・生徒の状況を把握している学校が行う

- 気象庁では、富士山や箱根山の火山活動を24時間体制で常時観測・監視しており、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には、「警戒が必要な範囲」を明示して、噴火警報・予報や降灰予報等を発表します。
- 各学校にあっては、気象庁や自治体等が発表する正確な情報を把握し、関係教育委員会等と十分に協議・連携した上で、児童・生徒の状況や周辺の交通機関の情報、保護者の意向等を踏まえ、最終的な判断を行うこととなります。

(主な確認事項)

- ・ 富士山については、想定される降灰の範囲や堆積等が発表されていますので確認しておきます。

### 登校前に噴火警報・予報、降灰予報等が発表された場合

- 学校にあっては、気象庁が発表する噴火警報・予報や降灰予報等に基づき、児童・生徒の安全確保を第一に、早い段階で措置を決定します。

(主な確認事項)

- ・ 休日、夜間、時間外に噴火警報が発表された場合は、第2次応急要員が学校に参集し、学校の被害状況の把握や連絡調整を行います。

### 在校時に噴火警報・予報、降灰予報等が発表された場合

- 児童・生徒等の在校時において、気象庁が発表する噴火警報・予報や降灰予報等が発表された場合は、予報等の内容や公共交通機関等の運行状況や通学路等の安全等を確認したうえ、各学校の判断で対応します。
- 安全が確認された場合には、あらかじめ決められた保護者への引き渡しの方法か、教職員の指導のもとに帰宅させます。安全が確認されない場合は、児童・生徒等は学校で保護します。

(主な確認事項)

- ・ あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引き渡しの基準や条件を詳細に定めておいたり、家庭の状況を把握し、保護者の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めたりする等、混乱がないように事前の協議・確認が必要です。
- ・ 保護者への連絡に際しては、大規模地震時も考慮し、電話連絡のほかメール、学校ホームページの利用、民間事業者が運営するメール一斉配信サービスなど、連絡方法の複数化を図ります。
- ・ 児童・生徒等を帰宅させた場合は、帰宅したことを確認し、学校で全体の状況を把握する必要があります。

## ■ 日ごろから火山災害に備えて

### ◆ 平常時の主な対応

- 所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、教職員間で情報の共有を図ります。
- 噴火警報等、火山活動に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整備、確認しておきます。
- 防災マップ等を参考に学校に影響を及ぼす可能性のある火山現象を把握しておきます。
- 学校周辺に火山がなくても遠足や修学旅行等で訪れる場合もあり、その際には現地情報の収集を行うとともに過去の災害事例等も確認しておきます。
- 児童・生徒に対して、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育を実施します。

### ★ チェックリストのポイント

原則「大規模地震編 I章 日ごろから大地震に備えて（P18～29）」を準用します。

## ■ 火山災害時の対応

### ◆ 噴火発生時等の主な対応

- 降灰等があった場合は、屋内に退避することとし、できるだけ降灰が屋内に入らないよう窓を閉めるなどの措置を講じます。
- 情報を収集し、火山活動の状況を迅速かつ正確に把握します。
- 各自治体の防災担当課等の指示に従い、適切な対応をとります。

### ★ チェックリストのポイント

原則「大規模地震編 Ⅲ章 地震発生直後の対応について（P42～58）」を準用します。

## 資料

**資料1** 噴火警戒レベルについて

**資料2** 富士山の噴火警戒レベル

**資料3** 箱根山の噴火警戒レベル

**資料4** 降灰予報について

**資料5** 主な火山被害について

噴火警戒レベル（「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」）について

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標です。

噴火警戒レベルの活用にあたっては以下の点に留意する必要があります。

- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番どおりになるとは限りません（下がるときも同様です）。
- ・各レベルで想定する火山活動の状況及び噴火時等の防災対応に係る対象地域や具体的な対応方法は、地域により異なります。
- ・降雨時の土石流等、噴火警報の対象外の現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等他の情報にも留意してください。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		説明			
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応	
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
			レベル 4	高齢者等 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル 3	入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
		火口周辺	レベル 2	火口周辺 規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等）。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1	活火山で あることに 留意		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。		特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

注 1: 住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。

注 2: 避難・高齢者等避難や入山規制の対象地域は、火山ごとに火山防災協議会での共同検討を通じて地域防災計画等に定められています。ただし、火山活動の状況によっては、具体的な対象地域はあらかじめ定められた地域とは異なることがあります。

注 3: 表で記載している「火口」は、噴火が想定されている火口あるいは火口が出現しうる領域(想定火口域)を意味します。あらかじめ噴火場所(地域)を特定できない伊豆東部火山群等では「地震活動域」を想定火口域として対応します。

注 4: 火山別の噴火警戒レベルのリーフレットには、「大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等が居住地域まで到達するような大きな噴火が切迫または発生」(噴火警戒レベル5の場合)等、レベルごとの想定される現象の例を示しています。

出典：気象庁HPより抜粋 ([http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm](http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm))

## ○ 避難促進施設（市町村地域防災計画に定められた施設）について

平成26年9月の御嶽山噴火では、水蒸気爆発が突如発生し、火口周辺にいた登山者が多く被災しました。

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策特別措置法の改正により、住民だけではなく、登山者や観光客も含めた警戒避難体制を整備するため、登山者等が集まる拠点の施設や避難に時間のかかる高齢者等が利用する施設に対し、利用者の安全確保のための計画作り、訓練実施が義務付けられました。

### 1 対象施設

火山の噴火等があった場合に、施設利用者の円滑で迅速な避難を確保する必要があると認められ、市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地が記載された以下の施設

#### ○不特定多数の方が利用する施設

登山口周辺のロープウェイの停留場、ケーブルカーの駅、港の待合所、宿泊施設、レストハウス、大規模商業施設等

#### ○主に防災上の配慮を必要とされる方が利用する施設

老人福祉施設、障害者支援施設、学校、病院等

### 2 市町村からの情報伝達

市町村から避難促進施設の管理者等に対し、火山活動に関する情報を伝達されるようになります。

### 3 避難確保計画の作成・報告

火山の噴火時等に施設利用者が円滑、迅速に避難するための計画（避難確保計画）の作成が必要です。避難確保計画を作成（変更）したときは、遅延なく、これを市町村長に報告するとともに、公表が必要です。

### 4 避難訓練の実施

避難確保計画に定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果の市町村長への報告が必要です。従業員は訓練に参加することが必要になります。また、利用者の方に、訓練への協力を求めることができます。

（参考）

神奈川県火山災害警戒地域

火山名	市町村名
富士山	（7市町）相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町
箱根山	（1町）箱根町

# 富士山の 噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

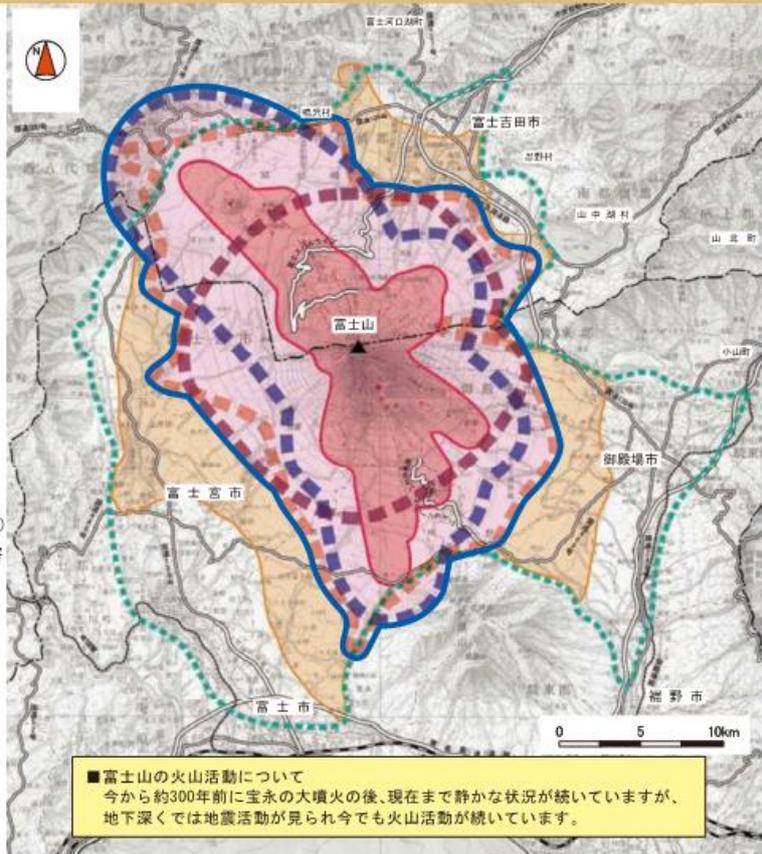


## ■富士山 噴火警戒レベルに対応した規制範囲

- 富士山では、噴火した時に影響が及ぶ可能性の高い範囲を以下のように推定しています（全ての範囲が同時に危険になるわけではありません）
- 火口ができる可能性の高い範囲
- 噴火しそうな時、噴火が始まった時すぐに避難が必要な範囲（火砕流、噴石、溶岩流の影響が及ぶ可能性の高い範囲を重ねたものです）
- 火砕流の流下範囲
- 噴石の到達範囲
- 溶岩流（3時間以内に山頂から流下する範囲）
- ※積雪時には融雪型火山泥流の到達範囲も対象になります。
- 溶岩流が24時間以内に到達する範囲

### 噴火警戒レベルと必要な防災対応

- 噴火する前の段階
  - ・レベル5（避難）及びレベル4（高齢者等避難）の3つの範囲での避難準備及び災害時要援護者避難等
  - ・レベル3（入山規制）の範囲での活動自粛等
  - ・レベル2（火口立入規制）限定的な危険地域の立入規制等
  - ・レベル1（活火山であることに留意）特になし
- 噴火開始後の段階
  - 状況に応じて対象範囲を判断することになります。

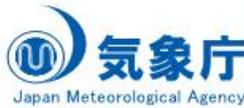


■ 富士山の火山活動について  
今から約300年前に宝永の大噴火の後、現在まで静かな状況が続いていますが、地下深くでは地震活動が見られ今でも火山活動が続いています。

■ この図は、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会、平成16年6月）に基づいています。  
■ 富士山の噴火警戒レベルは地元自治体と協議して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等は地域防災計画等で定められておりますので詳細については富士山周辺の下記自治体[※]にお問い合わせください。  
※静岡県、富士市、御殿場市、裾野市、富士宮市、小山町、山梨県、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、山中湖村、忍野村、鳴沢村、身延町、神奈川県



本冊子は、複製許インクを使用しています。



気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター  
TEL : 03-6758-3900 (内線5189) <https://www.jma.go.jp/>  
■ 甲府地方気象台 TEL:055-222-9101 <https://www.data.jma.go.jp/kofu/>  
■ 静岡地方気象台 TEL:054-286-3521 <https://www.data.jma.go.jp/shizuoka/>  
■ 横浜地方気象台 TEL:045-621-1999 <https://www.data.jma.go.jp/yokohama/>

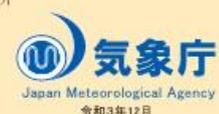


平成19年12月1日運用開始

## 富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に推積  <b>その他の噴火事例</b>                      貞観噴火（864～865年）：                      北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達                      延暦噴火（800～802年）：                      北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）：                      地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月14日まで（噴火開始数日前）：                      山麓で有感となる地震が増加</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から 居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月3日以降（噴火開始十数日前）：                      山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</li> </ul>
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。  <b>過去事例</b> 該当する記録なし</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。</li> </ul>

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。  
 注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特性されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。  
 注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。  
 各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。  
 ■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。  
<https://www.jma.go.jp/>



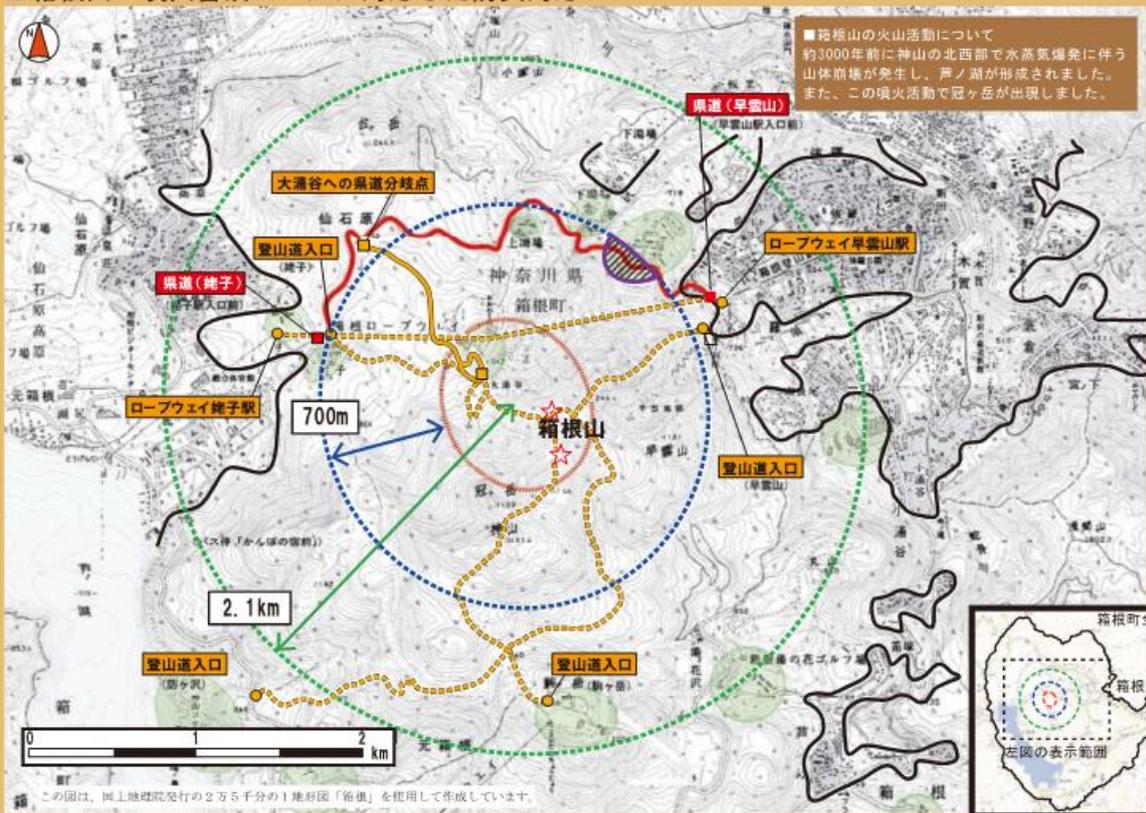
# 箱根山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



## ■箱根山 噴火警戒レベルに対応した防災対応



●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。＜大涌谷周辺での噴火を想定した場合＞

レベル5（避難）	危険な居住地域（）からの避難等。	：規制道路	：居住区域	：過去の火口
レベル4（高齢者等避難）	警戒が必要な居住地域（）での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。 箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示を発令。	：登山道、ロープウェイ	：保全対象施設	：想定火口域
レベル3（入山規制）	想定火口域の端から約700m（）以内の立入禁止。 県道（）は通行できません。	：特定地域		
レベル2（火口周辺規制）	想定火口域（）周辺の立入禁止。 県道（）、登山道等（）は通行できません。			
レベル1（活火山であることに留意）	状況に応じて想定火口域（）内への立入規制等。			

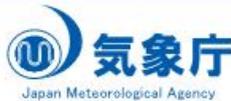
■この図は「箱根町（大涌谷）火山避難計画」（箱根火山防災協議会、平成27年8月）に基づき作成しています。

■箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根山火山防災協議会において作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については箱根町にお問い合わせください。

■特定地域は、居住地域よりも想定火口に近く、別荘等の施設が含まれる地域です。居住地域よりも早い段階（レベル3）で避難が必要となります。



本冊子は、神龍堂インクを印刷しています。



気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター  
TEL: 03-6758-3900(内線5189) <https://www.jma.go.jp/>  
■横浜地方気象台 TEL: 045-621-1999  
<https://www.data.jma.go.jp/yokohama/>  
□箱根町総務防災課 TEL: 0460-85-9562

平成21年3月31日運用開始  
平成29年6月14日改定



## 箱根山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (1-5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 <b>過去事例</b> 3000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生</li> <li>●規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> <li>●小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生。 <b>過去事例</b> 12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生</li> </ul>
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。  箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示を発令。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。  特定地域では避難。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●想定火口域を超えて大きな噴石が飛散するような噴火の発生。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> <li>●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 2015年6月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化</li> </ul>
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 2001年6～10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏。</li> <li>●一時的な地震の増加。 <b>過去事例</b> 1966年6～7月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2006年9～11月：一時的な地震の増加 2013年1～2月：一時的な地震の増加</li> </ul>

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

※箱根町はレベル4の段階で避難指示を発令します。

※箱根町はレベル3の段階で特定地域に対して避難指示を発令します。

※箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根山火山防災協議会において作成しました。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、詳細については箱根町にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。 <https://www.jma.go.jp/>



## 降灰予報について

### ○降灰予報とは

火山噴火に伴い空から降ってくる火山灰（降灰）は、その量に応じて様々な被害をもたらします。気象庁が平成20年より発表している降灰予報では、降灰の量に関する予測がお伝えできていませんでしたが、平成27年3月にスタートした新しい降灰予報では量の予測を含めた予報として、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報をお伝えします。また、活動が活発化している火山では、もしも今日、噴火が起こるとしたら、この範囲に降灰があります、という事前の情報も提供します。さらに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報します。

### ○情報発表の流れ

#### ① 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表します。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供します。

#### ② 降灰予報（速報）

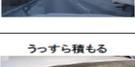
- ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。
- ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表します。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供します。

#### ③ 降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表します。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。
- ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）を発表します。
- ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表します。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供します。

### ○降灰量階級表

降灰量の情報を、わかりやすく、防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を階級で表現します。降灰量を、降灰の厚さによって「多量」「やや多量」及び「少量」の3階級に区分し、降灰量階級表では、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示します。

名称	厚さ キーワード	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響
		路面	視界	人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	<b>外出を控える</b> 機性の喘息や機性閉塞性肺疾患（肺炎など）が悪化し健康な人でも目・鼻のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	<b>運転を控える</b> 降ってくる火山灰や積もった火山灰を避けるため視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がけへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	<b>マスク等で防護</b> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<b>徐行運転する</b> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	畑などの農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがよくわかる 	<b>窓を閉める</b> 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	<b>フロントガラスの除灰</b> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可 [※]

出典：気象庁HPより抜粋 ([http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html](http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html))

## 主な火山被害について

火山は時として大きな災害を引き起こします。災害の要因となる主な火山現象には、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、小さな噴石・火山灰、火山ガス等があります。また、火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなります。

特に、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流は、噴火に伴って発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、防災対策上重要度の高い火山現象として位置付けられており、噴火警報や避難計画を活用した事前の避難が必要です。

大きな噴石	<p>噴石（噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石）のうち、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものを呼んでいます。</p> <p>避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要です。</p>	 <p>浅間山の噴石（平成17年8月4日）</p>
火砕流	<p>噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象です。</p> <p>火砕流の速度は時速百km以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえるため、噴火警報等を活用した事前の避難が必要です。</p>	 <p>雲仙岳の火砕流（平成6年6月24日）</p>
融雪型火山泥流	<p>火山活動によって火山を覆う雪や氷が融かされることで発生し、火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象です。</p> <p>流速は時速数十kmに達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがあります。積雪期の噴火時等には融雪型火山泥流の発生を確認する前に避難することが必要です。</p>	 <p>ネバデルルイス火山の融雪型火山泥流（1985年） 米国地質調査所のHPより</p>
溶岩流	<p>溶けた岩石が地表を流れ下る現象です。</p> <p>流下速度は地形や溶岩の温度・組成により異なりますが、比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もあります。</p>	 <p>伊豆大島噴火の溶岩流（昭和61年11月19日）</p>

## 火山災害編

<p>小さな噴石・火山灰</p>	<p>噴石（噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石）のうち、直径数cm程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降るものを小さな噴石と呼んでいます。</p> <p>特に火口付近では、小さな噴石でも弾道を描いて飛散し、登山者等が死傷することがあります。</p> <p>噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径2mm未満）を火山灰といいます。風によって火口から離れた広い範囲にまで拡散します。火山灰は、農作物、交通機関（特に航空機）、建造物などに影響を与えます。</p>	 <p>三宅島の降灰（平成12年7月16日）</p>
<p>火山ガス</p>	<p>火山活動により地表に噴出する高温のガスのことを火山ガスといいます。</p> <p>噴火によって溶岩や破片状の固体物質などの火山噴出物と一体となって噴出するものを含みます。「噴気」ともいいます。水、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを主成分としています。</p> <p>火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等を発生する可能性があります。</p>	 <p>火山ガスを大量に含む噴煙（三宅島 2001年1月）</p>
<p>火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流</p>	<p>火山において火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象を火山泥流といいます。火山噴出物が雪や氷河を溶かす、火砕物が水域に流入する、火口湖があふれ出す、火口からの熱水あふれ出し、降雨による火山噴出物の流動、などを原因として発生します。流速は時速数十kmに達することがあります。</p> <p>水と土砂が混合して流下する現象を土石流といいます。流速は時速数十kmに達することがあります。噴火が終息した後も継続することがあります。</p> <p>土石流と火山泥流の区別は難しいですが、気象庁では、降雨により火山噴出物が流動することで発生する火山泥流のことをいう場合に土石流を使用しています。</p> <p>「土砂災害緊急情報」を踏まえ、気象台は、気象情報（予想雨量の情報）を發表します。噴火後に雨が予想されている時は、川の近くや谷の出口に近づかないようにしましょう。</p>	 <p>土石流被害を受けた家屋 国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所提供</p>

出典：気象庁HPより抜粋 (<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/volsaigai/saigai.html>)

（参考資料・参考文献）

○ 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」の作成について（平成30年2月 文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm)

○ 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」の作成について（平成24年3月 文部科学省）  
[http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm)